



議案番号	件名	頁	摘要
23	令和7年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算（第1号）	445	
24	令和7年度豊岡市水道事業会計補正予算（第5号）	459	
25	令和7年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）	469	
26	令和8年度豊岡市一般会計予算		別冊 一般会計予算
27	令和8年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算		別冊 特別会計予算
28	令和8年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算		〃
29	令和8年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算		〃
30	令和8年度豊岡市介護保険事業特別会計予算		〃
31	令和8年度豊岡市診療所事業特別会計予算		〃
32	令和8年度豊岡市霊苑事業特別会計予算		〃
33	令和8年度豊岡市太陽光発電事業特別会計予算		〃
34	令和8年度豊岡市管理会財産区特別会計予算		〃
35	令和8年度豊岡市水道事業会計予算		〃
36	令和8年度豊岡市下水道事業会計予算		〃
追加予定	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		
〃	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		

議案番号	件名	頁	摘要
追加予定	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	/	
〃	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	/	



報告第2号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）



専決第2号

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度豊岡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,531,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		18,913,285	150,000	19,063,285
	1. 地方交付税	18,913,285	150,000	19,063,285
歳入合計		56,381,954	150,000	56,531,954

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		9,427,740	3,739	9,431,479
	1. 総 務 管 理 費	8,245,646	3,739	8,249,385
8. 土 木 費		6,119,790	146,000	6,265,790
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	2,217,658	146,000	2,363,658
10. 教 育 費		5,613,754	261	5,614,015
	5. 社 会 教 育 費	948,416	261	948,677
歳 出 合 計		56,381,954	150,000	56,531,954

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	18,913,285	150,000	19,063,285
歳入合計	56,381,954	150,000	56,531,954



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	9,427,740	3,739	9,431,479
8. 土木費	6,119,790	146,000	6,265,790
10. 教育費	5,613,754	261	5,614,015
歳出合計	56,381,954	150,000	56,531,954

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,739
			146,000
			261
0	0	0	150,000

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 交 付 税	18,913,285	150,000	19,063,285
計	18,913,285	150,000	19,063,285

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	地 方 交 付 税	150,000	特別交付税 150,000

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,151,204	1,000	2,152,204				1,000
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	115,505	95	115,600				95
15. 日高振興局費	261,337	410	261,747				410
17. 但東振興局費	26,372	335	26,707				335
32. 地域コミュニティ推進費	561,486	1,899	563,385				1,899
計	8,245,646	3,739	8,249,385				3,739

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 雪 害 対 策 費	1,117,875	146,000	1,263,875				146,000
計	2,217,658	146,000	2,363,658				146,000

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 図 書 館 費	355,549	66	355,615				66

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		1,000	人事給与費 【人事課】 業務委託料 除雪業務	1,000 1,000
13. 使用料及び賃借料		95	コウノトリ文化館管理費 【コウノトリ共生課】 重機借上料	95 95
12. 委託料		410	庁舎管理費 【日高地域振興課】 業務委託料 除雪業務	410 410
12. 委託料		335	庁舎管理費 【但東地域振興課】 業務委託料 除雪業務	335 335
12. 委託料		1,800	コミュニティセンター管理費 【地域づくり課】 業務委託料 除雪業務	1,899 1,800
13. 使用料及び賃借料		99	重機借上料	99

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		146,000	雪害対策事業費 【建設課】 業務委託料 除雪業務	146,000 146,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		66	図書館管理費 【教育総務課】 業務委託料 除雪業務	66 66

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 博物館等管理費	145,039	195	145,234				195
計	948,416	261	948,677				261

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	195	日本・モンゴル民族博物館管理費 【但東地域振興課】 業務委託料 195 除雪業務 195



## 第2号議案

### 豊岡市過疎地域持続的発展計画の策定について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（理由）

2021年度に策定した「豊岡市過疎地域持続的発展計画」の計画期間が2025年度で終了することに伴い、新たに計画を策定するため。



# 豊岡市過疎地域持続的発展計画

2026（令和8）～2030（令和12）年度  
（案）

2026（令和8）年

兵庫県豊岡市

## 目 次

1	基本的な事項	
(1)	市（区域）の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	計画	13
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	14
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	17
(3)	計画	19
(4)	産業振興促進事項	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27
(3)	計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	39
	(3) 計画	39
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
8	医療の確保	
	(1) 現況と問題点	41
	(2) その対策	42
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
9	教育の振興	
	(1) 現況と問題点	44
	(2) その対策	45
	(3) 計画	45
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
10	集落の整備	
	(1) 現況と問題点	48
	(2) その対策	48
	(3) 計画	49
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
11	地域文化の振興等	
	(1) 現況と問題点	50
	(2) その対策	51
	(3) 計画	51
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
12	再生可能エネルギーの利用促進	
	(1) 現況と問題点	54
	(2) その対策	54
	(3) 計画	54
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	55
	(別表) 過疎地域持続的発展特別事業分	
	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	56
	2 産業の振興	56
	4 交通施設の整備、交通手段の確保	58

5 生活環境の整備 .....	59
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....	59
9 集落の整備 .....	59
10 地域文化の振興等 .....	60

計画策定・変更履歴

2026年3月 日 策定

# 1 基本的な事項

## (1) 市（区域）の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は兵庫県の北東部に位置し、北は日本海、東は京都府に接し、兵庫県庁から約 100km の位置にある。

市域は東西 40km、南北 30km にわたり、総面積は 697.55 km<sup>2</sup>で兵庫県全体の 8.3% を占めている。市域の約 8 割を森林が占め、中央部に円山川が流れている。海岸部は山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれている。また、本市を含む京都府京丹後市から鳥取県鳥取市までの「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」が世界ジオパークネットワークへ加盟しており、さらに、「円山川下流域・周辺水田」の約 1,094ha が世界的に重要な湿地として、ラムサール条約に登録されている。

気候は日本海型気候に属し、多雨・多湿で一年を通じて寒暖の差が比較的大きい。冬期は北西の季節風が日本海から吹き、降雨や降雪の日が多くなる傾向がある。

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条の規定により、市の北西部で日本海に面した竹野地域（旧竹野町区域）とその東に隣接する城崎地域（旧城崎町区域）、及び市の南東部に位置し、京丹後市、与謝野町及び福知山市と隣接する但東地域（旧但東町区域）が過疎地域として指定されている。

旧城崎町は 1895（明治 28）年に町制を施行、1955（昭和 30）年に城崎町と内川村が合併し、旧城崎町となった。

旧竹野町は 1955（昭和 30）年に竹野村、中竹野村、奥竹野村、三椒村が合併し、竹野村となった後、1957（昭和 32）年に町制を施行し旧竹野町となった。

旧但東町は 1956（昭和 31）年に合橋村、高橋村、資母村が合併し旧但東町となった。

そして、2005（平成 17）年 4 月 1 日に旧豊岡市、旧城崎町、旧竹野町、旧日高町、旧出石町、旧但東町の 1 市 5 町が合併して豊岡市が発足した。

城崎地域は面積 31.19 km<sup>2</sup>で、三方を山に囲まれ、中央を円山川が貫流し、谷合と河畔に集落が点在している。また地域の約 45% が山陰海岸国立公園に指定されている。本地域には約 1400 年の歴史を持つ全国的に有名な城崎温泉がある。交通アクセスとしては、コウノトリ但馬空港の開港や JR 山陰本線の電化など徐々に条件が整備されつつあるが、さらに北近畿豊岡自動車の整備や JR 山陰本線の複線化など交通基盤整備の遅れを解消することが課題である。

竹野地域は面積 102.77 km<sup>2</sup>で、三方を山に囲まれ、北は日本海に面している。海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、風光明媚な海岸線を有し、日本の渚百選と快水浴場百選に選定されている山陰随一の竹野浜海水浴場には、シーズン中、多くの観光客が訪れる。本地域は、農業、漁業など第 1 次産業が基幹産業であったが、高

度経済成長とともに第2次、第3次産業の比率が高くなってきた。従来、観光産業を振興してきたことから民宿など関連産業も盛んであったが、ニーズの変化により四季型観光への移行に向けた施設整備やアクセス道路の改善が求められる。

但東地域は面積 161.93 km<sup>2</sup>で豊岡市の南東部に位置し、三方を京都府に囲まれ、山林が全体の約 88%を占め、集落は河川沿いに点在している。本地域は古くから絹織物の流通関係から京都文化の影響を受け、絹織物が産業として発展してきたが、生活様式の変化や輸入拡大等により衰退している。このため、都市と農村との交流活動を活発に展開するとともに各種の交流施設整備を進めてきている。

## イ 過疎の状況

本市の人口は 1980（昭和 55）年の 96,448 人をピークに年々減少し、2020（令和 2）年の国勢調査では 77,489 人と 19.7%の減となっている。

過疎地域の人口動向は、城崎地域では 1965（昭和 40）年をピークに、竹野地域と但東地域では 1920（大正 9）年の国勢調査以来、人口減少の一途をたどっており、その要因として若年層の転出超過や、さらに近年は晩婚化や未婚化による出生数の低下が大きな要因と考えられる。一方で、高齢者比率は 1985（昭和 60）年頃から急速に高まり、2020（令和 2）年の 3 地域の高齢者比率は 44.0%と、約 2.3 人に 1 人が高齢者となっている。県平均の 29.3%、全国平均の 28.8%と比較しても著しく高齢化が進んでおり、今後も進行するものと見込まれる状況にある。

このような中、旧城崎町、旧竹野町、旧但東町は、これまで過疎地域の指定を受け、それぞれ各種振興策を講じてきた。2005（平成 17）年 4 月の市町合併以降も、旧 3 町は一部過疎地域として、2000（平成 12）年の過疎地域自立促進特別措置法による支援を活用し、観光や農林業などの産業基盤整備、道路や橋りょう、水道などの生活基盤整備、情報基盤整備、医療や消防など安全・安心のための環境整備、地域づくり活動への支援など、地域住民の生活基盤の充実を図ってきた。

しかし、依然として人口減少に歯止めはかかっておらず、若者の流出が続くなど過疎地域の持続的発展には厳しい局面が続いている。

2015（平成 27）年に「豊岡市地方創生総合戦略」、2020（令和 2）年に「第 2 期豊岡市地方創生総合戦略」を策定し、人口減少のスピードを極力和らげるとともに、人口減少下にあっても地域活力を維持できる施策を展開している。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、上位計画における位置づけ等に配慮した社会経済的発展方向の概要

3 地域における産業構造は 1960（昭和 35）年には第 1 次産業 55.6%、第 2 次産業 13.7%、第 3 次産業 30.7%であったが、高度経済成長により専業農家が第 2 種兼業農家に移行し、併せて農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足等により年々第 1 次産業の割合が減少し、2020（令和 2）年には第 1 次産業 8.6%、第 2 次産業

23.6%、第3次産業 67.0%となっている。このような産業構造の変化は今後も続くものと推測されるが、過疎地域の特性である農林水産資源を生かすことが、地域の振興に不可欠であり、第1次産業の維持が大きな課題となっている。

本市過疎地域持続的発展計画の上位計画である「豊岡市基本構想」は、2017（平成29）年度に策定した。めざすまちの将来像を『小さな世界都市-Local & Global City-』とし、「人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち」を目指している。

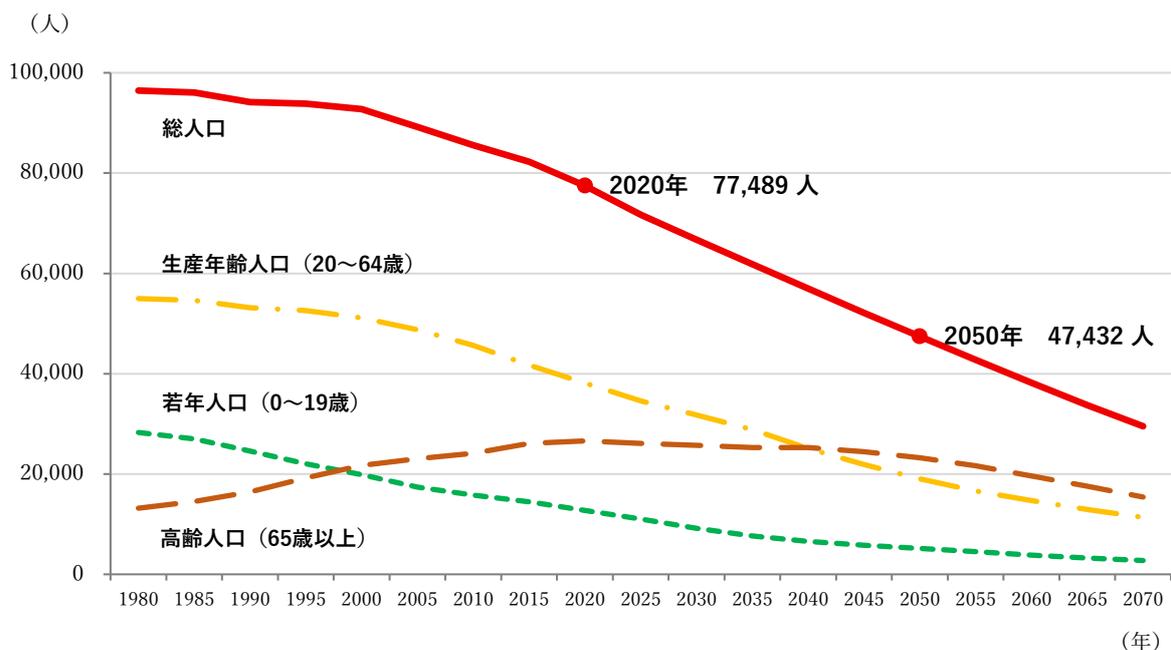
## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

日本が高度経済成長に入った1960（昭和35）年の3地域の人口構造は、高齢者比率9.3%、若年者比率19.9%であったが、2020（令和2）年の国勢調査では高齢者比率は44.0%となり、若年者比率は8.9%と大きく逆転した。

2015（平成27）年に策定し、2025（令和7）年3月に2020（令和2）年の国勢調査を反映させた「豊岡市人口ビジョン」では、3地域を含む本市の人口は今後減少のペースを加速し、2020（令和2）年に77,489人であったものが2050（令和32）年には47,432人になると推計している。年齢3区分別の減少率は、0歳から19歳の若年人口で約59%と最も高くなっているが、20歳から64歳の生産年齢人口においても50%の減少を見込んでおり、2050年の高齢者サポート比（高齢者1人あたりの生産年齢人口）は0.8人に低下すると推計している。

図1 人口の推移と見通し



出典：豊岡市人口ビジョン（2025年3月）図1及び図2より作成

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

〈過疎地域計〉

区分	1960年 (昭和35年)		1965年 (昭和40年)		1970年 (昭和45年)		1975年 (昭和50年)		1980年 (昭和55年)	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総数	22,761	—	21,401	-6.0	19,811	-7.4	19,157	-3.3	18,446	-3.7
0歳～14歳	7,350	—	6,049	-17.7	4,838	-20.0	4,262	-11.9	3,777	-11.4
15歳～64歳	13,290	—	13,133	-1.2	12,609	-4.0	12,308	-2.4	11,704	-4.9
うち15歳～29歳 (a)	4,527	—	4,002	-11.6	3,648	-8.8	3,488	-4.4	2,961	-15.1
65歳以上 (b)	2,121	—	2,174	2.5	2,364	8.7	2,613	10.5	2,965	13.5
(a)／総数 若年者比率	19.9%	—	18.7%	—	18.4%	—	18.2%	—	16.1%	—
(b)／総数 高齢者比率	9.3%	—	10.2%	—	11.9%	—	13.6%	—	16.1%	—

区分	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	17,845	-3.3	17,096	-4.2	16,534	-3.3	15,827	-4.3	14,690	-7.2
0歳～14歳	3,535	-6.4	3,124	-11.6	2,762	-11.6	2,352	-14.8	1,872	-20.4
15歳～64歳	11,097	-5.2	10,339	-6.8	9,673	-6.4	8,863	-8.4	8,122	-8.4
うち15歳～29歳 (a)	2,529	-14.6	2,278	-9.9	2,171	-4.7	2,054	-5.4	1,768	-13.9
65歳以上 (b)	3,150	6.2	3,633	15.3	4,099	12.8	4,612	12.5	4,696	1.8
(a)／総数 若年者比率	14.2%	—	13.3%	—	13.1%	—	13.0%	—	12.0%	—
(b)／総数 高齢者比率	17.7%	—	21.3%	—	24.8%	—	29.1%	—	32.0%	—

区分	2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)		2020年 (令和2年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	13,493	-8.1	12,270	-9.1	10,985	-10.5
0歳～14歳	1,503	-19.7	1,198	-20.3	990	-17.4
15歳～64歳	7,212	-11.2	6,180	-14.3	5,150	-16.7
うち15歳～29歳 (a)	1,505	-14.9	1,264	-16.0	982	-22.3
65歳以上 (b)	4,777	1.7	4,880	2.2	4,835	-0.9
(a)／総数 若年者比率	11.2%	—	10.3%	—	8.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	35.4%	—	39.8%	—	44.0%	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計が総数と一致しない場合がある。

表 1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査)

〈豊岡市計〉

区分	1960年 (昭和35年)		1965年 (昭和40年)		1970年 (昭和45年)		1975年 (昭和50年)		1980年 (昭和55年)	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総数	99,572	—	96,644	-2.9	94,732	-2.0	95,687	1.0	96,448	0.8
0歳～14歳	30,598	—	25,955	-15.2	23,178	-10.7	22,768	-1.8	22,008	-3.3
15歳～64歳	60,340	—	61,410	1.8	61,439	0.0	61,259	-0.3	61,254	0.0
うち15歳～29歳 (a)	22,272	—	21,264	-4.5	20,458	-3.8	19,107	-6.6	16,981	-11.1
65歳以上 (b)	8,634	—	9,234	6.9	10,115	9.5	11,686	15.5	13,186	12.8
(a)／総数 若年者比率	22.4%	—	22.0%	—	21.6%	—	20.0%	—	17.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.7%	—	9.6%	—	10.7%	—	12.2%	—	13.7%	—

区分	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	96,086	-0.4	94,163	-2.0	93,859	-0.3	92,752	-1.2	89,208	-3.8
0歳～14歳	20,792	-5.5	17,947	-13.7	16,072	-10.4	14,508	-9.7	12,966	-10.6
15歳～64歳	60,788	-0.8	59,764	-1.7	58,557	-2.0	56,489	-3.5	53,177	-5.9
うち15歳～29歳 (a)	15,511	-8.7	15,196	-2.0	15,342	1.0	14,718	-4.1	12,122	-17.6
65歳以上 (b)	14,443	9.5	16,444	13.9	19,230	16.9	21,714	12.9	23,059	6.2
(a)／総数 若年者比率	16.1%	—	16.1%	—	16.3%	—	15.9%	—	13.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	15.0%	—	17.5%	—	20.5%	—	23.4%	—	25.8%	—

区分	2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)		2020年 (令和2年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	85,592	-4.1	82,250	-3.9	77,489	-5.8
0歳～14歳	11,893	-8.3	10,620	-10.7	9,482	-10.7
15歳～64歳	49,523	-6.9	45,281	-8.6	41,006	-9.4
うち15歳～29歳 (a)	10,409	-14.1	9,377	-9.9	8,295	-11.5
65歳以上 (b)	24,144	4.7	25,983	7.6	26,522	2.1
(a)／総数 若年者比率	12.2%	—	11.4%	—	10.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.2%	—	31.6%	—	34.2%	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計が総数と一致しない場合がある。

## イ 産業構造

過疎地域における産業構造は、1960（昭和 35）年では第 1 次産業の就業人口比率が 55.6%、第 2 次産業は 13.7%、第 3 次産業は 30.7%となっていた。1975（昭和 50）年には第 2 次産業就業人口比率が第 1 次産業就業人口比率に迫り、1980（昭和 55）年にその比率が逆転した。その後も第 1 次産業就業人口比率は減少を続け、2020（令和 2）年ではわずか 8.6%となっている。

一方、第 2 次産業就業人口比率は 1990（平成 2）年に 33.8%まで増加したものの、その後減少に転じ、2020（令和 2）年では 23.6%となっている。また、第 3 次産業就業人口比率は年々増加し、2020（令和 2）年では 67.0%となっており、第 3 次産業への就業構造の変化は今後も続くものと思われる。

### (3) 行財政の状況

行政に対する住民ニーズは年々増大・多様化しており、厳しい財政事情の中でそれらに対応するには財源の効率的かつ重点的な配分が求められ、常に事業の見直し等による行財政の合理化・健全化を図らなければならない。加えて、普通交付税について、2016（平成 28）年度から合併算定替による段階的縮減が始まるなど、本市では今後も厳しい財政事情が続くものと考えられるため、第 5 次行財政改革を着実に推進し、市民との共創によるまちづくり、行政手続きのデジタル化、組織・人員体制の最適化、多機能化・複合化といった横断的な視点を取り入れ、持続可能な行財政運営に努める必要がある。

主要公共施設等の整備水準については、2020（令和 2）年度末現在の 3 地域の道路改良率は 42.2%、舗装率は 60.4%となっており、年々整備されてきたものの十分ではなく、今後は安全・安心を確保するためにも、風水害などの災害に強い道路整備に取り組む必要がある。

また、生活環境の向上に向けて展開してきた生活排水処理施設の整備は 3 地域とも概ね完了し、供用開始されている。

表 1-2 財政の状況

〈豊岡市〉

(単位：千円)

区分	2010 年度 (平成 22 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
歳入総額 A	49,156,254	51,486,510	59,352,264
一般財源	30,428,573	34,786,207	29,749,673
国庫支出金	4,850,794	4,446,739	15,420,542
都道府県支出金	2,733,674	2,954,751	3,058,436
地方債	4,610,600	6,283,700	3,598,900
うち過疎対策事業債	216,000	569,900	380,800
その他	6,532,613	3,015,113	7,524,713
歳出総額 B	48,213,160	50,398,143	57,611,370
義務的経費	22,211,627	22,099,986	21,841,712
投資的経費	6,831,021	5,581,457	5,642,730
うち普通建設事業	6,783,676	5,571,165	5,621,754
その他	19,170,512	22,716,700	30,126,928
うち過疎対策事業費	457,862	1,425,622	541,057
歳入歳出差引額 C (A-B)	943,094	1,088,367	1,740,894
翌年度へ繰り越すべき財源 D	181,174	226,874	530,831
実質収支 C-D	761,920	861,493	1,210,063
財政力指数	0.412	0.386	0.391
公債費負担比率	22.6	20.9	18.9
実質公債費比率	18.8	12.6	13.8
経常収支比率	87.0	87.6	94.9
将来負担比率	168.7	112.5	69.3
地方債現在高	59,583,834	60,459,941	48,887,858

※上記は合併後の豊岡市全体の状況

表 1-3 (1) 主要公共施設等の整備状況  
〈過疎地域〉

区分	1970 年度末 (昭和 45 年度末)	1980 年度末 (昭和 55 年度末)	1990 年度末 (平成 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)	9.9	21.2	37.0
舗装率 (%)	3.4	19.5	48.4
農道			
延長 (m)			
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	12.4	37.2	57.7
林道			
延長 (m)			
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.4	5.0	6.0
水道普及率 (%)	85.3	95.7	99.9
水洗化率 (%)			0.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	—	—	—

区分	2000 年度末 (平成 12 年度末)	2010 年度末 (平成 22 年度末)	2020 年度末 (令和 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)	38.3	41.1	42.2
舗装率 (%)	54.9	60.1	60.4
農道			
延長 (m)		74,710	74,900
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	68.8	—	—
林道			
延長 (m)		85,037	85,037
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.7	—	—
水道普及率 (%)	99.7	99.9	99.9
水洗化率 (%)	28.0	89.2	92.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	0.4	0.0	0.0

表 1-3 (2) 主要公共施設等の整備状況

〈豊岡市〉

区分	1970 年度末 (昭和 45 年度末)	1980 年度末 (昭和 55 年度末)	1990 年度末 (平成 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)			
舗装率 (%)			
農道			
延長 (m)			
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)			
林道			
延長 (m)			
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.0	3.4	3.7
水道普及率 (%)	85.5	90.4	93.8
水洗化率 (%)			12.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	8.4	9.2	9.1

区分	2000 年度末 (平成 12 年度末)	2010 年度末 (平成 22 年度末)	2020 年度末 (令和 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)	46.2	50.8	52.8
舗装率 (%)	65.1	69.5	69.7
農道			
延長 (m)		295,356	292,943
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	51.5	—	—
林道			
延長 (m)		121,205	124,205
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.9	—	—
水道普及率 (%)	96.6	99.9	99.9
水洗化率 (%)	45.0	89.8	94.6
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	9.8	8.7	8.0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

兵庫県が定める過疎地域持続的発展方針の理念である「一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくり」及び3つの取組み方針①地域への人の流れの拡大、②地域を支える産業の振興、③安心して豊かな生活が送れる地域づくり、に基づくとともに、本市の基本構想や地方創生総合戦略に沿って取組みを推進する。

過疎対象となる3地域は、それぞれが個性と可能性を持った地域である。各地域の特性や資源、人材、地域独自の取組みを生かし、地域の主体性や独自性を保ちながら特色ある地域をさらに成長させ、持続的な発展を図る。

城崎地域では、「古より脈々とわきでる温泉、情緒豊かな街並み、ゆったりと時が流れる風景を活かし、“癒し”を感じられる地域づくり」を推進する。

木造3階建ての旅館が軒を並べ、柳並木、浴衣で行き交う人々が独特の温泉情緒を醸し出す景観を守る。さらには、日本人のみならず外国人観光客のニーズや観光スタイルを把握するために、まち全体でデータ収集を実施し、ニーズに合った環境整備など城崎ブランド向上へつながる事業を行うことで、一層の誘客を図る。

竹野地域では、「山・川・海がつながる“恵み多きふるさとの自然”を活用して人と自然が調和した地域づくり」を推進する。

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークなどの恵まれた自然環境を活かした参加体験型・滞在型観光の促進に加えて、北前船や焼杉板の街並み景観、先人が残した書などの地域資源を有効活用し、質の高い「ローカル」にさらに磨きをかけて、地域固有のまちづくりを推進する。

但東地域では、「豊かな自然・風土に向き合い、人々が育んだ恵みを活かし、訪れる人が“癒し”を実感できる地域づくり」を推進する。

里山や農村といった日本の原風景に触れながら、温泉・宿泊施設や農家民宿を活用した交流・体験型のグリーンツーリズムを推進する。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標を、豊岡市人口ビジョンの「2030年の政策目標人口 66,777人」とする。

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の策定・変更については市ホームページで公表する。

上記(5)の基本目標の考え方は、本市の人口ビジョン及び地方創生総合戦略の目標と同じであることから、地方創生戦略会議において、毎年、数値の推移や原因の分析、事業評価を行う。会議資料も全て市ホームページで公開する。

## (7) 計画期間

本計画の期間は、2026（令和 8）年 4 月 1 日から 2031（令和 13）年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の保有する公共施設は、その多くが 1980（昭和 55）年代後半から整備され、既に老朽化した施設も存在している。人口減少や少子化・高齢化の進行など社会状況の変化に伴い、公共施設の利用需要や担うべき役割、機能が変化している。近年の財政状況を踏まえると、これまでと同水準の施設整備への投資は継続困難となりつつある。特に合併前の旧市町時代に整備された用途・目的重複施設が多数存在するため、そのあり方の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、総合管理計画では、地域コミュニティとの連携により必要なサービスを維持・向上させる、施設の安全性を確保する、多額の財政負担を軽減させるといった、公共施設マネジメントの基本的な考え方を示している。

この考え方のもと、公共施設の管理に関する方針を次のとおり定めている。

### ア 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

公共施設の基礎情報、建物情報、運営状況等を把握・分析し、施設情報の見える化を図り、現状と課題に対する市民理解を促進する。その結果や地域実情を踏まえ、施設の統合や廃止、多機能化等を検討し、保有量の最適化を図っていく。

### イ 計画的な保全による長寿命化

施設管理者による日常点検を充実させ、事後保全から予防保全へ転換し、計画的な保全により施設の長寿命化を推進し、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図っていく。

### ウ 効率的・効果的な維持管理・運営

民間が行う方が費用対効果の高い運営が期待できる施設については民間委託等を進めるとともに、予防保全を包括的に民間委託することによる効率的な維持管理のあり方を検討していく。

以上のことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、「豊岡市公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

人口減少を緩和し、持続可能な地域とするために、Iターン者の増加と豊岡出身の若者のUターンを促す必要があり、「仕事」、「住まい」、「暮らし」等の情報を包括的に発信するとともに、様々な機会を通じて移住・定住先としての豊岡の認知や興味を広げ、本市へ訪れる行動を促していく必要がある。

若年層の移住者が多い中、その受け皿として空き家を活用する取組みが拡大している。しかし、空き家は多く存在するものの、現実的にすぐに入居できる物件は少ない状況である。

#### イ 地域間交流

過疎地域の持続的発展は、定住人口の増加はもとより、交流人口の増加が大きく寄与することから、3地域ともに様々な交流活動を展開してきた。異業種・異文化との交流を進めることでユニークな発想が生まれることも期待できることから、積極的な地域間交流が望まれる。そのためには、自然環境に恵まれた農山漁村に気軽に滞在できるような受入れ態勢を整備する必要がある。

また、近年「関係人口」という概念が注目されている。本市でも関係人口は増えつつあり、地域と多様に関わる人や企業がさらに増加する取組みが必要である。

なお、本市が中心地となる但馬定住自立圏においても、圏域を構成する3市2町で圏域内外の住民交流及び圏域への移住促進を掲げており、広域的な取組みを進めている。

#### ウ 人材育成

2017（平成29）年4月、概ね小学校区単位を範囲とする地域コミュニティ組織が立ち上がった。この組織では、地区の将来像を「地域づくり計画」として策定し、地域防災、地域福祉、地域振興、人づくりの分野で様々な活動が行われ、高齢者から若者まで多様な人々が活動に参加している。

しかし、リーダーを担うのは60歳以上の男性が多く、活動参加の割合も若者・女性が少ない状況であり、多様な人々の参画と将来リーダーとなりうる人材の育成が課題である。

また、人口減少が進む中で外国籍の住民は増えており、外国籍市民が地域活動の担い手として活躍することが期待される。

加えて、2021（令和3）年4月、但馬で初の4年制大学である芸術文化観光専門職大学が開学した。本市の強みである観光と芸術文化を学んだ学生が、卒業後、本市に定住し、活躍できる場をつくる取組みを進めていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 移住・定住

- (ア) 「仕事」、「住まい」、「暮らし」等の情報を包括的に発信する。
- (イ) 移住・定住促進のための相談窓口を充実する。
- (ウ) 市営住宅を移住検討者への移住促進住宅やお試し住宅として活用する。
- (エ) 移住希望者の来訪時や移住者の住宅改修に対して支援を行う。
- (オ) 空き家の適切な管理・活用・処分を促進するなどの空き家対策を強化する。

### イ 地域間交流

- (ア) 地域おこし協力隊の積極的な採用と効果的な募集、定住や起業に向けた支援を行う。
- (イ) 気軽に農山漁村を体験できる施設を整備する。
- (ウ) ワークーションやテレワーク環境を整備する。
- (エ) 独身男女の出会いの機会を提供する。
- (オ) 若者の居場所と活躍の機会を創出する。

### ウ 人材育成

- (ア) 地域コミュニティ組織、NPO法人、地域団体、地域おこし協力隊等との協働・連携を促進する。
- (イ) ジェンダーギャップ解消を推進する。
- (ウ) 多文化共生を推進する。
- (エ) 芸術文化観光専門職大学との連携を図る。
- (オ) 地域課題を「ジブンゴト」として捉え、行動する市民を増やす。

## (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進住宅改修事業	市	但東
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業（補助金） ①事業内容 移住者が空き家の改修を行う際の経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行い、移住を促進する。	民間	城崎 竹野 但東

	人材育成	<p>ジェンダーギャップ解消推進事業</p> <p>①事業内容 ジェンダーギャップ解消に向け、市民の理解拡大と浸透に向けた説明会やワークショップを行う。</p> <p>②必要性・効果等 固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや習慣が見直され、多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。</p>	市	城崎 竹野 但東
		<p>多文化共生推進事業</p> <p>①事業内容 外国籍市民が、コミュニティの一員として活躍できる環境を整備する。</p> <p>②必要性・効果等 人口減少が進む過疎地域において、近年増加傾向にある外国籍市民の存在は大きい。多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。</p>	市	城崎 竹野 但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

3地域では、水稻を中心に野菜や果樹などを組み合わせた農業経営が行われてきた。経営耕地面積は576haであり、1農家当たりの平均耕作面積は約138aとなっている。1965（昭和40）年以降、兼業農家への移行や離農などが進み、耕作放棄地や荒廃地が多く見受けられるようになった。また、農業従事者の高齢化と後継者不足がますます農業の衰退に拍車をかけている。このような状況を解決するため、ほ場整備が進められてきたが、農地の集積はなかなか進んでいない。また農業用機械や肥料の高騰、野生動物による農作物被害により、一層厳しい状況に追い込まれている。

今後の農業振興においては、ほ場整備や用排水路等の基盤整備に加え、スマート農業の導入や有機農業の推進による収益性の向上、および若手農家への機械導入支援などによる担い手の確保が不可欠となる。さらに、農村環境の強靱化に向け、有害鳥獣の捕獲体制構築や利活用促進を含めた包括的な対策を講じることで、持続可能な農業と農村社会の実現を目指さなければならない。

##### イ 林業

3地域の林野面積は24,537haで、うち人工林面積は11,780haであり、48%を占めている。人工林は杉、檜が主体で除伐、間伐の時期であり、良質材生産のために健全な森林施業管理が必要である。森林施業の共同化・機械化導入には、林道や作業道等の基盤整備が急務である。

##### ウ 水産業

3地域のうち、竹野地域において日本海沿いの漁村で漁業が営まれてきた。かつては沖合漁業も行われてきたが、消費者の魚離れによる魚価の下落や地球温暖化による漁獲量の減少等から漁業経営は圧迫され、併せて漁業従事者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えている。

このような中で漁業の活性化を図るため、磯焼けした藻場の回復、漁港施設整備などを進める。さらに、限られた水産資源を有効に活用できるよう、栽培漁業の推進や漁場の清掃などの漁場環境の整備が必要である。また、インターネットを活用した直販システムの確立や観光との連携など、水産物の付加価値を高める工夫も必要である。

##### エ 商業・サービス業・情報通信産業

城崎地域では商業地としての集積が見られ、温泉観光地として観光客に対するサ

ービス業が発展してきた。3地域内の商業・サービス業者のほとんどを城崎地域が占め、温泉観光との関わりが非常に大きい。

1993（平成5）年度に1,105,000人あった城崎地域の観光入り込み客数は、長引く不況の中、年々減少傾向にあり、706,900人までに落ち込んでいたが、2011（平成23）年度以降は増加傾向に転換し、2019（令和元）年度は863,600人となっている。しかし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大を受けて、462,900人と大きく減少した。2024（令和6）年度には796,200人まで回復したが、コロナ禍前の水準には達していない。今後は商業自体が地域外から人を惹き付ける観光商業レベルのテーマ・コンセプトを持った商業地づくり、まちづくりが必要であり、今後の城崎にふさわしいブランド構築を図る必要がある。

竹野地域、但東地域においては、豊岡市街地や近隣中核都市への大型店舗出店によって過疎地域内での購買力が低下しており、その対策として起業者に対する支援や企業の活性化を図ることが必要である。特に但東地域においては、既存の小規模店舗が廃業し、食料品や日用品の購入自体が困難な状況となっており、移送、配送サービスを含めた事業への支援が必要である。同地域ではドローン配送の実証実験に取り組んでいるが、通信状況の悪いエリアの解消が求められている。

また、今後、テレワークやワーケーションによる地域経済の活性化に期待が持てることから、過疎地域における情報通信産業の振興を図る必要がある。

## オ 工業

城崎地域では、土産物としての和菓子製造や麦わら細工などの工芸品が主なものであり、観光と密接なつながりを持っている。しかし、就業者が高齢化しており、人材育成や事業承継が課題である。

竹野地域、但東地域では、事業所数が少なく、その規模も小さい。今後は、企業の設備投資や労働環境改善の推進に努め、若者が魅力を感じる雇用を創る必要がある。

但東地域は、かつて絹織物業が主な産業であり、「高級但馬ちりめん」として戦後栄えてきた。現状は、絹織物業以外の小規模事業所が展開されているが、人材不足の状況が見受けられ、外国人就労者によって支えられている。外国人就労者の住居や買い物先の確保などが新たな課題となっている。

## カ 観光

3地域の観光資源は城崎温泉をはじめ、日本の渚百選や快水浴場百選に選ばれている竹野浜、美人の湯として人気のシルク温泉やたんたん温泉福寿の湯などがある。

とりわけ、7つの多様な浴場をめぐる「外湯めぐり」が城崎温泉のスタイルであり、今後も特色ある観光地づくりのための施設の維持管理や泉源管理が必要である。

竹野地域の観光は、夏の海水浴と冬のかにすきに大きく依存しており、通年での

誘客が課題となっている。近年では、外国人観光客も増加しており、観光トイレの洋式化等改修などの対応も必要である。

但東地域では宿泊施設が少なく、関係人口・交流人口の創出の足かせとなっている。シルク温泉やまびこを地域の中核観光拠点施設として、都市部との交流拠点として活用する必要がある。

地域観光を取り巻く環境は大きく変化しており、近年、観光客のスタイルが団体型から個人型へ変化している。そうした中で、アクティビティや体験志向など、多様で個別化している観光客のニーズに対応する必要がある。

さらに、市内や近隣の観光エリアとのネットワーク化による観光客の回遊性を高め、相乗効果を得られるような仕組みづくりが必要である。恵まれた自然や地域に根差した歴史・文化の観光コンテンツ化を図り、観光客の多様なニーズに応えられる環境づくりを進める必要がある。

また、城崎地域を中心に急増している外国人観光客の受入れ体制を強化するため、ハード整備も含めた対応が急務となっている。

産業の振興は、近隣市町や同様の取組みを行う自治体と連携を取りながら、地域資源を活かした多様で魅力ある産業づくりを進めていく必要がある。特に観光分野においては、関係自治体が連携し山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進に力を入れており、但馬定住自立圏においても重点事項に掲げている。

## (2) その対策

### ア 農業

- (ア) 農地の汎用化や水利施設の長寿命化等の基盤整備に加え、スマート農業機械の導入支援等による省力化と生産性の向上を図る。
- (イ) 農地集積による担い手確保や、若手を受け入れる集落営農への支援等により経営の持続性を高め、農産物の高付加価値化と優位販売を推進する。
- (ウ) 農業サービス事業体の育成や6次産業化を進め、確かな経営感覚の醸成や人材育成の強化とともに、多面的な農業経営を推進する。
- (エ) 「コウノトリ育む農法」の推進を図るとともに、有機農業の拡大や地域ブランド認証(コウノトリの舞)の強化により、環境創造型農業による価値向上を図る。
- (オ) 狩猟者の育成強化や捕獲体制の充実、捕獲獣の利活用促進など、有害鳥獣対策を抜本的に強化し、営農意欲と農村環境を維持する。

### イ 林業

- (ア) 森林の育林施策や松くい虫防除事業を推進し、森林の健全化を図り、水源涵養、保全機能を高める。
- (イ) 「豊岡市森林・林業ビジョン」に基づき、「森林整備」「人材育成」「木材利用」

「普及啓発」の4つの柱を掲げ、森林の整備及び保全に取り組む。循環経済としての林業を確立させるため、計画作り、雇用、木材利用のすべてにおいて基盤を整える。さらに、人が山に入り込む入り口を広げ、人と森とが恒久的につながれる体制作りを構築する。

## ウ 水産業

- (ア) 藻場の回復など漁場環境の整備や漁港施設の整備を図る。
- (イ) 稚魚、稚貝の放流を行い、栽培漁業を推進する。

## エ 商業・サービス業・情報通信産業

- (ア) 買い物困難者対策の検討を進める。
- (イ) 多様な創業及び事業承継を支援することにより、地域の経済の担い手となる新たな事業者の創出を図る。

## オ 工業

- (ア) 新製品の販路拡大など、産業の活性化を図るための支援を行う。
- (イ) 設備の効率化・省エネ化、異業種間の交流を促進し、生産性の向上と経営の安定化を図る。
- (ウ) 若者に魅力ある雇用の創出を図る。

## カ 観光

- (ア) 市内の地域間、但馬地域の他の観光拠点とのネットワーク化や情報のネットワーク化を図り、観光客の回遊性を高める。
- (イ) 文化、スポーツ、芸術等の地域の強みを最大限活かし、滞在時間や観光消費額の増加を目指した観光誘客に努める。
- (ウ) 既存観光資源の磨き上げ、活性化を図る。
- (エ) 地域ならではの観光資源を掘り起こし、新たな観光拠点づくりと環境整備を目指す。
- (オ) 外国人観光客の受入れ環境整備として、インバウンド対応の高付加価値コンテンツの造成や磨き上げ、ローカルガイドの育成等のソフト面も含めた取組みを強化する。
- (カ) 観光客の満足度向上を目的とした来訪者アンケートを実施し、観光を通じて、ニーズに合った魅力あるまちづくりを進める。

(3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設再整備事業 観光施設、温泉施設等再整備	市	城崎 竹野 但東
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	豊岡農業スクール開校事業 ①事業内容 就農意欲のある研修生が3年間、 認定農業者のもとで研修する。 ②必要性・効果等 将来の独立自営就農や雇用就農に つながり、農業が持続可能な産業と なる。	市	城崎 竹野 但東
		森林管理 100%作戦推進事業（補助 金） ①事業内容 60年生以下のスギ・ヒノキ人工林 の間伐事業等に要する経費に対し補 助する。 ②必要性・効果等 森林所有者の森林整備意欲を高 め、山林の持つ多面的機能の高度発 揮、適切な森林環境の維持存続を図 る。	森林組合等	城崎 竹野 但東
		有害鳥獣対策（負担金及び補助金） ①事業内容 有害鳥獣対策として金網柵、電気 柵等の設置に対して助成する。 ②必要性・効果等 野生動物被害が減少することによ り生産意欲が高まり、耕作放棄地減 少、離農者減少の効果が見込める。	民間	城崎 竹野 但東
		生産森林組合育成事業（補助金） ①事業内容 生産森林組合運営に必要な経費に 対し補助する。 ②必要性・効果等 地域住民による自主的な山林保護	生産森林組合	竹野 但東

		活動の促進、森林環境の保全と水源涵養が図られるとともに、木材価格低迷等の影響による経営悪化の改善が見込まれる。		
商工業・6次産業化	城崎麦わら細工振興事業	<p>①事業内容</p> <p>城崎麦わら細工振興協議会運営等に必要な経費に対し補助する。</p> <p>また、麦わら細工の歴史と魅力について普及啓発事業を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>城崎麦わら細工の後継者育成、原材料確保を行い、伝統技術を継承することで、産業振興及び地域の活性化を図る。</p>	市 民間	城崎
	商工会補助	<p>①事業内容</p> <p>商工会が城崎、竹野、但東地域で実施する地域振興事業（誘客、職業体験等）に補助する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>地域の魅力とブランド価値の向上につなげ、地域の活性化を図る。</p>	商工会	城崎 竹野 但東
観光	城崎文芸館管理事業	<p>①事業内容</p> <p>城崎文芸館を管理・運営する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>「文学のまち」を体現できる唯一の施設として城崎ブランド向上に必要であり、誘客や物産展などの売上誘発につながる。</p>	民間	城崎
	城崎ブランド力向上事業	<p>①事業内容</p> <p>城崎の魅力を高めるため、夏の風物詩の花火に対する補助、景観を形成する街路樹剪定等の管理、桜柳植替え・育成等を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>閑散期の観光客が増えることで年間を通し安定した誘客が図られ、経</p>	市	城崎

		<p>济効果が上がる。</p>		
		<p>観光協会補助</p> <p>①事業内容 観光協会の運営と活動に補助する。</p> <p>②必要性・効果等 本市において最も外貨を稼ぐ産業である観光業が活性化することで、持続可能な産業及び地域となる。</p>	観光協会	城崎 竹野 但東
		<p>たけの海上花火大会（補助金）</p> <p>①事業内容 夏に行われる「たけの海上花火大会」に助成する。地域を表現する花火や地元小学生の夢を形にした花火を打ち上げる。</p> <p>②必要性・効果等 毎年4万人弱の観客が訪れ、竹野の知名度を上げるイベントとなっている。地域に住む人と竹野から転出した人が、ふるさとの素晴らしさの再認識と地域への愛着を深める機会になっており、将来のUターンに結びつく。</p>	民間	竹野
		<p>泉源管理</p> <p>①事業内容 竹野、但東地域の泉源施設の維持管理及び運営を行う。</p> <p>②必要性・効果等 温泉の安定的な供給により、地域活性化につながる。</p>	市	竹野 但東
		<p>観光拠点施設管理</p> <p>①事業内容 城崎、竹野、但東地域の観光施設を適正に管理・運営する。</p> <p>②必要性・効果等 各地域の観光・交流の拠点施設を適正に管理することにより、観光誘客及び雇用の創出につながる。</p>	市	城崎 竹野 但東
		<p>たんとうチューリップまつり開催事業</p>	市	但東

		<p>①事業内容 2週間にわたり、約100万本・300品種のチューリップを鑑賞できるほか、地域の特産品等を販売する。</p> <p>②必要性・効果等 観光資源の乏しい但東地域にとって、チューリップまつりは但東地域の良さを内外に発信する最大の機会である。たくさんの地域住民が関わり、地域をあげて来訪者を迎え入れる。栽培農家、観光協会、そば組合、宿泊事業者、JA、市役所等、地域をあげての取組みであり、交流人口の増加による地域の活性化が見込まれる。</p>		
--	--	--	--	--

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
城崎町全域、竹野町全域、但東町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	2026(令和8)年4月1日～2031(令和13)年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、漁港施設については以下のとおり類型別の方向性を示している。

##### ア 漁港施設の類型別の方向性

(ア) 計画的な保全を実施していく上で重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、3年に1回の近接目視による点検を実施する。また、その結果に基づき必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。

(イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的

な維持管理・更新を推進する。

- (ウ) 田久日漁港の漁港施設については、「漁港機能保全計画」に基づく予防保全型の修繕を基本とし、長寿命化を図る。
- (エ) その他の漁港施設及び漁港海岸保全施設についても、予防保全型の修繕に取り組むための個別施設計画を策定するものとし、早期の計画策定を図る。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本市においては、超高速ブロードバンド網の整備や携帯電話の不感地域解消により、市内全域においてこれらのサービスの利用が可能となっている。

しかし、情報通信技術の発展に伴い、パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末などのモバイル端末の保有台数は年々増加しており、多様な情報発信・伝達手段としてインターネットが利用されていることから、超高速大容量・低遅延通信を可能とする第5世代移動通信システム（5G）など、新たな情報通信環境を望む住民ニーズが高まっている。

また、少子化・高齢化の進展に伴い、増大する行政事務量や地域課題に対する担い手の不足が大きな問題となっており、これらに対しては、情報技術の活用による業務の効率化や利便性の向上が必要である。

一方で、高齢者を中心に未だに ICT を利用していない、できない市民も多く、また、5G通信をはじめとする新たな通信サービスについては、提供エリアの偏りによる地域間格差が生じるなど、行政のデジタル化を進める中で市民間、地域間の情報格差（デジタルデバイド）が広がり、新たな行政サービスから取り残される者が生まれることが懸念されている。

### (2) その対策

ア ICT、IoTをはじめとした新たな情報通信技術の活用により、行政の効率化と市民の利便性の向上を図る。

イ 地域に応じた情報格差の解消と情報技術を活用できる環境の整備のため、電気通信事業者と連携して5G通信利用エリアの拡大やICTを活用する人材育成などについて、効率的な施策の推進を行う。

ウ 市民と行政が共同して地域課題の解消に取り組むDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	但東クロスプロジェクト キオスク端末整備	市	但東

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 観光アクセス

但馬地域は高速交通網の整備が立ち遅れており、広域観光を推進する上では時間と距離の短縮が求められている。3地域とも観光産業との関わりが非常に強く、観光動向から見ても道路に依存するところが大きいため、アクセス道路の整備と改善が必要である。北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道の早期整備を図るため、関係機関への強い働きかけが重要である。

また、コウノトリ但馬空港は空の玄関として重要な拠点であり、多くの観光客に利用されるようPRするとともに、東京直行便の実現に向けた取組みが必要である。

さらに、鉄道は、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことのできない交通手段であるが、市内を走る鉄道路線は、鉄道会社が大量輸送機関として鉄道の特性を發揮できていない赤字路線であると公表しており、鉄道を維持存続するため官民連携による利用促進策等の検討、実施が必要である。

鉄道も高速道路もない但東地域では、バス利用による観光アクセスの検討も必要である。

#### イ 生活道路

3地域内には国道3路線、主要地方道7路線、一般県道10路線があり、物資物流や生活路線として重要な役割を果たしている。国道は懸案個所の改良が年々進められているが、歩行者の安全対策を引き続き講じる必要がある。また、主要地方道は逐次改良されているが、さらなる市域内のアクセス改善に向け、引き続き改良促進を関係機関に積極的に働きかけるとともに、一般県道においても未改良区間が多く存在しているため、市域全体のアクセスをスムーズにするるとともに、災害時等の避難ルート確保のためにも早期に整備する必要がある。一方で、橋梁などの道路インフラは、「造る時代」から「長持ちさせる時代」へと舵を切っており、計画的な補修を行う必要がある。

3地域内の市道の改良率は42.2%、舗装率は60.4%となっているが、市域全体ではそれぞれ52.8%、69.7%と低い水準にあるため、引き続き改良する必要がある。管理橋梁は約485橋あり、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき老朽橋梁の補修を行う必要がある。

林道においては、近年の局地的豪雨等の影響もあり、法面崩壊などの被害が多発している。施業を行い、水源涵養等森林の持つ公益的機能を保持するため、林道の安全な通行を確保する必要がある。

## ウ 公共交通

民間バス事業者による休止申出を受け、市では2008（平成20）年から市バスを運行している。需要種別、最低需要基準、市の負担上限額など路線維持に関する基準を定めている。児童・生徒や高齢者など交通弱者の移動手段を確保する観点から、今後とも地域で守る交通機関として継続する必要がある。

また、公共交通空白地域における移動手段として地域主体の公共交通「チクタク」を4地域で運行している。

さらに、竹野地域においては、地域全体の移動手段を再構築するため、バス事業者が運行主体となる予約型乗合交通「たけの〜る」を導入した。利用者の予約に応じて運行するデマンド型の仕組みとすることで、高齢者をはじめとする地域住民の日常的な移動手段の確保を図るとともに地域の実情に応じた持続可能な公共交通モデルの構築を進めている。

一方で、通勤や通学など日常生活に欠かせないバス路線等の多くは、県・市からの赤字補てんで維持せざるを得ない状況であり、利用促進運動が展開されている。

今後、少子化・高齢化が加速し、路線バス利用者の減少に伴う経営悪化が懸念される中、車両サイズの変更やデマンド運行、スクールバスへの混乗、貨客混載等、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討が必要であり、有識者・事業者を交えての検討を進めていく。

## (2) その対策

### ア 観光アクセス

- (ア) 北近畿豊岡自動車道の早期完成、山陰近畿自動車道の整備促進を要望する。
- (イ) コウノトリ但馬空港の利用を促進するとともに、東京直行便の実現を図る。
- (ウ) 観光等広域的な移動手段である鉄道交通の利用を促進し、鉄道の維持存続と利便性の向上を図る。

### イ 生活道路

- (ア) 台風等、災害に強く安全で利用しやすい道路整備を推進する。
- (イ) 国道・県道の改良、交通安全対策促進を要望する。
- (ウ) 市道の改良を促進するとともに、橋梁の長寿命化を図る。
- (エ) 除雪機、除雪体制の充実を図る。
- (オ) 林道の安全通行を確保する。

### ウ 公共交通

- (ア) 赤字補てんで維持されているバス路線等の乗車促進運動を継続するとともに、地域の実情に応じた路線再編に取り組む。
- (イ) 持続可能なバス交通を目指し、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討を

進める。

(ウ) 高校生のバス通学における負担軽減を図る。

(エ) 鉄道路線維持存続と利便性向上のため、利用促進策を検討し、実施する。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	上山二見線（道路改良工事） L=220m	市	城崎
		大谷桃島線（東山トンネル補修工事） L=76.4m	市	城崎
		東山一の湯線（舗装修繕） L=311m	市	城崎
		愛宕長崎線外（舗装修繕） L=110m	市	城崎
		大師山線（舗装修繕） L=1000m	市	城崎
		西谷線（舗装修繕） L=600m	市	城崎
		木屋町磯ヶ谷線（側溝修繕） L=100m	市	城崎
		飯谷本線（防護柵修繕） L=390m	市	城崎
		阿金谷轟線（道路改良工事） L=1000m	市	竹野
		桑野本川南谷線（舗装修繕） L=550m	市	竹野
		高龍寺本線（道路改良工事） L=770m	市	但東
		中畑山線（舗装修繕） L=450m	市	但東
		須流神社線（側溝修繕） L=100m	市	但東
後線（側溝修繕） L=90m	市	但東		

橋りょう	湯の元2号橋（湯の元神主谷線） L=6.7m	市	城崎
	桜橋（木屋町線） L=13.1m	市	城崎
	月見橋（極楽寺線） L=8.7m	市	城崎
	千鳥橋（大谷桃島線） L=21.3m	市	城崎
	松本橋（草飼松本線） L=82.4m	市	竹野
	正新橋（坊岡本見塚線） L=15.4m	市	竹野
	ミゼミ川1号橋（轟来日線） L=10.4m	市	竹野
	トンボ池橋（須井安木線） L=10.0m	市	竹野
	道ヶ谷橋（下村桑野本線） L=9.5m	市	竹野
	千原橋（千原線） L=10.0m	市	竹野
	焼うろ橋（天谷西谷線） L=5.5m	市	但東
その他	竹野地区消雪ポンプ更新 N=11基	市	竹野
	竹野地区消雪ノズル交換 N=200箇所	市	竹野
(6) 自動車等 自動車	市営バス車両更新 3台	市	竹野 但東
(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	市営バス運行 ①事業内容 市営バス「イナカー」の車両購入。 ②必要性・効果等 過疎地域の移動手段を確保すると ともに、老朽化した車両の更新によ り、安全性の向上を図る。	市	竹野 但東
	JR山陰本線利用促進事業 ①事業内容	市	竹野

	<p>JR 山陰本線(城崎温泉駅-竹野駅間)の利用を促進するため、列車に乗ること自体が目的となるイベントの開催や既存イベントとの連携、芸術文化観光専門職大学との連携による利用促進策の検討・実施、地域団体の取組みや意識啓発活動への支援など市民の列車利用への意識醸成、二次交通の充実など、実効性・持続性のある施策に取り組む。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>過疎地域の市民生活を支え、観光等広域的な移動手段である鉄道交通の維持と利便性向上を図り、交流人口拡大による地域活性化に寄与する。</p>		
	<p>竹野駅乗車券類等販売業務</p> <p>①事業内容</p> <p>乗車券類等の販売、日常清掃業務、施設を利用した収益事業等、利用者の利便性向上に資する業務を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>竹野町は高齢化が進んでおり、対面で乗車券類を確実に購入できる環境は不可欠である。</p> <p>また、乗車券類等販売業務は、鉄道利用を下支えするとともに、利用促進活動にも寄与する。</p>	民間	竹野
その他	<p>高校生通学バス定期補助</p> <p>①事業内容</p> <p>高校生が通学に使用するバス定期料金を補助する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>過疎地域の高校生の通学を支援し、定住及び公共交通利用促進を図る。</p>	市	城崎 竹野 但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、道路施設、橋梁及びトンネルについては

以下のとおり類型別の方向性を示している。

#### ア 道路施設の類型別の方向性

- (ア) 幹線市道については、定期的な路面性状調査を行うとともに、道路パトロール等により路面の損傷状況を把握する。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進する。
- (ウ) その他の市道については、道路パトロール及び地元要望等により現地の状況を把握する中で修繕等を適切に行う。
- (エ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。
- (オ) 農道及び林道についても、適切な維持管理を行う。

#### イ 橋梁の類型別の方向性

- (ア) 計画的な保全を実施していく上で重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5年に1回の近接目視による点検を実施する。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進する。
- (ウ) 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕を基本とした長寿命化を図る。
- (エ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。
- (オ) 農道橋及び林道橋についても、長寿命化に向けた取組みを行う。

#### ウ トンネルの類型別の方向性

- (ア) 5年に1回の近接目視による点検を実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 管理施設が2施設であるため、兵庫県を通じて国土交通省へ報告している「道

路トンネル個別点検データ」において、点検記録の記載と併せて修繕計画を策定し、修繕工事を実施するとともに、適切な維持管理を図る。

(ウ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。

(エ) 農道トンネルについても、長寿命化に向けた取組みを行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上下水道

水道施設については、3地域には18水源、14浄水場、26ポンプ場及び44配水池があるが、配水管も含め多くの施設が老朽化しており、改善する必要がある。水需要は人口減少や循環型社会への移行などから年々減少傾向にあるが、安全・安心な水を安定供給するためには、施設の整備、維持管理が必要である。

下水処理施設については、3地域では19カ所の処理場（公共下水道1カ所、特定環境保全公共下水道3カ所、集落排水など15カ所）で汚水を処理しているが、人口減少による計画汚水量の減少、また、各処理場が改築・更新を迎えるに伴い、処理区の統廃合や設備の長寿命化を計画的に進め、維持管理の効率化を図る必要がある。また、環境にやさしい水循環システムと快適な暮らしを確保するため、汚泥の有効利用と水洗化の普及促進を図る必要がある。

#### イ 廃棄物処理施設

ごみ処理は1989（平成元）年度から合併前の過疎地域を含む旧6市町域のごみの全量を豊岡市清掃センターで処理してきたが、2016（平成28）年3月末で27年間の業務を終えた。

2016（平成28）年4月からは、豊岡市、香美町、及び新温泉町で整備した「広域ごみ・汚泥処理施設（クリーンパーク北但）」に全面移行し、ごみ及び汚泥の全量を受け入れ稼働している。

また、城崎・竹野地域に残る旧ごみ処理場は、解体撤去する必要がある。

#### ウ 消防・防災

3地域の消防体制は、常備消防として「豊岡市消防本部」の城崎分署、竹野出張所及び但東駐在所があり、非常備消防として3消防団が組織され、相互に連携を図りながら地域の消防・防災体制を維持している。

消防・防災は、非常備消防に依存する部分が大きく、各地域で地域防災力の整備充実に努めてきたが、引き続き装備の近代化等を進める必要がある。人口減少とともに団員数が減少し、被用者団員の割合も高くなってきており、団員の維持や確保の面で大きな課題が生じているが、今後も消防団の充実及び強化並びに団員の確保に努めながら、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

さらなる防災力の向上においては、全国的にデジタル技術を用いた災害対応の高度化が進みはじめていることから、命を守る防災行動や適切な復旧・復興の支援を行うための防災DXの推進を図る必要がある。

また、台風や地震の教訓を生かし、各種の訓練や避難行動要支援者の支援に取り

組み、災害時の初動対応が迅速に行われるよう、災害時に共助の役割を担う自主防災組織の育成強化・維持を図る必要がある。

さらに、観光地において、災害被害の予防・最小化と速やかな復旧・復興を実現するため、外国人観光客を含めた災害対応のあり方を検討し、マニュアルを作成した。今後は事業の定着と見直しをする必要がある。

## エ 自然環境の保全と再生

3地域の豊かな自然環境を保護し、まちづくりに活かしていく必要がある。そのため、里地里山などの保全と再生を進め、住環境のうるおいや安らぎを保つとともに、気候変動による生物多様性の劣化等を防ぐため地球温暖化防止対策にも取り組む必要がある。

また、3地域では河川と住民の生活が密着しており、これまでから河川管理を積極的に行ってきたが、今後も美しい河川環境を維持する必要がある。

## オ 住環境の整備

3地域で22棟(285戸)の公営住宅を整備し、生活環境の向上を図ってきたが、多くの住宅が築30年以上経過しており、計画的に長寿命化工事や設備の更新を実施して維持管理する必要がある。また、耐用期間を経過する等で用途廃止した住宅は除却する必要がある。

## (2) その対策

### ア 上下水道

- (ア) 老朽化している水道施設を改善整備する。
- (イ) 下水道処理区の統廃合整備を進める。
- (ウ) 下水処理施設の長寿命化対策を図る。

### イ 廃棄物処理施設

- (ア) 広域ごみ・汚泥処理施設は、関係する自治体と調整を図り、適正管理に努めるとともに、ごみの減量化・資源化を一層推進する。
- (イ) 生活排水処理施設の利用を積極的に推進する。

### ウ 消防・防災

- (ア) 消防施設、設備を計画的に整備、更新する。
- (イ) 消防団の団員の確保及び各種装備の充実に努め、積極的に活動を支援する。
- (ウ) 防災行政無線をはじめ、緊急情報の広報手段を多角的に確保する。
- (エ) 被災時に、迅速な災害復旧及び復興の対応ができるよう防災関係システムの導入の研究・検討をする。

- (オ) 大規模な災害に住民自らが対応できるよう、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織を育成・強化し、地域の防災力を高める。
- (カ) 女性の視点をいれた災害対応をすることで、指定緊急避難場所、指定避難所で女性の安全と安心を高める。

#### エ 自然環境の保全と再生

- (ア) 農地や山の管理活動を行い、自然環境と生物多様性の保全を図る。
- (イ) 河川環境の維持を図る。

#### オ 住環境の整備

- (ア) 公営住宅の計画的な長寿命化工事や設備の更新を実施し、維持管理を図る。
- (イ) 用途廃止した住宅の除却を進める。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業 老朽管の布設替	市	城崎 竹野 但東
		水道施設整備事業 浄水配水施設等の更新	市	城崎 竹野 但東
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道統廃合事業 但東北・出石処理区統廃合	市	但東
		下水道統廃合事業 但東西・出石処理区統廃合	市	但東
	農村集落排水 施設	下水道長寿命化事業 農業集落排水事業	市	城崎 竹野 但東
		下水道長寿命化事業 漁業集落排水事業	市	竹野
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 消防ポンプ自動車	市	城崎
		消防施設整備事業 消防広報車 2台	市	城崎 竹野

		消防施設整備事業 高規格救急自動車	市	但東
(6) 公営住宅		元薬師2号住宅屋根外壁改修工事	市	城崎
		上山2号住宅屋根外壁改修工事	市	城崎
		轟住宅屋根外壁改修工事	市	竹野
		出合住宅屋根外壁改修工事	市	但東
		赤野住宅屋根外壁改修工事	市	但東
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 防災・防犯	観光地の災害対応あり方検討事業 ①事業内容 城崎温泉の観光客の災害発生時における安全確保のため、民間団体と役割分担を明確にした計画の策定や、城崎地域の継続のためのDCP作成に向け、地域の方々と協議を行う。 ②必要性・効果等 具体的な官民連携体制が明確になっていない観光客向けの災害対応について、地域と一緒にその役割分担を決定し、温泉街全体で災害対応に努めることで、さらなる安心・安全な観光地づくりの確立につながり、将来にわたり国内外から支持される温泉地となる。	民間	城崎

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、水道施設及び下水道施設については以下のとおり類型別の方向性を示している。

##### ア 水道施設の類型別の方向性

- (ア) 施設の経過年数や重要度を勘案して耐震診断を適宜行うとともに、定期点検や日常点検の結果、修繕履歴等の蓄積により、施設の状況把握に努める。
- (イ) 水道管については、有収率の低い区域や漏水事故が多い区域を対象に定期的な漏水調査を実施する。

- (ウ) 「豊岡市水道施設整備計画」に基づき、浄水場や配水池等の拠点施設や、重要度等を考慮した優先すべき管路の計画的な更新や耐震化、長寿命化を図る。
- (エ) 人口減少等により使用水量の低下が見込まれることから、更新時には施設の統廃合や規模の縮小を含めた適正な見直しに取り組む。

#### イ 下水道施設の類型別の方向性

- (ア) 設備や施設の機能低下、故障停止や事故の未然防止のため、定期的な日常点検及び月例点検等を実施する。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 中継マンホールポンプ施設については、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化対策と併せて計画的な更新を図る。
- (ウ) 「豊岡市公共下水道事業計画」に基づき、54箇所あった処理場を23箇所に統廃合していくとともに、存続する処理場等については、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化対策と併せて計画的な更新を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

近年の少子化や核家族化の進行により、今後は地域社会における人間関係の希薄化や子ども同士のふれあいの機会の減少等の様々な問題の発生が懸念されている。子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、子育て支援等について地域が一体となって総合的に取り組む必要がある。

また、保護者の就労形態の変化や家庭内介護、疾病等により家庭内で保育が出来ない状況に加え、延長保育や一時預かり保育の利用など、保育ニーズは多様化している。さらに、幼児教育・保育の無償化により3歳以上児の保育ニーズが増加しており、2026（令和8）年度からは、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」がスタートする。

このような中で、子どもを安心して産み、健やかに育てるための保育環境の整備や子育て支援サービス等の充実が必要である。

#### イ 高齢者の保健及び福祉

少子化・高齢化の進行や若年層の人口流出などにより、2020（令和2）年の国勢調査では3地域の高齢者比率は44.0%と、本市全体の高齢者比率34.2%を上回っている。

65歳以上の高齢者人口の減少に比べ、65歳未満人口の減少が上回るため、高齢化はますます進行すると見込まれるが、高齢者が、住みなれた地域で人としての尊厳を保ち、安心して心豊かに生活を送ることができる社会の実現が求められている。

そのためには、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携を図り、健康で生きがいを持ち生活ができるよう、社会参加の促進や健康づくり、介護予防事業を推進するとともに、地域での支え合い体制を整備することが重要である。また、たとえ介護を要する状態となっても、それぞれの地域で生活できるよう高齢者福祉サービスや介護サービス等の充実が必要である。

#### ウ 障害者(児)福祉

障害者(児)福祉の向上を図るため、各種団体への補助、支援を行っている。しかし、障害者の高齢化に伴い、生活や社会活動などへの制約が増え、また、過疎化が進み地域での支援が減少することで、これまでの生活が続けることが困難になるなど新たな課題が生じている。そのため、障害者が家庭や地域社会の中で安心して安定した生活が営めるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法による給付事業、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等による多様なサービス供給体制の充実を図るとともに、就労に関してはハローワーク

やサービス事業者、民間企業など関係機関と連携し、多様な形態での雇用を促進する必要がある。

なお、豊岡市、香美町及び新温泉町により北但広域療育センターを運営し、心身に障害または発達の遅れがある児童等に対して、早期からの療育を行っている。

## (2) その対策

### ア 子育て環境の確保

- (ア) 保育所・認定こども園等の再編整備及び施設改修を推進し、保育環境を整える。
- (イ) 小学校における適正規模・適正配置の推進に併せ、放課後児童クラブの再編整備を図る。
- (ウ) 子どもを育てるための環境整備及び地域社会との協力体制の整備を図る。

### イ 高齢者の保健及び福祉

- (ア) 地域包括支援センターにおける高齢者の相談体制の充実を図る。
- (イ) 介護予防事業の積極的な推進を図る。
- (ウ) 高齢者福祉基盤整備の充実を図る。
- (エ) 各種高齢者施策を推進する。
- (オ) 介護保険事業の充実を図る。
- (カ) 地域支援体制づくりを推進する。

### ウ 障害者(児)福祉

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法による給付事業の利用促進を図る。
- (イ) 地域の実情に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業の充実を図る。
- (ウ) 障害者やその家族の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業の充実を図る。
- (エ) 北但広域療育センター（児童発達支援センター）を中心に関係機関が連携し、発達障害児を含む全ての障害児の支援を図る。

## (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び	(1) 児童福祉施設 児童館	小中一貫校整備に併せた再編整備	市	但東
	(2) 認定こども園	統合認定こども園整備	市	但東

増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	多目的屋内運動広場（竹野地域）、健康増進センター（但東地域）管理 ①事業内容 多目的屋内運動広場、健康増進センターの適正な維持管理を行う ②必要性・効果等 健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施し、高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができる。	市	竹野 但東
	健康づくり	健康福祉センター管理 ①事業内容 健康福祉センターの適正な維持管理を行う。 ②必要性・効果等 健康福祉センターは各地域における地域福祉の拠点施設であり、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。	市	竹野 但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市は、近隣の朝来市との2市により公立豊岡病院組合を組織し、その中核である公立豊岡病院は総合病院並びにへき地医療拠点病院として全科診療と高度医療の確保に努めているが、2005（平成17）年の竣工以来20年を経過し、機器の老朽化や、診療機能充実に伴う施設の狭隘化が進んでいる。

また、但馬救命救急センターを併設しており、県立病院がない但馬医療圏域において三次救急を担う唯一の医療機関として重要な役割を担っているが、2010（平成22）年から運用が始まったドクターヘリ、ドクターカーの導入を契機とした救急体制強化による医師や医療スタッフの増員や救急受入れ患者数の増加により、救命救急センターの狭隘化は深刻さを増し、問題となっている。

さらに、但馬圏域で不足する高度急性期病床の拡充、がん診療連携拠点病院としての機能充実に図るため、東新棟（仮称）建設をはじめとする整備を早急に進める必要がある。

城崎地域には個人医院が1か所、竹野地域には個人医院が2か所と診療所が1か所、但東地域には診療所が3か所あり、それぞれ地域に根ざした診療が行われている。また、公立豊岡病院まで20km以上も離れている地域もあることから、緊急時に対応するため消防本部の各分署や出張所、駐在所に救急車を配置して救急医療体制を補っている。

今後は、地域の基幹病院である公立豊岡病院との連携を強化し、市立診療所の設備をさらに充実させながら、個人医院とも協力し、医療の確保を図る必要がある。特に、休日や時間外において、三次救急を担う公立豊岡病院に発熱等の軽症患者が集中することがないように、一次医療機関としての診療体制の改善を進める必要がある。

へき地診療所である市立診療所では、交通弱者である高齢者を中心に診療を行い、地域住民が安心して暮らせる医療環境を提供している。人口減少と高齢化が同時進行している過疎地域では、地域包括医療の観点から医科だけでなく歯科についても医療機器等の整備を行い、地域医療を支える必要がある。

疾病の早期発見と早期治療のため、すこやか市民健診（基本健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、腹部超音波検査、歯周病検診、肝炎ウイルス検診）、市民胸部検診を実施しており、予防意識の普及啓発による各種健（検）診の受診率向上を図るなど、積極的な予防対策が必要である。

高齢者の多くは、加齢により慢性の病気を持っていることが多く、核家族化の進行等による扶養意識の変化に伴い、将来に対する生活不安が大きく、心身ともに健康に過ごすためには、健康相談や健康教育、訪問指導などを丁寧に実施し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが重要となる。

母子保健については、次代を担う子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実するため、専任の保健師を配置し、乳児家庭全戸訪問事業を含め妊娠期からの相談体制の強化を図っている。

また、乳幼児期においては、各期における健診や健康相談、訪問指導、育児教室を通して、健全な乳幼児の発達を支援している。

一方、精神保健対策については、精神科医師や臨床心理士、保健師による「こころの相談事業」や、精神疾患を持つ方の通院医療費を支援する「精神通院医療」などの施策を引き続き実施する。

さらに、医療費の負担能力の低い高齢者、就業率が低く経済的自立が困難な重度心身障害者（児）やひとり親家庭、危険性が高く早期療育体制の必要な乳幼児等に対して医療費の一部を助成しており、今後も安定的な制度として引き続き実施する。

広域での取組みとして、3府県合同によるドクターヘリが2010（平成22）年度から運航しているほか、雪や濃霧、暴風雨などで飛行できない時の補完として、公立豊岡病院組合がドクターカーを運行している。医師と看護師が救急患者のいる現場に駆け付けることで、一層の救命率の向上と後遺症の軽減が期待される。ドクターヘリについては、近年、運航に不可欠な操縦士及び整備士が全国的に不足しており、安全な運航をするための人材確保も課題となっている。

但馬定住自立圏の取組みにより、2015（平成27）年1月に但馬こうのとり周産期医療センターが整備された。ハイリスクの妊婦や胎児、新生児への対応が可能となり、懸案であった但馬地域の産科医療を守る体制を整えており、今後も小児・周産期医療の中心的な役割を担うことが期待されている。

## (2) その対策

ア 開業医と専門医療機関との連携システム、へき地拠点病院とへき地診療所を結ぶシステムの構築を図る。

イ 訪問指導や健康相談の強化及び特定健診、生活習慣病予防健診、健康教育等保健事業の充実を推進する。

ウ 休日急病診療所の医療体制強化や過疎地域における医療アクセス改善のため、オンライン診療システムの導入・整備を図る。

エ 診療所の適正な運営と医療機器の整備を図る。

オ 公立豊岡病院に新棟を建設、既存本館と一体的に再整備し、但馬救命救急センター機能の拡張や充実、必要な医療機器の整備などを行う。

カ 救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診に関し、救急安心センター（#7119）の周知を行う。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	森本診療所 施設維持改修等、機器整備	市	竹野
		資母診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		合橋診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		高橋診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		但東歯科診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本市では、『豊岡で育む「在りたい自分」と「在りたい未来」を創造する力～非認知能力（やり抜く力・自制心・協働性）を子どもたちに～』を基本理念とした豊岡市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域が一体となって教育の向上に努めている。今後も、教育関係施設が地域活動の拠点としても広く活用できるよう、教育環境の整備に努める必要がある。

3地域の学校教育施設は、認定こども園3園、小学校3校、中学校2校、義務教育学校1校が整備されているが、少子化に伴い、園児、児童、生徒数が減少している。

このような中、地域でも学校でも子どもたちの声が響き、成長段階に応じた十分な体験活動が行えるような体制整備と、子どもたちが教育や文化の国際化に対応する力や他者を思いやる力、地域を活性化する力を身に付けることが求められている。

また、学校教育施設の整備では、情報通信技術の活用のための設備整備及び施設の耐震化等を行ってきたが、老朽化が著しい施設も残っていることから、関連する計画との整合を図りながら整備を進めていく必要がある。

#### イ 社会教育

2006（平成18）年に教育基本法が改正され、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習の振興に取り組むことが求められている。そのためには、家庭や学校、地域住民その他の関係者が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努める必要がある。

図書館をはじめ、各地区コミュニティセンターや集会施設等を生涯学習推進の拠点施設として位置付け、各種の講座や教室の開催など様々な事業が展開され、その内容の充実を努めているところである。しかし、高齢者人口の急激な増加や高度化・多様化する学習ニーズに対応した体制づくりや活発な活動が行われるよう、さらに環境を醸成することが望まれる。

加えて、生涯学習は人づくりの視点に基づき、個人の自立を促すとともに、自主サークルの育成、学習活動の展開のための環境整備、そして専門職員の確保や社会教育団体・地域リーダーの育成など、人材の育成・確保が急がれる。

人権教育・啓発については、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を基本に、全ての人々が、人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう不断の努力が必要である。豊岡市人権教育推進協議会と連携協力するとともに、人権擁護委員による人権相談や人権教育推進員による出前講座、関連イベ

ントの開催など、あらゆる機会を通じて一層の普及啓発に努める。また、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の事情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進する必要がある。

社会体育施設は、様々なニーズに合った運動・スポーツ環境を確保するため、重要な役割を果たしている。施設の効果的・効率的な活用とともに、利便性の向上及び安全性の維持を図るため、計画的な施設整備が必要である。

2021（令和3）年4月に芸術文化観光専門職大学が豊岡市に開学した。定住自立圏の圏域をあげて誘致を行ってきたが、開学後は、多彩な教授や学生たちと連携し、新たな学びの機会の創出を模索する。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- (ア) 非認知能力の向上に教育活動全体で取り組む。
- (イ) 小中一貫教育を推進し、小中学校間で目指す子ども像の共有化を図る。また、英語教育やふるさと教育、コミュニケーション教育に一体的に取り組む。
- (ウ) 施設一体型小中一貫校の整備を推進する。
- (エ) 学校教育施設の長寿命化改修を実施する。
- (オ) スクールバスを定期的に更新し、遠距離通園・通学の交通手段を確保する。

### イ 社会教育

- (ア) 学習環境の整備、学習活動の推進と人材の活用により生涯学習の充実を図る。
- (イ) 人権学習を推進する。
- (ウ) 図書館図書等の継続的な整備を図る。
- (エ) 子育て活動、学習活動、交流・体験学習の推進を図る。
- (オ) 地域づくりや各種団体の活動を活性化させるため、指導者の養成、確保を図る。
- (カ) スポーツ協会やスポーツクラブ 21 など、団体の組織強化に向けた支援及び活動の支援を行う。
- (キ) 社会体育施設の適切な整備を図る。

## (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校統合整備	市	城崎

		小中一貫校整備	市	但東
	給食施設	学校給食配送車両購入 3台	市	城崎 竹野 但東
	(3) 集会施設、体 育施設等 体育施設	城崎ポートセンター改修事業 棧橋改修等	市	城崎
		体育施設改修事業 大規模改修等	市	竹野 但東
	その他	コミュニティセンター等再整備事業 建築・設備工事	市	竹野
		但東市民センター改修事業 長寿命化、屋根防水改良等	市	但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」、「豊岡市学校施設個別施設計画」、「豊岡市体育施設等個別施設計画」及び「豊岡市コミュニティセンター個別施設計画」に基づき、整合性を図りながら事業を推進する。

##### ア 豊岡市学校施設個別施設計画

###### (ア) 鉄筋コンクリート造（RC）

長寿命化改修を実施し、80年改築を基本とする。改修周期は、建築後30年程度で大規模改造、50年程度で長寿命化改修を実施する。30年を経過した施設で、施設状態が良いと認められる場合は、30年程度での大規模改造を実施せず、次期施設整備区分として、建築後50年程度での長寿命化改修を検討する。

耐震補強工事済の施設は、基本的な整備内容が大規模改造と同程度と認められる場合、大規模改造は実施せず、次期施設整備区分は、建築後50年程度での長寿命化改修とする。

###### (イ) 木造（W）・鉄骨造（S）

長寿命化改修に適さない施設とし、60年改築を基本とする。改修周期は、建築後30年程度で大規模改造を実施する。

##### イ 豊岡市体育施設等個別施設計画

「スポーツ推進計画」に示された「既存スポーツ施設の効果的・効率的な活用」という方向性を踏まえ、体育施設等の持つ役割（機能）ごとに「①大規模大会に対応する拠点施設」、「②市民の身近なスポーツ環境を支える地域施設」、「③交流を促すスポーツ交流拠点施設」に分けて体育施設等を確保するものとする。

## ウ 豊岡市コミュニティセンター個別施設計画

### (ア) 点検・診断等の充実

建築基準法に基づく定期点検、施設管理者による日常点検、経年劣化や機能低下の程度を把握する劣化診断等、点検・診断等の充実を図る。

### (イ) 計画的な修繕の実施

損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全による計画的な修繕を実施する。

### (ウ) 計画的な長寿命化改修の実施

個別施設計画に沿って、長寿命化改修を実施する。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市には2025（令和7）年3月末時点で360行政区があり、そのうち65歳以上の高齢者人口の割合が50%を超えている行政区が103、さらに55歳以上人口の割合が50%を超えている行政区は159に上り、合計で全体の72.8%にあたる262を占めている。これは2005（平成17）年における合計の69に対し、約3.8倍となっている。

このように、過疎化や少子化・高齢化が急速に進行して集落の活力が低下しており、コミュニティは崩壊の危機に直面している。また、地域交通をはじめ、単独の行政区だけでは解決できない、様々な広域的な課題も存在する。

こうした状況を受け、本市では、2015（平成27）年2月に「新しい地域コミュニティのあり方方針」を策定し、2017（平成29）年4月には新しい住民自治組織として「地域コミュニティ組織」を全29地区に創設した。また、その活動拠点として、地区公民館をコミュニティセンターへ移行した。

加えて、2020（令和2）年2月に、10年後の地域コミュニティのあるべき姿やその実現の方策を示すため、「豊岡市地域コミュニティビジョン」を策定した（2024（令和6）年改訂）。

多様な地域課題に対応するため、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合いなど、地域をマネジメントする地域マネージャー（集落支援員）を配置するとともに、市と地域との間に立って地域づくりを支援する中間支援組織（集落支援員）を活用するなど、住民が主体となった地域づくり活動への支援が必要となっている。

市では、これまでに策定した「新しい地域コミュニティのあり方方針」や「豊岡市地域コミュニティビジョン」に基づき、住民と行政が一丸となって地域ごとに異なる課題の解決や魅力の創出に努め、持続可能な地域づくりのための施策を推進していく必要がある。

### (2) その対策

- ア 地域コミュニティ組織の運営・活動を支援する。
- イ 地域づくりのリーダーとなる人材を発掘・育成する。
- ウ 地域おこし協力隊等、地域づくりを支援する人材を活用する。
- エ 地域コミュニティ組織と行政区の関係を研究・整理し、相互補完を促す。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ支援 ①事業内容 市内 29 地区の地域コミュニティ組織の運営、活動をコミュニティづくり交付金及び活動促進事業交付金により財政的に支援する。 ②必要性・効果等 財政支援により住民自治組織である地域コミュニティ組織が持続的かつ発展的に運営され、地域住民による主体的な地域課題解決や地域活性化につながる。	民間	城崎 竹野 但東
		コミュニティセンター管理 ①事業内容 地域コミュニティ組織の拠点であるコミュニティセンターの維持管理を図る。 ②必要性・効果等 使用者が安全かつ快適に利用できるよう、市として適切に維持管理を行い、市民活動や地域コミュニティ組織運営の持続的発展につなげる。	市	城崎 竹野 但東

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

近年、価値観の多様化などを背景に、物の豊かさとともに、ゆとりや潤いを実感できる心の豊かさが求められるようになり、人々の文化に対する関心や期待が高まってきている。地域社会を創出する上で、文化はその基軸をなすものとして大きな役割を担っている。

住民一人ひとりが日常的に文化活動を楽しめる環境づくりを進め、文化活動がさらに発展・活発化するよう条件整備を行うことが求められている。

本市では、連綿と受け継がれてきた特色ある文化が、地域の個性を形づくる貴重な財産となっている。文化は住民が自然との共生の中で生み出してきた地域の姿であるとともに、地域の豊かさや暮らしやすさを評価する大きな要素となっている。また、これらは同じ歴史や風土の中で培われてきた住民の気質と相まって、地域の新しい文化を創り出す基盤となるものである。

城崎地域は、ゆるやかに流れる円山川下流域の四季折々の美しさを見せる自然の宝庫である。この円山川の優れた特性を活かした地域の活性化と交流を図るため、「ポートのまち」としての環境づくりと親水基盤の整備を進める必要がある。

また、江戸時代に起源を発する「城崎麦わら細工」が兵庫県伝統的工芸品に指定されているが、後継者不足や原材料不足のため、総合的な保護対策が必要とされる。

さらに、城崎国際アートセンターを芸術文化の国際的拠点として位置付け、豊岡で世界と出会うことにより、豊岡で暮らすことの価値と魅力を高めるとともに、外部へ情報発信していく必要がある。

竹野地域の沿岸部は山陰海岸国立公園に指定され、海岸線沿いには「はさかり岩」「波食甌穴群」「宇日流紋岩の流理」など自然現象による貴重な文化財が多数分布し、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの一つの見どころとして注目されている。

また、竹野港は、江戸時代から明治の末にかけて北海道と西日本を結ぶ交易船「北前船」の寄港地として、人・モノが行き交い賑わう川湊が栄え、川湊にまつわる資料も多く残されており、北前館や竹野川湊館で歴史資料の保存展示を行っている。

このように、文化財や歴史資料を観光資源として活用するとともに、竹野地域の地域資源である焼杉板の街並み景観を保全する事業を実施し、保存と活用との均衡を図りながら、地域の活性化に結び付けていく必要がある。

但東地域では、長年交流を続けているモンゴル国の異文化に触れる機会を提供するため、「日本・モンゴル民族博物館」を拠点として民族資料の保存・展示や体験学習の機会づくりに努めている。しかし、同館は開館から約30年が経過しており、機器類の老朽化が著しい。これらを適切に更新するとともに環境の整備に努め、国内各地や海外の様々な文化と接する機会をさらに拡充し、相互のふれあいを通じた活動の一層の活性化を図る必要がある。また、地域住民の交流の場としての役割や、但東地域

の暮らし・文化や観光情報を発信する役割を強め、但東の地域づくりに日本・モンゴル民族博物館を活用する必要がある。

なお、2020（令和2）年度からスタートした「豊岡演劇祭」は、城崎国際アートセンターをはじめ、竹野地域と但東地域にも会場を設けるなど、地域文化と新たな文化を組み合わせ、地域活力の創出につなげていく。

本市は、長年にわたり伝承されてきた祭礼や行催事、多数の建造物、美術工芸品、記念物、遺跡などの文化財を有している。無形文化財については、後継者の確保・育成に重点を置き、その活性化に努めるとともに、有形文化財については、歴史や価値を明らかにする中で、住民の文化財保護・愛護意識の高揚に努めていかなければならない。

## (2) その対策

- ア 竹野川湊館、日本・モンゴル民族博物館などでの地域文化の保存と継承を図る。
- イ 年代を超えた協調による文化活動・地域づくり活動等への参加を促進する。
- ウ 但東地域と交流のあるモンゴル国をはじめ、個性ある国際交流の推進を図る。
- エ 地域文化の体験と交流による特色ある文化の創造を推進する。
- オ 地域資源の活用による活性化と基盤整備を図る。
- カ いのちの教育を探求し続けた東井義雄の心を後世に伝え、心豊かな人づくりを進める。
- キ 城崎国際アートセンターでの効果的な事業運営及び適切な維持管理を行う。
- ク 豊岡演劇祭の演目の一部を過疎地域で行い、地域文化の再発見を図る。

## (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	城崎国際アートセンター設備改修	市	城崎
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	城崎国際アートセンター管理 ①事業内容 城崎国際アートセンターを適正に維持管理する。また、ディレクター等専門スタッフを配置し、事業運営、芸術活動、地域との連携体制、情報発信等のアートマネジメントを行う。 また、アーティスト・イン・レジデ	市	城崎

		<p>ンスや豊岡アートシーズン等の事業を展開する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>「演劇のまち」の拠点施設であり、国内外から最先端のアーティストを招聘し、市民が優れた芸術に触れる機会を提供する。</p> <p>一流の作品に身近に触れることで、地域で暮らす価値と魅力を醸成するとともに、豊かな生活を実現する。</p>		
		<p>竹野北前館、竹野川湊館管理(指定管理料)</p> <p>①事業内容</p> <p>竹野北前館及び竹野川湊館を、指定管理者により適正に維持管理を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>地域の活性化の拠点施設として、人々やモノが集い賑わい、交流が生まれる。</p>	民間	竹野
		<p>竹野焼杉板景観保全事業(補助金)</p> <p>①事業内容</p> <p>J R竹野駅前から竹野浜までの家屋の外壁に焼杉板を使用した際に、材料費の一部を補助する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>観光資源でもある焼杉板の景観を保全し、竹野地域の良さを再認識し、来訪者の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	竹野
		<p>日本・モンゴル民族博物館管理運営</p> <p>①事業内容</p> <p>日本・モンゴル民族博物館の適正な維持管理を行うとともに、モンゴルの生活文化の展示紹介や定期的な企画展等の事業を行う。また、地域住民が交流する場の創出、但東地域の暮らし・文化や観光情報の発信を行う。</p>	市	但東

		<p>②必要性・効果等</p> <p>国内はもとより、モンゴル国でも稀有な資料を展示・保管しており、全国から来館者がある。地域外から人を呼び込み賑わいを生むと共に、地域住民が交流する場としても役割を果たすことで、但東地域の活性化を図る。</p>		
		<p>東井義雄の心伝える推進事業</p> <p>①事業内容</p> <p>東井義雄の研究会や講演会、読書会の開催及び教育読本を配布する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>但東が生んだ偉大な教育者である東井義雄の教育理念を継承するとともに、市の最上位目標である「いのちへの共感に満ちたまちづくり」へつなげ、ふるさとを愛し、生きる力、助け合う心を持った子どもたちを育成する。</p>	市	但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 12 再生可能エネルギーの利用促進

### (1) 現況と問題点

本市においては、世界的な脱炭素社会への動きを受け、2021（令和3）年3月議会で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、コウノトリと共生する豊岡市だからできる脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を促進していく。

再生可能エネルギーの利用促進を図る上で、過疎地域における公共施設でも導入を図っていくことが望ましく、城崎、竹野、但東の各振興局等での使用電力を再生可能エネルギー由来の電力へと切り替えるなど検討していく必要がある。また、有事の際に地域災害警戒本部や避難所に指定されている公共施設に太陽光発電パネルや蓄電池を設置し、レジリエンスを強化するなど、防災面からも再生可能エネルギーの利用（導入）を促進していく。

### (2) その対策

ア 公共施設の改修・整備については、再生可能エネルギーを利用し環境に配慮した取組みを進めるとともに、太陽光発電パネルや蓄電池を設置し、災害時の予備電力の確保に努める。

イ 公共施設等の消費電力を再生可能エネルギー由来の電力で補えるよう努める。

ウ 再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス等）の利用拡大を図る。

### (3) 計画

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能エ ネルギー利用施 設	再生可能エネルギー設備等導入事業 太陽光発電パネル、蓄電池等設置	市	城崎 竹野 但東

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、「施設保有量の最適化や施設の長寿命化を図る一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させていくとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等と併せて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図る」としていることから、整合性を図りながら事業を推進する。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

過疎地域では、人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている。一方で、過疎地域には魅力ある地域固有の資源が存在することから、それらの地域資源を活用した活動や地域の特性を生かした活動により、活力ある地域づくりが求められている。

### (2) その対策

- ア 地域の魅力を高め、持続可能な地域づくりに資する事業、イベント等の活動を支援する。
- イ 住民に一番身近な窓口である各庁舎について、効率的な管理運営を行うとともに、適切な維持管理を行う。
- ウ 老朽化の進む公共施設については、公共施設の複合化・再配置を行い、人口減少が進む中で、住民サービスの維持に努める。

事業計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

（別表）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進事業（補助金） 移住者が空き家の改修を行う際の経費に対し補助する。	民間	移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行い、移住を促進する。
	人材育成	ジェンダーギャップ解消推進事業 ジェンダーギャップ解消に向け、市民の理解拡大と浸透に向けた説明会やワークショップを行う。	市	固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや習慣が見直され、多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。
		多文化共生推進事業 外国籍市民が、コミュニティの一員として活躍できる環境を整備する。	市	人口減少が進む過疎地域において、近年増加傾向にある外国籍市民の存在は大きい。多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。
2 産業の振興	第1次産業	豊岡農業スクール開校事業 就農意欲のある研修生が3年間、認定農業者のもとで研修する。	市	将来の独立自営就農や雇用就農につながり、農業が持続可能な産業となる。
		森林管理100%作戦推進事業（補助金） 60年生以下のスギ・ヒノキ人工林の間伐事業等に要する経費に対し補助する。	森林組合等	森林所有者の森林整備意欲を高め、山林の持つ多面的機能の高度発揮、適切な森林環境の維持存続を図る。
		有害鳥獣対策（負担金及び補助金） 有害鳥獣対策として金網柵、電気柵等の設置に対して助成する。	民間	野生動物被害が減少することにより生産意欲が高まり、耕作放棄地減少、離農者減少の効果が見込める。
		生産森林組合育成事業（補助金） 生産森林組合運営に必要な経費に対し補助する。	生産森林組合	地域住民による自主的な山林保護活動の促進、森林環境の保全と水源涵養が図られるとともに、木材価格低迷等の影響による経営悪化の改善が見込まれる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
	商工業・6次 産業化	城崎麦わら細工振興事業 城崎麦わら細工振興協議会運営等に必要な経費に対し補助する。 また、麦わら細工の歴史と魅力について普及啓発事業を行う。	市 民間	城崎麦わら細工の後継者育成、原材料確保を行い、伝統技術を継承することで、産業振興及び地域の活性化を図る。
		商工会補助 商工会が城崎、竹野、但東地域で実施する地域振興事業（誘客、職業体験等）に補助する。	商工会	地域の魅力とブランド価値の向上につなげ、地域の活性化を図る。
観光		城崎文芸館管理事業 城崎文芸館を管理・運営する。	民間	「文学のまち」を体現できる唯一の施設として城崎ブランド向上に必要であり、誘客や物産展などの売上誘発につながる。
		城崎ブランド力向上事業 城崎の魅力を高めるため、夏の風物詩の花火に対する補助、景観を形成する街路樹剪定等の管理、桜柳植替え・育成等を行う。	市	閑散期の観光客が増えることで年間を通し安定した誘客が図られ、経済効果が上がる。
		観光協会補助 観光協会の運営と活動に補助する。	観光協会	本市において最も外貨を稼ぐ産業である観光業が活性化することで、持続可能な産業及び地域となる。
		たけの海上花火大会（補助金） 夏に行われる「たけの海上花火大会」に助成する。地域を表現する花火や地元小学生の夢を形にした花火を打ち上げる。	民間	毎年4万人弱の観客が訪れ、竹野の知名度を上げるイベントとなっている。地域に住む人と竹野から転出した人が、ふるさとの素晴らしさの再認識と地域への愛着を深める機会になっており、将来のUターンに結びつく。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
		泉源管理 竹野、但東地域の泉源施設の維持管理及び運営を行う。	市	温泉の安定的な供給により、地域活性化につながる。
		観光拠点施設管理 城崎、竹野、但東地域の観光施設を適正に管理・運営する。	市	各地域の観光・交流の拠点施設を適正に管理することにより、観光誘客及び雇用の創出につながる。
		たんとうチューリップまつり開催事業 2週間にわたり、約100万本・300品種のチューリップを鑑賞できるほか、地域の特産品等を販売する。	民間	観光資源の乏しい但東地域にとって、チューリップまつりは但東地域の良さを内外に発信する最大の機会である。たくさんの方の地域住民が関わり、地域をあげて来訪者を迎え入れる。栽培農家、観光協会、そば組合、宿泊事業者、JA、市役所等、地域をあげての取組みであり、交流人口の増加による地域の活性化が見込まれる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	市営バス運行 市営バス「イナカー」の車両購入。	市	過疎地域の移動手段を確保するとともに、老朽化した車両の更新により、安全性の向上を図る。
		JR山陰本線利用促進事業 JR山陰本線(城崎温泉駅-竹野駅間)の利用を促進するため、列車に乗ること自体が目的となるイベントの開催や既存イベントとの連携、芸術文化観光専門職大学との連携による利用促進策の検討・実施、地域団体の取組みや意識啓発活動への支援など市民の列車利用への意識醸成、二次交通の充実など、実効性・持続性のある施策に取り組む。	市	過疎地域の市民生活を支え、観光等広域的な移動手段である鉄道交通の維持と利便性向上を図り、交流人口拡大による地域活性化に寄与する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
		竹野駅乗車券類等販売業務 乗車券類等の販売、日常清掃業務、施設を利用した収益事業等、利用者の利便性向上に資する業務を行う。	民間	竹野町は高齢化が進んでおり、対面で乗車券類を確実に購入できる環境は不可欠である。 また、乗車券類等販売業務は、鉄道利用を下支えするとともに、利用促進活動にも寄与する。
	その他	高校生通学バス定期補助 高校生が通学に使用するバス定期料金を補助する。	市	過疎地域の高校生の通学を支援し、定住及び公共交通利用促進を図る。
5 生活環境 の整備	防災・防犯	観光地の災害対応あり方検討事業 城崎温泉の観光客の災害発生時における安全確保のため、民間団体と役割分担を明確にした計画の策定や、城崎地域の継続のための DCP 作成に向け、地域の方々と協議を行う。	民間	具体的な官民連携体制が明確になっていない観光客向けの災害対応について、地域と一緒にその役割分担を決定し、温泉街全体で災害対応に努めることで、さらなる安心・安全な観光地づくりの確立につながり、将来にわたり国内外から支持される温泉地となる。
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	高齢者・障害 者福祉	多目的屋内運動広場（竹野地域）、健康増進センター（但東地域）管理 多目的屋内運動広場、健康増進センターの適正な維持管理を行う。	市	健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施し、高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができる。
	健康づくり	健康福祉センター管理 健康福祉センターの適正な維持管理を行う。	市	健康福祉センターは各地域における地域福祉の拠点施設であり、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。
9 集落の整 備	集落整備	地域コミュニティ支援 市内 29 地区の地域コミュニティ組織の運営、活動をコミュニティづくり交付金及び活動促進事業交付金により財政的に支援する。	民間	財政支援により住民自治組織である地域コミュニティ組織が持続的かつ発展的に運営され、地域住民による主体的な地域課題解決や地域活性化につながる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
		コミュニティセンター管理 地域コミュニティ組織の拠点であるコミュニティセンターの維持管理を図る。	市	使用者が安全かつ快適に利用できるよう、市として適切に維持管理を行い、市民活動や地域コミュニティ組織運営の持続的発展につなげる。
10 地域文化 の振興等	地域文化振 興	城崎国際アートセンター管理 城崎国際アートセンターを適正に維持管理する。また、ディレクター等専門スタッフを配置し、事業運営、芸術活動、地域との連携体制、情報発信等のアートマネジメントを行う。 また、アーティスト・イン・レジデンスや豊岡アートシーズン等の事業を展開する。	市	「演劇のまち」の拠点施設であり、国内外から最先端のアーティストを招聘し、市民が優れた芸術に触れる機会を提供する。 一流の作品に身近に触れることで、地域で暮らす価値と魅力を醸成するとともに、豊かな生活を実現する。
		竹野北前館、竹野川湊館管理（指定管理料） 竹野北前館及び竹野川湊館を、指定管理者により適正に維持管理を行う。	民間	地域の活性化の拠点施設として、人々やモノが集い賑わい、交流が生まれる。
		竹野焼杉板景観保全事業（補助金） J R 竹野駅前から竹野浜までの家屋の外壁に焼杉板を使用した際に、材料費の一部を補助する。	市	観光資源でもある焼杉板の景観を保全し、竹野地域の良さを再認識し、来訪者の増加と地域の活性化を図る。
		日本・モンゴル民族博物館管理運営 日本・モンゴル民族博物館の適正な維持管理を行うとともに、モンゴルの生活文化の展示紹介や定期的な企画展等の事業を行う。また、地域住民が交流する場の創出、但東地域の暮らし・文化や観光情報の発信を行う。	市	国内はもとより、モンゴル国でも稀有な資料を展示・保管しており、全国から来館者がある。地域外から人を呼び込み賑わいを生むと共に、地域住民が交流する場としても役割を果たすことで、但東地域の活性化を図る。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
		東井義雄の心伝える推進事業 東井義雄の研究会や講演会、読書会の開催及び教育読本を配布する。	市	但東が生んだ偉大な教育者である東井義雄の教育理念を継承するとともに、市の最上位目標である「いのちへの共感に満ちたまちづくり」へつなげ、ふるさとを愛し、生きる力、助け合う心を持った子どもたちを育成する。



### 第3号議案

#### 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。



# 豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2026年度

2026年3月

兵庫県豊岡市



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市奥野辺地  
(辺地の人口 156 人 面積 4.4 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市奥野         |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市奥野字土師谷 627 |
| (3) 辺地度点数             | 113 点         |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【市道奥野久美浜線道路補修事業】

本路線は、市東部の奥野地区と京都府京丹後市久美浜町を結ぶ、山あいを通る道路であるが、特定道路土工構造物点検で盛土法面、切土法面の崩壊が確認されている箇所がある。道路利用者の安全性確保のため、崩壊箇所の補修工事を行う必要がある。

#### 【市道奥野線道路補修事業】

市道奥野線は奥野地区内の中心部を横断し、人家が連担しており、生活道路として地区の主要道路となっている。

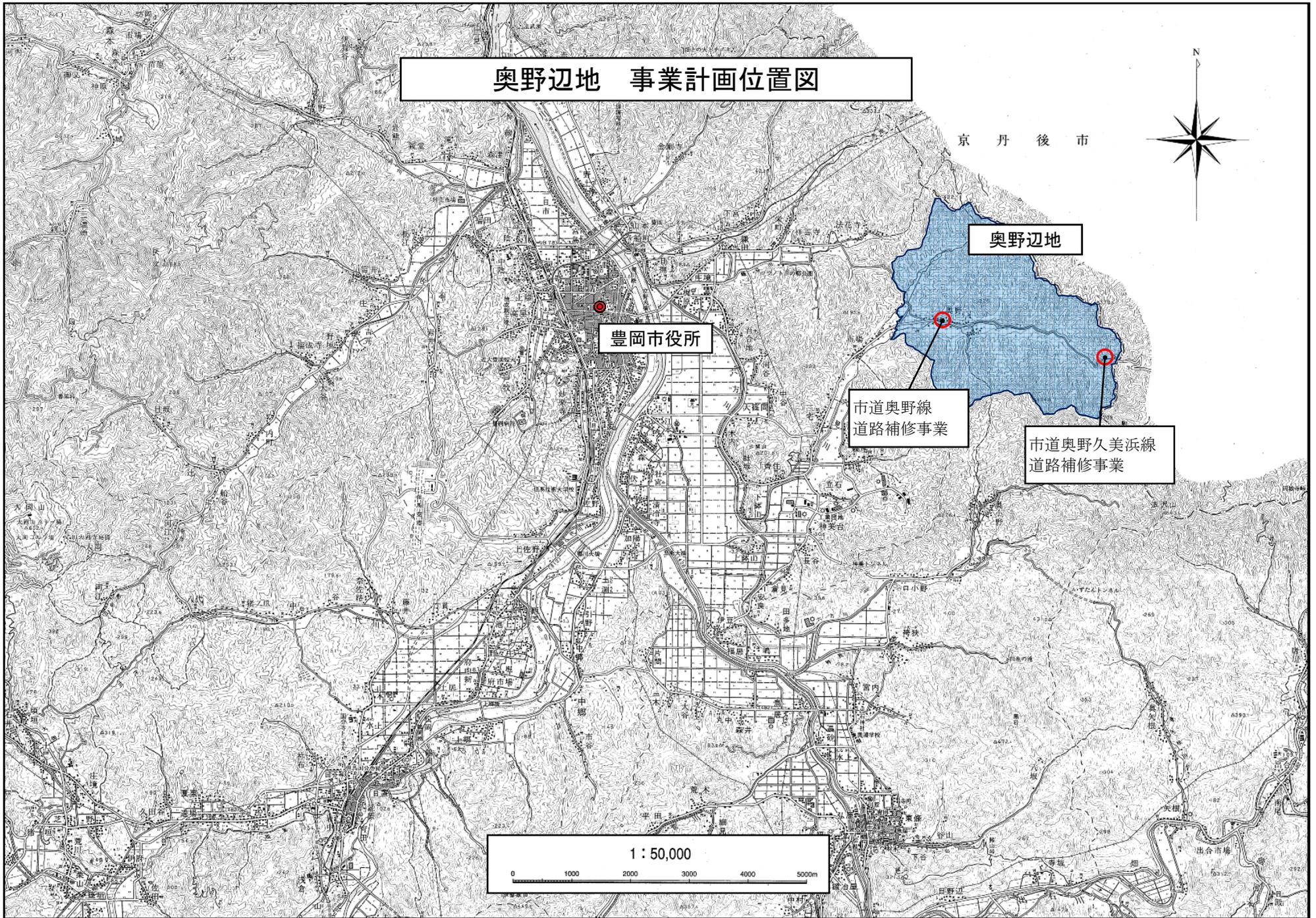
当該区間の道路擁壁は空石積み構造であり、吸出しによる道路の陥没、擁壁のはらみが起きており危険な状態である。よって、道路擁壁を改良することにより、安全な交通を確保し、あわせて道路拡幅を行うことにより、道路交通の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度から令和 9 年度まで 6 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道奥野 久美浜線	豊岡市	51,200	0	51,200	51,200
市道奥野 線	豊岡市	15,500	0	15,500	15,500
合 計		66,700	0	66,700	66,700



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町中辺地  
(辺地の人口 82人 面積 0.9k㎡)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市日高町中
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町中字大田410-1
- (3) 辺地度点数 112点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【五反田橋(市道山本中線)橋梁長寿命化事業】

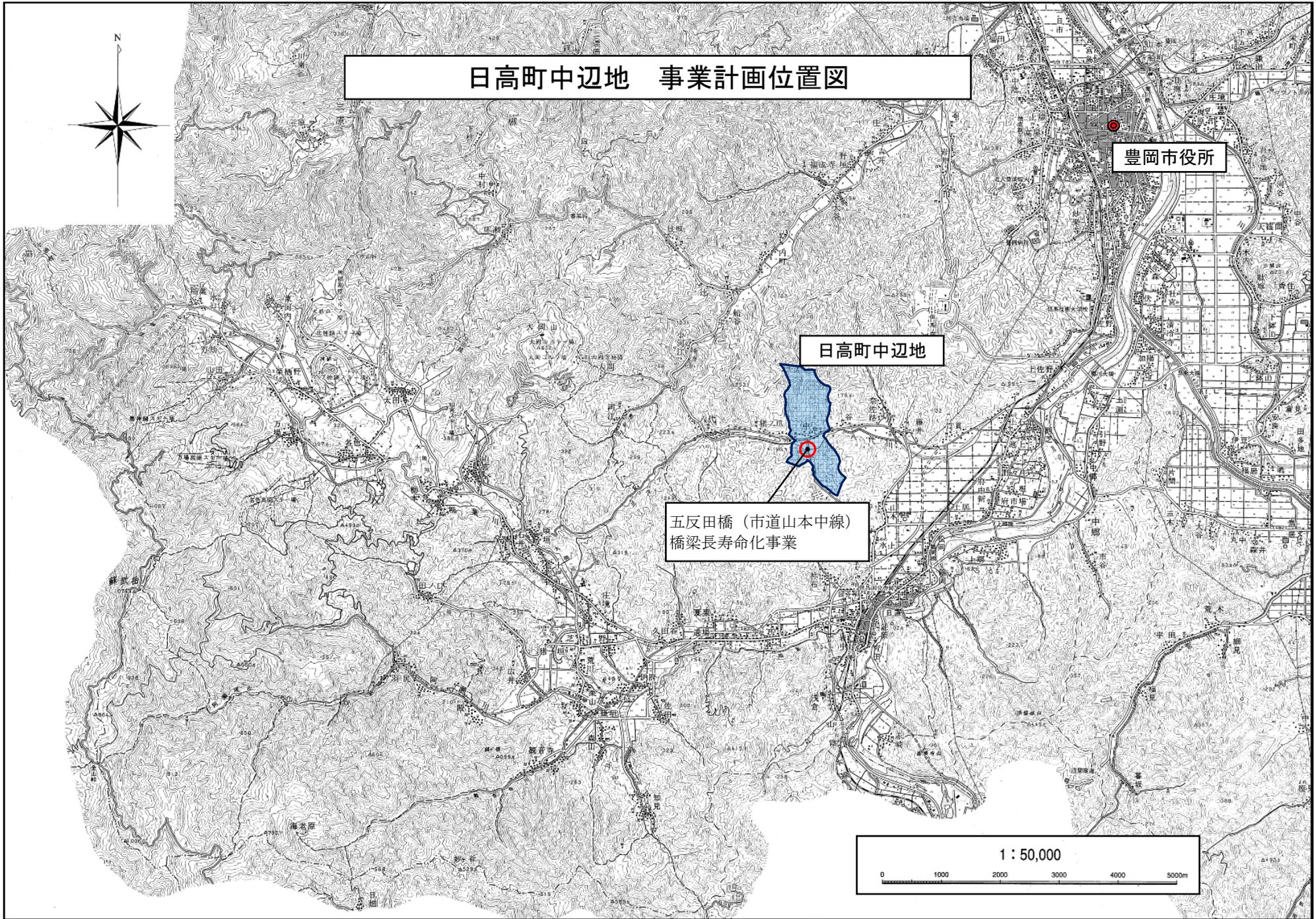
本橋梁は、一級河川八代川に架かり、集落と農地を結ぶ単純H形鋼橋であるが、支承に腐食が生じている。地域住民の通行の安全性を確保するため、補修工事を行う必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和9年度まで 2年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
五反田橋 (市道山本中線)	豊岡市	37,000	21,367	15,633	15,500
合 計		37,000	21,367	15,633	15,500

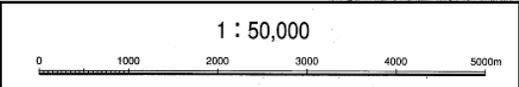


日高町中辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町中辺地

五反田橋 (市道山本中線)  
橋梁長寿命化事業



# 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地  
(辺地の人口 197人 面積 8.8k㎡)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市日高町観音寺
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町観音寺字中筋 678-1
- (3) 辺地度点数 112点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

### 【市道栗山妙見線道路構造物長寿命化事業】

本路線の事業計画区間は、一級河川観音寺川に沿って通る、床版によって拡幅された道路であるが、床版のコンクリート部材の老朽化が激しく、特に荷重を支えるための梁・柱部の損傷が激しい。構造上、梁・柱部の損傷がこれ以上進行した場合には、通過車両の事故につながる恐れがあるため、早期の補修工事が必要である。

### 【観音寺旧橋(市道観音寺味噌谷線)橋梁長寿命化事業】

本橋梁は、一級河川観音寺川に架かり、集落と対岸の市道とを結ぶ2径間単純木橋であるが、床版に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の掛替えを行う必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道栗山妙見線	豊岡市	9,000	0	9,000	9,000
観音寺旧橋 (市道観音寺味噌谷線)	豊岡市	18,000	0	18,000	18,000
合計		27,000	0	27,000	27,000



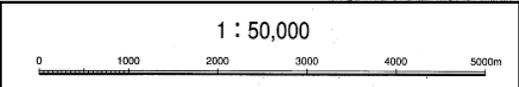
日高町観音寺辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

観音寺旧橋 (市道観音寺味噌谷線)  
橋梁長寿命化事業

市道栗山妙見線  
道路構造物長寿命化事業

日高町観音寺辺地



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町羽尻辺地  
(辺地の人口 158人 面積 10.1k㎡)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市日高町羽尻
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町羽尻字上川原 356-1
- (3) 辺地度点数 135点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【市道河畑分尾線道路防災事業】

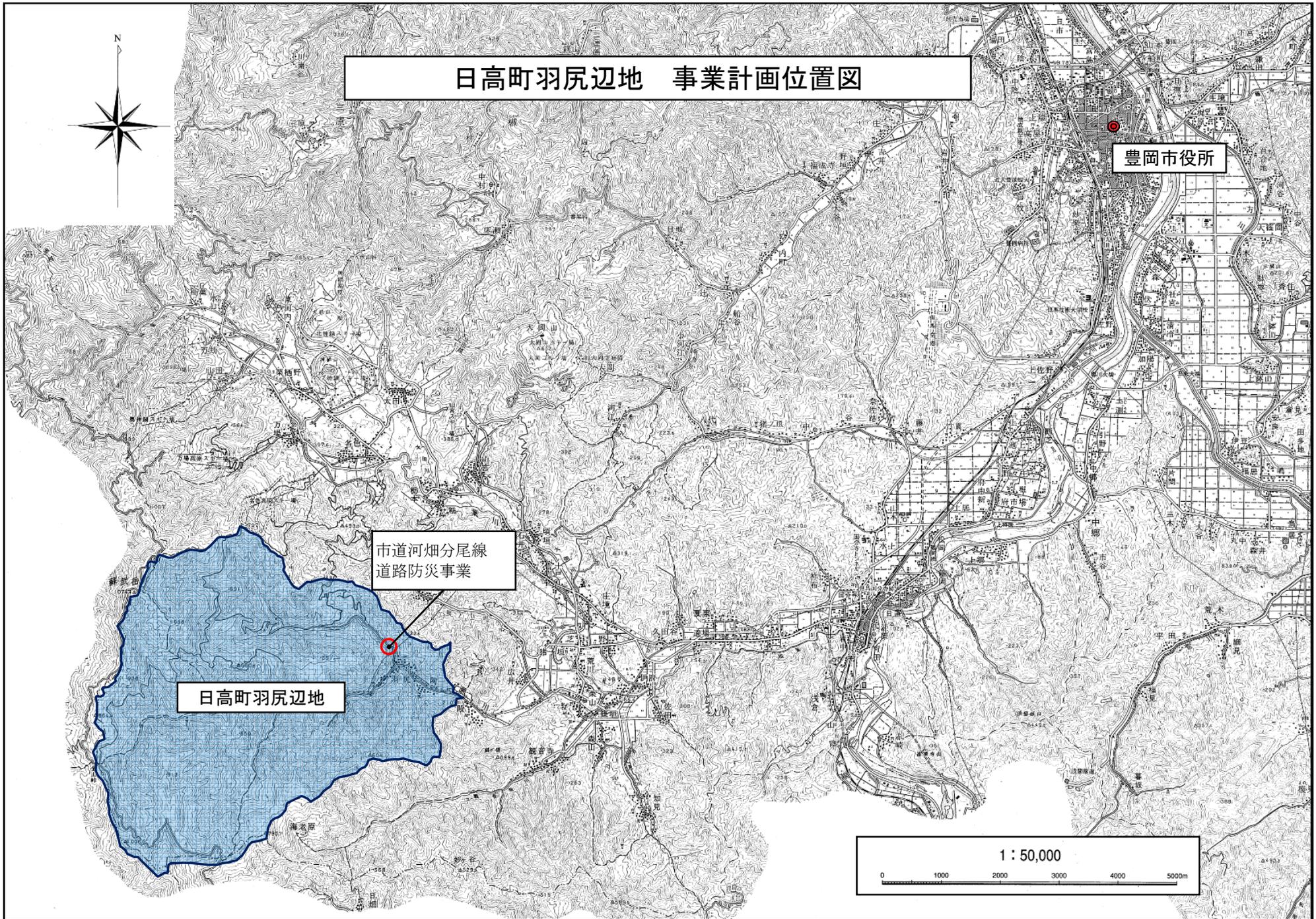
本路線は、日高町羽尻地区の北部の山間部と県道耀山・日高線の通る中心部を結ぶ道路であるが、法面の岩が風化し、市道への落石が多発している。このため、法面の整備を行うことにより、安全な通行を確保する必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道河畑分尾線	豊岡市	8,500	0	8,500	8,500
合計		8,500	0	8,500	8,500



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町東河内辺地  
(辺地の人口 155 人 面積 2.4 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町東河内
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町東河内字雀ヶ森 835
- (3) 辺地度点数 124 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【市道東河内大机線舗装修繕事業】

市道東河内大机線は、豊岡市日高町東河内から神鍋高原カントリークラブ及び東河内集落間を結ぶ市道であるが、舗装の経年劣化等により路面の損傷が著しい。このため、アスファルト舗装の修繕を行うことにより、通行の安全確保を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 9 年度まで 2 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道東河 内大机線	豊岡市	10,000	0	10,000	10,000
合 計		10,000	0	10,000	10,000

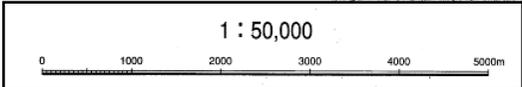


日高町東河内辺地 事業計画位置図

日高町東河内辺地

市道東河内大机線  
舗装修繕事業

豊岡市役所



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市出石町上村辺地  
(辺地の人口 147人 面積 6.3k㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市出石町上村
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市出石町上村字坪口 231
- (3) 辺地度点数 114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

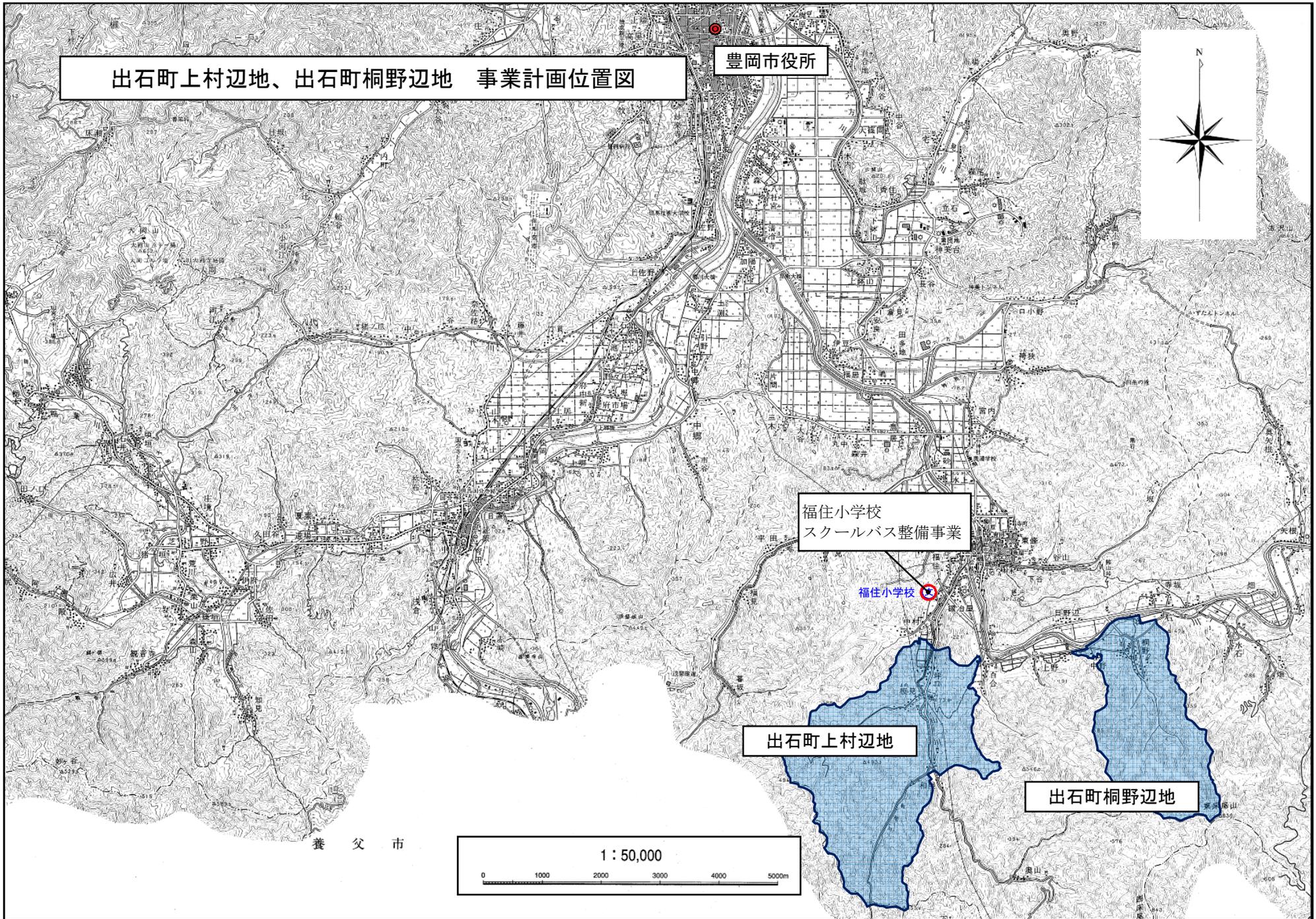
当該辺地の児童は、豊岡市立福住小学校へスクールバスを利用し通学している。  
このたび、当該スクールバス車両の経年劣化が進んでいることから、新車両を整備する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市立福住 小学校ス クールバ ス	豊岡市	15,867	0	15,867	2,800
合 計		15,867	0	15,867	2,800



出石町上村辺地、出石町桐野辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

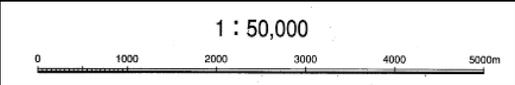
福住小学校  
スクールバス整備事業

福住小学校

出石町上村辺地

出石町桐野辺地

養父市



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市出石町桐野辺地  
(辺地の人口 178人 面積 4.1k㎡)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市出石町桐野
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市出石町桐野字上宮畑 972-2
- (3) 辺地度点数 111点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地の児童は、豊岡市立福住小学校へスクールバスを利用し通学している。  
このたび、当該スクールバス車両の経年劣化が進んでいることから、新車両を整備する。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市立福住 小学校ス クールバ ス	豊岡市	15,867	0	15,867	2,800
合 計		15,867	0	15,867	2,800



出石町上村辺地、出石町桐野辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

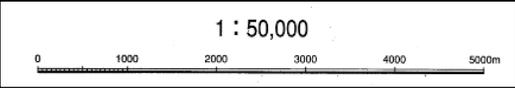
福住小学校  
スクールバス整備事業

福住小学校

出石町上村辺地

出石町桐野辺地

養父市





## 第4号議案

### 財産の無償貸付の変更について

令和6年9月27日に議決のあった第51号議案にかかる財産の無償貸付について、下記のとおり変更する。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

### 記

#### 1 無償貸付する財産

- (1) 財産の種類 旧静修小学校の建物等
- (2) 所 在 兵庫県豊岡市日高町道場157番地の1
- (3) 変更する内容 無償貸付する財産にプール及びプール付属屋を追加する。
- (4) 建物の概要（変更後）

No.	旧用途	構造	延床面積	建築年次
①	校舎（管理・普通教室棟）	鉄筋コンクリート・鉄骨造、2階建	915.27㎡	昭和53年
②	校舎（特別教室棟）	鉄筋コンクリート造、2階建	346.89㎡	平成23年
③	屋内運動場棟	鉄骨造、平家建	731.37㎡	昭和58年
④	プール付属屋	鉄筋コンクリート造、平家建	62.06㎡	平成28年
⑤	クラブハウス	木造、平家建	39.74㎡	—
⑥	倉庫	コンクリートブロック造、平家建	4.80㎡	—
⑦	倉庫	軽量鉄骨造、平家建	8.00㎡	—
⑧	体育倉庫	鉄骨造、平家建	51.47㎡	—
計			2,159.60㎡	

- (5) その他 プール、その他の旧静修小学校の施設に附属する設備及び物品

#### 2 理由

上記の財産を無償で貸し付けることにより、旧静修小学校全体の有効活用を促進し、もって地域の活性化を図るため。

#### 3 貸付期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

ただし、プール及びプール付属屋については、令和8年4月1日から令和16年10月31日まで

#### 4 貸付の相手方

兵庫県豊岡市日高町国分寺109番地の1

株式会社NT工業

代表取締役 井 二 将 道

# 位置図



# 建物配置図





## 第5号議案

### 工事請負契約の締結について

旧豊岡清掃センター解体工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

### 記

- |   |        |                    |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 契約の目的  | 旧豊岡清掃センター解体工事      |
| 2 | 契約の方法  | 制限付一般競争入札          |
| 3 | 契約の金額  | 1,447,600,000円     |
| 4 | 契約の相手方 | 三井住友・川嶋特定建設工事共同企業体 |

代表者 神戸市中央区小野柄通三丁目2番22号  
三井住友建設株式会社 神戸営業所  
所長 青木 良道

構成員 豊岡市寿町11番35号  
株式会社川嶋建設  
代表取締役社長 川嶋 祐紀

（備考）工期限 令和9年12月24日



## 参考資料

### 旧豊岡清掃センター解体工事

- 1 施工場所 豊岡市 岩井 地内
  
- 2 主な解体施設の概要
  - (1) ごみ処理施設  
処理能力：140t/日（70t/日×2炉）
  - (2) 粗大ごみ処理施設  
破碎能力：40t/5時間



## 第6号議案

### 工事請負契約の締結について

三江小学校校舎長寿命化改修建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 三江小学校校舎長寿命化改修建築工事                          |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 | 契約の金額  | 252,780,000円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 豊岡市日高町国分寺254番地<br>株式会社共栄建設工業<br>代表取締役 沼田 茂 |

(備考) 工期限 令和8年3月31日



## 参考資料

### 三江小学校校舍長寿命化改修建築工事

- 1 施工場所 豊岡市 庄境 地内
- 2 工事概要  
外壁改修、防水改修、建具改修、内装改修 等



第7号議案

豊岡市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

行政手続法の改正に準じて、聴聞及び弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合の書面揭示手続を見直すため。



豊岡市行政手続条例の一部を改正する条例

豊岡市行政手続条例(平成17年豊岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項第1号イ中「はく奪する」を「剥奪する」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を豊岡市公告式条例(平成17年豊岡市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお

従前の例による。

## 豊岡市行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を豊岡市公告式条例に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。 (第15条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

### 2 附則

- (1) この条例は、令和8年5月21日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例第15条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市行政手続条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p>

(8)～(11) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接には奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとする

(8)～(11) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとする

とき。

(不利益処分理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

とき。

(不利益処分理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_によって行うことができる。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_

めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた 日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び \_\_\_\_\_ 第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号 \_\_\_\_\_ 及び第4号」とあるのは「同条第3号 \_\_\_\_\_」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_ とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第8号議案

豊岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

人事院勧告に準じて、職員の駐車場の利用に係る通勤手当を支給するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の右に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の右に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

## 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

通勤のために自動車等を使用する職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、5千円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額と自動車等の使用距離に応じて規則で定める額を合計した額とすること。(第16条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の規定の整理を行うこと。(附則第2項関係)



\_\_\_\_\_の規則で定める日に支給する。

5 略

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等\_\_\_\_\_に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 略

難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月の規則で定める日に支給する。

6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 略

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の支給については、規則で定める職員を除き、給与条例第16条第2項から第6項までの規定の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の支給については、規則で定める職員を除き、給与条例第16条第2項から第7項までの規定の例による。</p>



第9号議案

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

兵庫県の福祉医療費助成制度の改正に伴い、市の福祉医療費助成制度と他の公費負担医療費助成制度の併用による助成を可能とするため。



豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。)

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第4条第1項ただし書を削る。

第10条中「有効期限」を「有効期間」に改める。

(豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。)

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第4条第1項中「にあつては、精神疾患による疾病を除く」を「の精神疾患による疾病にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1

条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)の支給を受けられる場合に限る」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

第10条中「有効期限」を「有効期間」に改める。

(豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。)

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

第10条中「有効期限」を「有効期間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例及び豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

## 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

次の条例について、兵庫県の福祉医療費助成制度の改正により、当該制度と他の公費負担医療費助成制度の併用による助成が可能になることに伴い、被保険者等負担額の定義、福祉医療費の支給要件等に係る規定を同様に見直すこと。(第1条から第3条関係)

- (1) 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例(第2条、第4条、第10条関係)
- (2) 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例(第2条、第4条、第10条関係)
- (3) 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(第2条、第4条、第10条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和8年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例及び豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。<u>ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。</p>

(1)・(2) 略

2～4 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(1)・(2) 略

2～4 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>被保険者等負担額</u> 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病（<u>重度精神障害者</u>にあつては、<u>精神疾患による疾病を除く</u>）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>被保険者等負担額</u> 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</p> <p>ア <u>医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）</u></p> <p>イ <u>医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病（<u>重度精神障害者の精神疾患による疾病</u>にあつては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。</u>）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者</p>

等負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

(1)・(2) 略

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であって、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

4～6 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

等負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であって、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

4～6 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。<u>ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>（福祉医療費の支給）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。</p>

(1)・(2) 略

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であって、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の入院療養又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

4～6 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であって、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の入院療養又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

4～6 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。



## 第10号議案

豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

外来受診について、助成対象者を高校3年生まで拡大し、1歳から小学3年生までの保護者に係る所得制限を廃止するとともに、兵庫県の福祉医療費助成制度の改正に伴い、他の公費負担医療費助成制度との併用による助成を可能とするため。



豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市こども医療費の助成に関する条例（令和6年豊岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第3条第1項第2号ア中「1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者」を「乳幼児等」に改める。

第4条第1項ただし書を削り、同項第1号イ中「児童」の右に「及び高校生等」を加える。

第5条第1項ただし書を削る。

第8条第1項中「乳幼児等及び児童」を「こども」に改める。

第10条中「有効期限」を「有効期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市こども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

## 豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 被保険者等負担額の定義について、医療に要する費用の額から控除する額に、医療保険各法以外の法令、条例等の規定により国、地方公共団体等の負担において行われる医療に関する給付の額を加えること。(第2条関係)
- (2) 所得制限を受けずに福祉医療費の助成を受けることができる対象者の範囲を、乳幼児等の保護者まで拡大すること。(第3条関係)
- (3) 福祉医療費の支給について、医療保険各法以外の法令、条例等の規定により国、地方公共団体等の負担において行われる医療に関する給付との併用を可能にするとともに、高校生等に係る入院以外の療養を支給対象に加えること。(第4条関係)
- (4) 高校生等に係る福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならないこととすること。(第5条関係)
- (5) 福祉医療費の支給方法の特例について、その対象に高校生等が医療を受けた場合を加えること。(第8条関係)
- (6) その他所要の規定の整理を行うこと。

### 2 附則

- (1) この条例は、令和8年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>被保険者等負担額</u> 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。</p> <p>(10) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができるこどもの保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア <u>1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者</u>の保護者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>被保険者等負担額</u> 医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</p> <p>ア <u>医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）</u></p> <p>イ <u>医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができるこどもの保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア <u>乳幼児等</u>の保護者</p>

イ 略

(3) 略

2・3 略

(福祉医療費の支給)

第4条 市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

(1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者のこどもの区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 児童\_\_\_\_\_ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)・(イ) 略

(2) 略

2・3 略

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。ただし、高校生等に係る福祉医療費については、この限りでない。

2・3 略

(支給方法の特例)

イ 略

(3) 略

2・3 略

(福祉医療費の支給)

第4条 市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。

(1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者のこどもの区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 児童及び高校生等\_\_\_\_\_ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)・(イ) 略

(2) 略

2・3 略

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

2・3 略

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い、乳幼児等及び児童が県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い、こどもが県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 略

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。



第11号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

出合市場住宅を廃止するため。



豊岡市条例第        号

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表豊岡市営出合市場住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

出合市場住宅を廃止すること。(別表関係)

### 2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市営今森住宅 ～ 豊岡市営出合住宅	略	豊岡市営今森住宅 ～ 豊岡市営出合住宅	略
豊岡市営出合市場住宅	豊岡市但東町出合市場55番地		
豊岡市営出合第2住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略	豊岡市営出合第2住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略



第12号議案

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

乳児等通園支援事業に係る利用料の徴収について定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(保育料等)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、児童福祉法第6条の3第23項の乳児等通園支援事業を行ったときは、当該事業を利用する者の保護者から別に定める額の利用料を徴収するものとする。

(豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成22年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項の乳児等通園支援事業を行ったときは、当該事業を利用する者の保護者から別に定める額の利用料を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

次の条例について、乳児等通園支援事業の利用料の徴収に係る規定を定めること。(第1条、第2条関係)

- (1) 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例(第6条関係)
- (2) 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(第5条関係)

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p><u>（保育料）</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p><u>（保育料等）</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 市長は、児童福祉法第6条の3第23項の乳児等通園支援事業を行ったときは、当該事業を利用する者の保護者から別に定める額の利用料を徴収するものとする。</p> <p><u>4</u> 略</p>

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（保育料<u>  </u>の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（保育料等<u>  </u>の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項の乳児等通園支援事業を行ったときは、当該事業を利用する者の保護者から別に定める額の利用料を徴収するものとする。</u></p>

第13号議案

豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定  
について

豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため。



豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、その基準とする。

2 特定乳児等通園支援事業を行う者は、豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者（次項においてこれらを「暴力団等」という。）であってはならない。

3 特定乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



第14号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

農業集落排水施設の処理区のうち、寺坂地区及び畑地区について、特定環境保全  
公共下水道の処理区との統合により廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表寺坂地区の項及び畑地区の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設の処理区のうち、寺坂地区及び畑地区について、特定環境保全公共下水道の処理区との統合により廃止すること。（別表関係）

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 農業集落排水施設				1 農業集落排水施設			
処理区		処理場		処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置	名称	区域	名称	位置
畑上地区 ～ 三原地区	略	略	略	畑上地区 ～ 三原地区	略	略	略
寺坂地区	出石町寺坂	寺坂浄化セン ター	豊岡市出石町寺坂 291番地の1				
高橋地区	略	略	略	高橋地区	略	略	略
畑地区	但東町畑の一部 但 東町水石の一部	水石浄化セン ター	豊岡市但東町水石 365番地				
河本地区	略	略	略	河本地区	略	略	略
2～4 略				2～4 略			



第15号議案

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度豊岡市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106,544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,425,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		9,989,923	48,702	10,038,625
	1. 市 民 税	4,139,800	52,000	4,191,800
	2. 固 定 資 産 税	4,890,257	△4,298	4,885,959
	3. 軽 自 動 車 税	347,800	4,000	351,800
	4. 市 た ば こ 税	522,000	△7,000	515,000
	7. 入 湯 税	90,000	4,000	94,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		153,036	△2,960	150,076
	1. 分 担 金	15,958	△649	15,309
	2. 負 担 金	137,078	△2,311	134,767
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		709,211	△13,077	696,134
	1. 使 用 料	522,822	△4,125	518,697
	2. 手 数 料	186,389	△8,952	177,437
16. 国 庫 支 出 金		7,645,191	△200,280	7,444,911
	1. 国 庫 負 担 金	3,520,268	△93,888	3,426,380
	2. 国 庫 補 助 金	4,061,224	△105,888	3,955,336
	3. 委 託 金	63,699	△504	63,195
17. 県 支 出 金		3,396,429	△159,904	3,236,525
	1. 県 負 担 金	1,866,853	△24,199	1,842,654
	2. 県 補 助 金	1,181,035	△109,470	1,071,565
	3. 委 託 金	348,541	△26,235	322,306
18. 財 産 収 入		157,502	△3,791	153,711
	1. 財 産 運 用 収 入	64,361	43,200	107,561
	2. 財 産 売 払 収 入	93,141	△46,991	46,150
19. 寄 附 金		1,980,280	2,626	1,982,906
	1. 寄 附 金	1,980,280	2,626	1,982,906
20. 繰 入 金		2,254,952	△701,284	1,553,668
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	137,098	△420	136,678
	2. 基 金 繰 入 金	2,117,854	△700,864	1,416,990

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		1,048,584	225,297	1,273,881
	1. 繰越金	1,048,584	225,297	1,273,881
22. 諸収入		2,644,342	△36,573	2,607,769
	4. 受託事業収入	17,923	△350	17,573
	5. 雑収入	2,076,734	△36,223	2,040,511
23. 市債		4,458,400	△265,300	4,193,100
	1. 市債	4,458,400	△265,300	4,193,100
歳入合計		56,531,954	△1,106,544	55,425,410

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		259,641	△7,821	251,820
	1. 議 会 費	259,641	△7,821	251,820
2. 総 務 費		9,431,479	△163,545	9,267,934
	1. 総 務 管 理 費	8,249,385	△107,828	8,141,557
	2. 徴 税 費	452,767	△2,901	449,866
	3. 戸籍住民基本台帳費	347,640	△15,684	331,956
	4. 選 挙 費	314,359	△36,833	277,526
	5. 統 計 調 査 費	41,780	△110	41,670
	6. 監 査 委 員 費	25,548	△189	25,359
3. 民 生 費		15,981,545	△337,104	15,644,441
	1. 社 会 福 祉 費	5,033,744	△66,079	4,967,665
	2. 老 人 福 祉 費	3,617,461	△118,556	3,498,905
	3. 児 童 福 祉 費	6,252,435	△152,469	6,099,966
4. 衛 生 費		5,619,327	△96,124	5,523,203
	1. 保 健 衛 生 費	5,065,606	△93,568	4,972,038
	2. 清 掃 費	553,721	△2,556	551,165
6. 農 林 水 産 業 費		1,784,883	△114,464	1,670,419
	1. 農 業 費	1,389,356	△75,023	1,314,333
	2. 林 業 費	357,737	△37,026	320,711
	3. 水 産 業 費	37,790	△2,415	35,375
7. 商 工 費		3,413,157	△63,049	3,350,108
	1. 商 工 費	3,413,157	△63,049	3,350,108
8. 土 木 費		6,265,790	△185,989	6,079,801
	1. 土 木 管 理 費	497,146	△5,798	491,348
	2. 道 路 橋 り よ う 費	2,363,658	△121,834	2,241,824
	3. 河 川 費	68,488	△9,700	58,788
	4. 港 湾 費	11,608	△3,993	7,615
	5. 都 市 計 画 費	2,961,610	△5,854	2,955,756

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 住 宅 費	363,280	△38,810	324,470
9. 消 防 費		2,167,674	△48,819	2,118,855
	1. 消 防 費	2,167,674	△48,819	2,118,855
10. 教 育 費		5,614,015	△89,629	5,524,386
	1. 教 育 総 務 費	1,777,551	△32,451	1,745,100
	2. 小 学 校 費	1,262,759	△15,901	1,246,858
	3. 中 学 校 費	439,411	△16,981	422,430
	4. 幼 稚 園 費	218,157	△1,571	216,586
	5. 社 会 教 育 費	948,677	△19,156	929,521
	6. 保 健 体 育 費	967,460	△3,569	963,891
歳 出	合 計	56,531,954	△1,106,544	55,425,410

第 2 表 繰越明許費補正

追 加		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公共交通対策事業	12,090
4. 衛生費	1. 保健衛生費	水道事業会計負担金	154,973
6. 農林水産業費	1. 農業費	基盤整備促進事業	58,304
	2. 林業費	治山事業	79,410
7. 商工費	1. 商工費	工場公園等管理費	1,700
		豊岡商工施設管理費	46,600
		城崎観光施設管理費	143,272
		道の駅「神鍋高原」整備事業	149,960
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	51,277
		排水機樋門管理費	21,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	38,400
		藤井中森線道路改良事業	15,000
		上山二見線道路改良事業	13,100
		高龍寺本線道路改良事業	26,981
		雪害対策事業	96,551
		橋りょう長寿命化事業	143,588
		上野橋整備事業	36,000
		交通安全施設整備事業	3,000
		生活道路排水路整備事業	2,200
	3. 河川費	河川改良事業	20,000
		普通河川整備事業	28,300

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 都市計画費	都市景観形成事業	1,660
	6. 住宅費	住宅管理費	30,000
9. 消防費	1. 消防費	非常備消防事業	79,745
10. 教育費	5. 社会教育費	図書館管理費	33,599
計			1,286,710

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
生涯学習サロン指定管理料 (令和7年度追加分)	令和8年度から 令和10年度まで	648
計		648

廃 止 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
美しい村づくり資金利子補給事業 (令和7年度事業分)	令和8年度から 令和14年度まで	1,173
豊かな海づくり資金利子補給事業 (令和7年度事業分)	令和8年度から 令和14年度まで	1,490
城崎温泉交流センター再整備事業	令和8年度	61,600
計		64,263

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
農業経営基盤強化資金 利子補給事業 (令和7年度事業分)	令和8年度から 令和22年度まで	令和8年度から 令和17年度まで	1,808	200
計			1,808	200

## 第 4 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
野外活動施設除却事業費 〔旧東大谷野外活動施設〕	9,000 〔 9,000 〕	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
社会福祉施設整備事業費 〔 特 殊 浴 槽 〕	4,500 〔 4,500 〕			
計	13,500			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎整備事業費	376,200	340,200
〔 竹 野 庁 舎 〕	〔 95,900 〕	〔 74,400 〕
〔 日 高 庁 舎 〕	〔 217,500 〕	〔 208,200 〕
〔 本 庁 舎 〕	〔 62,800 〕	〔 57,600 〕
コミュニティセンター整備事業費	199,000	193,000
〔中竹野地区コミュニティセンター〕	〔 199,000 〕	〔 193,000 〕
児童福祉施設整備事業費	2,200	1,900
〔 八 条 認 定 こ ど も 園 〕	〔 2,200 〕	〔 1,900 〕
保健施設整備事業費	24,300	9,000
〔但馬救命救急センター〕	〔 24,300 〕	〔 9,000 〕
総合健康ゾーン整備事業費	279,200	278,300
土地改良事業費	83,800	82,700
〔 内 町 地 区 〕	〔 2,900 〕	〔 1,400 〕
〔 農 道 橋 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 16,400 〕	〔 17,500 〕
〔 伊 豆 地 区 〕	〔 12,800 〕	〔 12,000 〕
〔 ト ン ネ ル 点 検 〕	〔 3,800 〕	〔 3,900 〕
たん水防除施設整備事業費	19,600	18,000
〔 一 日 市 排 水 機 場 〕	〔 19,600 〕	〔 18,000 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
林 道 整 備 事 業 費	14,000	10,000
〔 林 道 防 災 事 業 〕	〔 14,000 〕	〔 10,000 〕
治 山 事 業 費	109,000	108,600
〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	〔 109,000 〕	〔 108,600 〕
観 光 施 設 整 備 事 業 費	446,500	400,600
〔 城 崎 温 泉 交 流 セ ン タ ー 〕	〔 207,800 〕	〔 177,300 〕
〔 竹 野 観 光 ト イ レ 〕	〔 12,700 〕	〔 8,700 〕
〔 但 東 シ ル ク 温 泉 や ま び こ 〕	〔 19,200 〕	〔 7,800 〕
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	51,400	54,400
道 路 整 備 事 業 費	126,900	113,600
〔 道 路 構 造 物 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 8,500 〕	〔 0 〕
〔 大 規 模 舗 装 修 繕 事 業 〕	〔 48,100 〕	〔 55,900 〕
〔 道 路 防 災 事 業 〕	〔 5,000 〕	〔 0 〕
〔 側 溝 整 備 事 業 〕	〔 11,600 〕	〔 4,000 〕
橋 り ょ う 整 備 事 業 費	213,400	169,700
〔 上 野 橋 〕	〔 25,200 〕	〔 21,700 〕
〔 橋 り ょ う 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 138,500 〕	〔 98,300 〕
消 雪 装 置 整 備 事 業 費	166,000	118,400
河 川 改 良 事 業 費	58,000	48,300
〔 普 通 河 川 整 備 事 業 〕	〔 38,000 〕	〔 28,300 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	260,000	240,100
〔 消 防 ポ ン プ 自 動 車 〕	〔 59,200 〕	〔 56,500 〕
〔 防 火 水 槽 〕	〔 16,000 〕	〔 15,000 〕
〔 高 規 格 救 急 自 動 車 〕	〔 39,700 〕	〔 36,100 〕
〔 消 防 団 施 設 〕	〔 86,300 〕	〔 72,000 〕
〔 出 石 分 署 〕	〔 36,800 〕	〔 38,500 〕
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業 費	168,600	166,000
〔 デ ジ タ ル 防 災 行 政 無 線 〕	〔 75,700 〕	〔 72,000 〕
〔 J ア ラ ー ト 受 信 機 〕	〔 11,200 〕	〔 12,300 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
スクールバス整備事業費 〔小坂小学校スクールバス〕	14,000 〔 14,000 〕	11,500 〔 11,500 〕
公立小学校整備事業費 〔 竹 野 学 園 〕	738,800 〔 264,800 〕	732,000 〔 258,000 〕
公立中学校整備事業費 〔 竹 野 学 園 〕	234,100 〔 223,500 〕	210,000 〔 199,400 〕
社会教育施設整備事業費 〔 但 馬 国 分 寺 跡 〕	185,800 〔 400 〕	185,700 〔 300 〕
計	4,458,400	4,179,600



令和 7 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 11 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,989,923	48,702	10,038,625
14. 分担金及び負担金	153,036	△2,960	150,076
15. 使用料及び手数料	709,211	△13,077	696,134
16. 国庫支出金	7,645,191	△200,280	7,444,911
17. 県支出金	3,396,429	△159,904	3,236,525
18. 財産収入	157,502	△3,791	153,711
19. 寄附金	1,980,280	2,626	1,982,906
20. 繰入金	2,254,952	△701,284	1,553,668
21. 繰越金	1,048,584	225,297	1,273,881
22. 諸収入	2,644,342	△36,573	2,607,769
23. 市債	4,458,400	△265,300	4,193,100
歳入合計	56,531,954	△1,106,544	55,425,410



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	259,641	△7,821	251,820
2. 総務費	9,431,479	△163,545	9,267,934
3. 民生費	15,981,545	△337,104	15,644,441
4. 衛生費	5,619,327	△96,124	5,523,203
6. 農林水産業費	1,784,883	△114,464	1,670,419
7. 商工費	3,413,157	△63,049	3,350,108
8. 土木費	6,265,790	△185,989	6,079,801
9. 消防費	2,167,674	△48,819	2,118,855
10. 教育費	5,614,015	△89,629	5,524,386
歳出合計	56,531,954	△1,106,544	55,425,410

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△7,821
△25,383	△33,000	△73,563	△31,599
△246,746	4,200	△72	△94,486
△34,634	△16,200	17,114	△62,404
△37,928	△7,100	△14,214	△55,222
23,751	△45,900	△4,424	△36,476
△57,167	△111,300	△5,224	△12,298
△3,365	△22,500	△1,199	△21,755
21,288	△33,500	△7,491	△69,926
△360,184	△265,300	△89,073	△391,987

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,569,000	2,000	3,571,000
2. 法人	570,800	50,000	620,800
計	4,139,800	52,000	4,191,800

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,870,000	△3,000	4,867,000
2. 国有資産等所在市町村交付金	20,257	△1,298	18,959
計	4,890,257	△4,298	4,885,959

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割	26,000	6,000	32,000
2. 種別割	321,800	△2,000	319,800
計	347,800	4,000	351,800

(款) 1. 市税

(項) 4. 市たばこ税

目	補正前の額	補正額	計
1. 市たばこ税	522,000	△7,000	515,000
計	522,000	△7,000	515,000

(款) 1. 市税

(項) 7. 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
1. 入湯税	90,000	4,000	94,000

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 滞納繰越分	2,000	滞納繰越分	2,000
1. 現年課税分	50,000	現年課税分	50,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 滞納繰越分	△3,000	滞納繰越分	△3,000
1. 現年課税分	△1,298	現年課税分	△1,298

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分	6,000	現年課税分	6,000
1. 現年課税分	△2,000	現年課税分	△2,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分	△7,000	現年課税分	△7,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年課税分	4,000	現年課税分	4,000

## (款) 1. 市税

## (項) 7. 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
計	90,000	4,000	94,000

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	11,188	△687	10,501
4. 土木費分担金	4,770	38	4,808
計	15,958	△649	15,309

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	134,904	△2,311	132,593
計	137,078	△2,311	134,767

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	40,502	△820	39,682
3. 民生使用料	91,755	3,807	95,562
6. 商工使用料	45,318	2,000	47,318
7. 土木使用料	304,706	△6,163	298,543

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 農業費分担金	△675	基盤整備事業費分担金 △675
2. 林業費分担金	△12	治山事業費分担金 △12
1. 土木管理費分担金	38	急傾斜地崩壊対策事業費分担金 38

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費負担金	△2,311	特定教育・保育施設利用者負担金 △2,298 現年度分 △2,298 母子生活支援施設入所者負担金 △13

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理使用料	△820	行政財産目的外使用料 △877 有償旅客運送使用料 557 コミュニティセンター使用料 △500
3. 児童福祉使用料	3,807	放課後児童クラブ使用料 3,807
1. 商工使用料	2,000	玄武洞公園観覧料 2,000
4. 住宅使用料	△6,163	現年度分 △5,054 公営住宅使用料 △4,976 特公賃住宅使用料 △78 滞納繰越分 51 公営住宅使用料 51 市営住宅駐車場使用料 △1,160 市営住宅駐車場使用料 △1,160

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育使用料	17,668	△2,949	14,719
計	522,822	△4,125	518,697

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生手数料	149,956	△8,952	141,004
計	186,389	△8,952	177,437

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	3,517,470	△92,938	3,424,532
4. 衛生費国庫負担金	2,798	△950	1,848
計	3,520,268	△93,888	3,426,380

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	128,549	△6,039	122,510

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 社会教育使用料	△2,949	豊岡市民会館使用料 歴史博物館入館料	△3,800 851

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 清掃手数料	△8,952	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	△7,740 △7,740 △1,212 △1,411 199

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	△3,293	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定費負担金 生活困窮者自立相談支援事業等負担金 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 国民健康保険産前産後保険料負担金 生活困窮者自立相談支援事業等負担金(過年度分)	△1,227 △992 △210 16 △262 △618
3. 児童福祉費負担金	△89,645	母子生活支援施設措置費負担金 児童扶養手当給付費負担金 児童手当負担金	△2,927 △4,273 △82,445
1. 保健衛生費負担金	△950	養育医療事業費負担金	△950

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△6,039	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 地域女性活躍推進交付金	△1,355 △4,368 △316

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,608,915	△29,661	1,579,254
3. 衛生費国庫補助金	60,804	△6,904	53,900
6. 土木費国庫補助金	444,720	△49,116	395,604
7. 消防費国庫補助金	731	△731	0
8. 教育費国庫補助金	574,744	22,789	597,533
20. 新しい地方経済・ 生活環境創生交付金	68,760	△1,226	67,534
21. 地方創生臨時交付金	1,159,600	△35,000	1,124,600
計	4,061,224	△105,888	3,955,336

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	1,739	△333	1,406

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	△22,985	障害者地域生活支援事業費補助金	△22,985
3. 児童福祉費補助金	△6,676	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 放課後児童健全育成事業費補助金 ファミリー・サポート・センター事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 子育て世帯訪問支援事業費補助金	△1,428 △3,989 △526 △307 △426
1. 保健衛生費補助金	△6,904	循環型社会形成推進交付金 出産・子育て応援交付金 妊婦のための支援給付交付金	△288 △666 △5,950
1. 道路橋りょう費補助金	0	道路メンテナンス事業費補助金 橋りょう新設改良事業費 橋りょう長寿命化事業費	0 △5,326 5,326
4. 住宅費補助金	△49,116	社会資本整備総合交付金 簡易耐震診断推進事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費 民間住宅耐震改修助成事業費 老朽危険空家対策事業費	△49,116 △788 △46,980 △150 △1,198
1. 消防費補助金	△731	社会資本整備総合交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業費	△731 △731
1. 教育総務費補助金	23,322	学校施設環境改善交付金 公立学校施設整備費負担金	△13,129 36,451
2. 小学校費補助金	△400	特別支援教育就学児童奨励費補助金	△400
3. 中学校費補助金	△399	特別支援教育就学生徒奨励費補助金	△399
5. 社会教育費補助金	266	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金 文化芸術振興費補助金	△150 △564 △593 1,573
1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金	△1,226	新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 第2世代交付金	△1,226 △198 △1,028
1. 地方創生臨時交付金	△35,000	地方創生臨時交付金	△35,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 戸籍住民基本台帳費委託金	△333	中長期在留者住居地届出等事務委託金	△333

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
4. 土木費委託金	47,670	△171	47,499
計	63,699	△504	63,195

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,863,131	△23,775	1,839,356
3. 衛生費県負担金	1,249	△424	825
計	1,866,853	△24,199	1,842,654

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	58,801	△11,986	46,815
2. 民生費県補助金	441,645	△65,372	376,273

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土木管理費委託金	△171	公共用地取得事務委託金	△171

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	△9,669	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 保険者支援基準額 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 国民健康保険産前産後保険料負担金	△9,546 △9,050 △496 8 △131
2. 老人福祉費負担金	△10,158	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金	△10,158
3. 児童福祉費負担金	△9,017	母子生活支援施設措置費負担金 児童手当負担金 児童手当負担金(過年度分)	△1,463 △7,553 △1
4. 生活保護費負担金	5,069	生活保護費負担金	5,069
1. 保健衛生費負担金	△424	養育医療事業費負担金	△424

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△11,986	持続可能な多自然地域づくりプロジェクト事業費補助金 「持続可能な生活圏」形成支援事業費補助金 市町地域伴走支援体制整備事業費補助金 住宅用太陽光発電設備等導入事業費補助金	△286 214 △500 △11,700
1. 社会福祉費補助金	△7,492	こども医療費助成事業費補助金 入院医療費 通院医療費 障害者地域生活支援事業費補助金 障害者自立支援利用者支援費補助金	5,500 550 4,950 △11,492 △1,500
2. 老人福祉費補助金	△51,973	人生いきいき住宅助成事業費補助金 地域介護拠点整備費補助金 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金	△1,370 △48,646 △1,957
3. 児童福祉費補助金	△5,907	放課後児童健全育成事業費補助金	△3,994

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
3. 衛生費県補助金	14,970	△2,607	12,363
5. 農林水産業費県補助金	541,431	△23,043	518,388
7. 土木費県補助金	4,464	△3,704	760
9. 教育費県補助金	113,305	△124	113,181
12. 消防費県補助金	2,634	△2,634	0
計	1,181,035	△109,470	1,071,565

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	280,549	△6,837	273,712

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(児童福祉費補助金)		ひょうご保育料軽減事業費補助金 ファミリー・サポート・センター事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 子育て世帯訪問支援事業費補助金	△833 △526 △128 △426
1. 保健衛生費補助金	△2,607	健康増進事業費補助金 骨髄移植後等の予防接種の再接種助成事業費補助金 出産・子育て応援交付金	△2,400 △41 △166
1. 農業費補助金	△18,602	基盤整備促進事業費補助金 中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払推進交付金 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 新規就農総合支援事業費補助金 機構集積協力金 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 農地利用最適化交付金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 みどりの食料システム戦略推進交付金 就農準備資金 ソキノワグマ管理総合対策事業費補助金 干ばつ応急対策支援事業費補助金	△782 △5,111 △6,429 △4,056 △694 △10,233 12,720 △4,932 921 176 △212 △1,500 △750 2,280
2. 林業費補助金	△4,441	森林環境保全整備事業費補助金 森林病虫害等防除事業費補助金 治山事業費補助金	△2,921 △720 △800
5. 住宅費補助金	△3,704	簡易耐震診断推進事業費補助金 民間住宅耐震改修助成事業費補助金 老朽危険空家対策事業費補助金	△355 △350 △2,999
1. 教育総務費補助金	588	わくわくオーケストラ事業費補助金 校内サポートルーム支援員配置事業費補助金	△228 816
3. 中学校費補助金	△293	公立学校情報機器整備事業費補助金	△293
5. 社会教育費補助金	△419	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金	△75 △47 △297
2. 災害対策費補助金	△2,634	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金	△2,634

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選挙費委託金	△6,729	参議院議員選挙事務委託金	△6,729

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
(総務費委託金)			
4. 農林水産業費委託金	30,160	△14,885	15,275
6. 土木費委託金	23,722	△4,176	19,546
7. 教育費委託金	7,871	△337	7,534
計	348,541	△26,235	322,306

## (款) 18. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	36,413	43,200	79,613
計	64,361	43,200	107,561

## (款) 18. 財産収入

## (項) 2. 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売却収入	88,079	△46,991	41,088
計	93,141	△46,991	46,150

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. 統計調査費委託金	△108	経済センサス調査事務委託金	△108
1. 農業費委託金	△14,885	基盤整備促進事業委託金	△14,885
1. 土木管理費委託金	△183	公共用地取得事務委託金	△183
4. 港湾費委託金	△3,993	海岸環境整備事業委託金	△3,993
1. 教育総務費委託金	△337	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△337

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 基金運用利子	43,200	財政調整基金利子 12,450 市債管理基金利子 6,950 福祉基金利子 1,900 水と土保全対策基金利子 49 奨学基金利子 250 コウノトリ基金利子 36 美術館「伊藤清永記念館」管理基金利子 1 植村直己顕彰基金利子 78 仲田光成記念基金利子 2 東井義雄遺徳顕彰基金利子 40 土地開発基金利子 368 交通遺児奨学基金利子 40 被災者生活再建支援基金利子 820 地域振興基金利子 8,000 暴力団対策基金利子 10 公共施設整備基金利子 11,850 学校教育施設整備基金利子 50 森林環境基金利子 306	

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土地売却収入	△46,991	土地売却収入	△46,991

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	100	2,830	2,930
2. 総務費寄附金	1,977,000	△1,200	1,975,800
8. 教育費寄附金	2,180	996	3,176
計	1,980,280	2,626	1,982,906

## (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	36,497	△420	36,077
計	137,098	△420	136,678

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	830,652	△667,364	163,288
3. 福祉基金繰入金	20,554	△3,802	16,752
6. コウノトリ基金繰入金	21,994	△598	21,396
13. 地域振興基金繰入金	849,914	△4,100	845,814
16. 公共施設整備基金繰入金	125,000	△25,000	100,000
計	2,117,854	△700,864	1,416,990

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,048,584	225,297	1,273,881

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 一般寄附金		2,830	一般寄附金	2,830
1. 総務管理費寄附金		△1,200	企業版ふるさと応援寄附金	△1,200
1. 教育総務費寄附金		796	教育総務費寄附金	796
4. 社会教育費寄附金		200	社会教育事業費寄附金	200

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 太陽光発電事業特別会計繰入金		△420	太陽光発電事業特別会計繰入金	△420

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 財政調整基金繰入金		△667,364	財政調整基金繰入金	△667,364
1. 福祉基金繰入金		△3,802	福祉基金繰入金	△3,802
1. コウノトリ基金繰入金		△598	コウノトリ基金繰入金	△598
1. 地域振興基金繰入金		△4,100	地域振興基金繰入金	△4,100
1. 公共施設整備基金繰入金		△25,000	公共施設整備基金繰入金	△25,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 前年度繰越金		225,297	前年度繰越金	225,297

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,048,584	225,297	1,273,881

## (款) 22. 諸収入

## (項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費受託事業収入	9,004	△350	8,654
計	17,923	△350	17,573

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 滞納処分費	481	△481	0
6. 雑入	2,076,186	△35,742	2,040,444

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費受託事業収入	△350	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入 △350

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 滞納処分費	△481	滞納処分費 △481
1. 実費弁償金	393	各種検診弁償金 393 健康診査 △106 腹部超音波検査 2,891 歯周病検診 △27 胃がん検診 △782 子宮がん検診 △658 肺がん検診 △248 乳がん検診 △371 大腸がん検診 △194 前立腺がん検診 △68 肝炎ウイルス検診 △44
3. 雑入	△36,135	広告料 △200 ホームページ △200 頒布代 326 書籍等 366 美術館グッズ △40 他会計負担分消耗品等 △500 受託料 △336 農業者年金業務 △55 農地中間管理事業推進業務 △281 工事費負担金 △6,597 日高庁舎 △6,597 利用者負担金 △666 生きがい活動支援通所事業 △362 緊急通報システム △242 子育て世帯訪問支援事業 △62 光熱水費等使用者負担金 △7,663 但東庁舎 △77 総合健康ゾーン健康増進施設 △7,586

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	2,076,734	△36,223	2,040,511

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	679,800	△33,000	646,800

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(雑 入)		保育所給食費負担金	219
		認定こども園給食費負担金	781
		事業負担金	△4,504
		埋蔵文化財発掘調査費負担金	△3,933
		豊岡最終処分場負担金	△571
		協議会等負担金	△13,766
		豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	△13,766
		市営住宅共益費	△44
		市営住宅負担金	514
		市営住宅修繕費負担金	347
		市営住宅退去時修繕費負担金(滞納繰越分)	167
		市営住宅損害金	165
		補助金・交付金	△34,607
		森林管理100%作戦推進事業費補助金	△119
		環境保全促進助成事業助成金	△600
		デジタル基盤改革支援補助金	△27,719
		国立公園等資源整備事業費補助金	△6,424
		ひょうご安全の日推進事業助成金	255
		事業助成金	△95
		市民プラザ自主事業助成金	△200
		芸術祭事業助成金	105
		事業協力金	645
		雪害倒木緊急対策事業協力金	645
		消防団員交付金等	10
		災害補償交付金	10
		市民プラザ入場料	740
		市民会館等入場料	2,482
		永楽館	2,482
		美術展等出展料	△4
		移転補償金	△1,209
		消防団車庫	△1,209
		返納金	28,174
		医師修学資金貸付金返納金	26,440
		前払金返還金	1,134
		移住支援金返還金	600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	△33,000	庁舎整備事業債	△36,000
		竹野庁舎	△21,500
		日高庁舎	△9,300
		本庁舎	△5,200
		コミュニティセンター整備事業債	△6,000
		中竹野地区コミュニティセンター	△6,000
		野外活動施設除却事業債	9,000
		旧東大谷野外活動施設	9,000

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生債	2,200	4,200	6,400
4. 衛生債	496,900	△16,200	480,700
6. 農林水産業債	226,400	△7,100	219,300
7. 商工債	519,700	△45,900	473,800
8. 土木債	852,400	△111,300	741,100
9. 消防債	428,600	△22,500	406,100
10. 教育債	1,172,700	△33,500	1,139,200

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社 会 福 祉 債	4,500	社会福祉施設整備事業債 特殊浴槽	4,500 4,500
3. 児 童 福 祉 債	△300	児童福祉施設整備事業債 八条認定こども園	△300 △300
1. 保 健 衛 生 債	△16,200	保健施設整備事業債 但馬救命救急センター 総合健康ゾーン整備事業債	△15,300 △15,300 △900
1. 農 業 債	△2,700	土地改良事業債 内町地区 農道橋長寿命化事業 伊豆地区 トンネル点検 たん水防除施設整備事業債 一日市排水機場	△1,100 △1,500 1,100 △800 100 △1,600 △1,600
2. 林 業 債	△4,400	林道整備事業債 林道防災事業 治山事業債 林地崩壊対策事業	△4,000 △4,000 △400 △400
1. 商 工 債	△45,900	観光施設整備事業債 城崎温泉交流センター 竹野観光トイレ 但東シルク温泉やまびこ	△45,900 △30,500 △4,000 △11,400
1. 土 木 管 理 債	3,000	急傾斜地崩壊対策事業債	3,000
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△104,600	道路整備事業債 道路構造物長寿命化事業 大規模舗装修繕事業 道路防災事業 側溝整備事業 橋りょう整備事業債 上野橋 橋りょう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	△13,300 △8,500 7,800 △5,000 △7,600 △43,700 △3,500 △40,200 △47,600
3. 河 川 債	△9,700	河川改良事業債 普通河川整備事業	△9,700 △9,700
1. 消 防 債	△22,500	消防防災施設整備事業債 消防ポンプ自動車 防火水槽 高規格救急自動車 消防団施設 出石分署 消防防災設備整備事業債 デジタル防災行政無線 Jアラート受信機	△19,900 △2,700 △1,000 △3,600 △14,300 1,700 △2,600 △3,700 1,100
1. 教 育 総 務 債	△2,500	スクールバス整備事業債 小坂小学校スクールバス	△2,500 △2,500

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(教 育 債)			
計	4,458,400	△265,300	4,193,100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 小学校債	△6,800	公立小学校整備事業債 竹野学園	△6,800 △6,800
3. 中学校債	△24,100	公立中学校整備事業債 竹野学園	△24,100 △24,100
5. 社会教育債	△100	社会教育施設整備事業債 但馬国分寺跡	△100 △100

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	259,641	△7,821	251,820				△7,821
計	259,641	△7,821	251,820				△7,821

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,152,204	33,256	2,185,460	△1		△308	33,565

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△982	人件費	△5,950
			議員報酬	△982
3. 職員手当等		△4,943	議員期末手当	△4,943
			非常勤職員公務災害補償保険料	△25
4. 共済費		△25	議会管理費【議会事務局】	△1,367
			普通旅費	△228
8. 旅費		△459	業務委託料	△289
			タブレット端末更新業務	
12. 委託料		△289	OA機器借上料	△321
			事業用備品	△529
13. 使用料及び賃借料		△594	議会運営活動費【議会事務局】	△504
			費用弁償	△231
17. 備品購入費		△529	OA機器借上料	△273

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△3,755	人件費	37,517
			期末手当	△2,224
4. 共済費		△3,036	勤勉手当	△1,531
			共済組合負担金	△296
7. 報償費		△50	雇用保険料	△53
			健保、厚生年金保険料	△1,033
8. 旅費		△82	地方公務員災害補償基金負担金	△679
			労災保険料	△573
10. 需用費		△180	非常勤職員公務災害補償保険料	△402
			負担金	44,308
11. 役務費		△110	退職手当組合	44,308
			一般管理費【総務課】	△690
12. 委託料		△2,564	消耗品費	△180
			手数料	△110
18. 負担金、補助及び交付金		43,033	業務委託料	△400
			例規集作成等業務	
			区長会費【総務課】	△501
			業務委託料	△226
			行政事務	
			補助金	△275
			自治会活動保険加入費	△275
			職員研修事業費【人事課】	△1,400
			業務委託料	△400
			職員研修業務	
			負担金	△1,000
			派遣職員研修	△1,000

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2. 広報費	29,232	△396	28,836	△198		△200	2
5. 財産管理費	1,874,923	△1,633	1,873,290		3,800	△24,781	19,348

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		行革推進事業費 【DX・行財政改革推進課】	△900
		業務委託料	△900
		市民との共創支援業務	
		公共施設マネジメント推進事業費 【資産活用課】	△770
		報償金	△50
		費用弁償	△56
		普通旅費	△26
		業務委託料	△638
		公共施設再編計画改訂業務	
12. 委託料	△396	広報広聴事業費 【秘書広報課】	△396
		業務委託料	△396
		情報発信ツール構築・運用業務	
10. 需用費	△5,836	庁舎管理費 【総務課】	△10,539
		光熱水費	△4,336
12. 委託料	△9,042	整備工事費	△6,203
		庁舎等	
14. 工事請負費	△14,463	自動車管理費 【総務課】	△1,000
		燃料費	△1,000
24. 積立金	27,708	基金管理費 【資産活用課・文化・スポーツ振興課・ 農林水産課・環境経済課・会計課・教育総務課】	27,708
		財政調整基金積立金	2,816
		財政調整基金積立金(利子)	12,450
		市債管理基金積立金(利子)	6,950
		奨学基金積立金(利子)	250
		コウノトリ基金積立金(利子)	36
		美術館「伊藤清永記念館」管理基金積立金(利子)	1
		仲田光成記念基金積立金(利子)	2
		東井義雄遺徳顕彰基金積立金(利子)	40
		被災者生活再建支援基金積立金(利子)	820
		交通遺児奨学基金積立金(利子)	40
		地域振興基金積立金	3,589
		地域振興基金積立金(利子)	8,000
		暴力団対策基金積立金(利子)	10
		公共施設整備基金積立金	△46,991
		公共施設整備基金積立金(利子)	11,850
		森林環境基金積立金	27,489
		学校教育施設整備基金積立金(利子)	50
		森林環境基金積立金(利子)	306
		財産管理費 【資産活用課・教育施設課・竹野地域振 興課】	△17,802
		光熱水費	△500
		保守点検委託料	△800
		消防用設備等保守点検	
		投資委託料	△7,320
		実施設計	
		施工監理	
		業務委託料	△922
		測量業務	
		解体工事費	△8,260
		旧東大谷野外活動施設	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 企画費	1,049,794	△3,703	1,046,091				△3,703
8. 公共交通対策費	475,534	13,942	489,476	△1,355		548	14,749
9. 環境政策推進費	361,093	△19,440	341,653	△11,700		△7,740	
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	115,600	△2,195	113,405			△1,198	△997
11. 情報管理費	325,491	△36,557	288,934			△27,719	△8,838

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費	△534	企画調整費 【経営企画課】	△3,703	
		普通旅費	△534	
12. 委託料	△3,850	業務委託料	△3,850	
		日本語教育機関等調査研究業務		
18. 負担金、補助及び 交付金	681	負担金	681	
		但馬広域行政事務組合	681	
18. 負担金、補助及び 交付金	13,942	バス交通対策事業費 【都市整備課】	13,942	
		補助金	13,942	
		地方バス等公共交通維持確保対策費	6,903	
		市街地循環バス事業費	3,915	
		予約型乗合交通維持対策費	3,124	
12. 委託料	△5,649	ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】	△7,740	
		業務委託料	△5,649	
		指定ごみ袋等作製業務		
18. 負担金、補助及び 交付金	△13,791	補助金	△2,091	
		資源ごみ集団回収促進費	△2,091	
		太陽光発電システム導入補助事業費 【コウノトリ共生課】	△11,700	
		補助金	△11,700	
		自家消費型住宅用太陽光発電システム等	△11,700	
3. 職員手当等	△286	人件費	△349	
		期末手当	△156	
4. 共済費	△63	勤勉手当	△130	
		健保、厚生年金保険料	△63	
7. 報償費	△206	コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課】	△294	
8. 旅費	△409	普通旅費	△206	
		消耗品費	△42	
10. 需用費	△88	印刷製本費	△46	
12. 委託料	△483	コウノトリ生息地保全対策事業費 【コウノトリ共生課】	△483	
		維持管理委託料	△483	
		水田ビオトープ管理		
18. 負担金、補助及び 交付金	△660	ラムサール条約関連事業費 【コウノトリ共生課】	△154	
		普通旅費	△154	
		生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】	△619	
		報償金	△110	
		費用弁償	△49	
		補助金	△460	
		小さな自然再生支援事業費	△460	
		コウノトリ次世代育成事業費 【コウノトリ共生課】	△296	
		報償金	△96	
		補助金	△200	
		高校生等地域研究支援事業費	△200	
2. 給料	△87	人件費	△87	
		一般職給	△87	
8. 旅費	△500	一般職員	△87	
		行政情報化推進事業費 【D X・行財政改革推進課】	△35,270	
11. 役務費	△2,077	通信運搬費	△1,077	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(情報管理費)							
12. 市民プラザ費	66,033	0	66,033	533		540	△1,073
13. 城崎振興局費	25,393	0	25,393			△1,429	1,429
14. 竹野振興局費	121,065	△22,435	98,630		△21,500		△935
15. 日高振興局費	261,747	△10,263	251,484		△9,300	△6,597	5,634
16. 出石振興局費	29,453	△1,300	28,153				△1,300
17. 但東振興局費	26,707	△1,609	25,098			△77	△1,532
22. 但馬空港利用促進費	100,922	△8,032	92,890				△8,032
24. 諸費	20,143	△420	19,723			△420	
32. 地域コミュニティ推進費	563,385	△6,424	556,961	△286	△6,000	△1,000	862

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△27,209	手数料 △1,000 業務委託料 △26,509
13. 使用料及び賃借料	△6,684	システム開発業務 クラウド使用料 △6,684 DX推進事業費 【DX・行財政改革推進課】 △1,200 普通旅費 △500 業務委託料 △700 職員研修業務 地域活性化活動推進業務
		財源更正
		財源更正
12. 委託料	△110	庁舎管理費 【竹野地域振興課】 △22,188 投資委託料 △110
14. 工事請負費	△22,078	施工監理 補修工事費 △22,078
18. 負担金、補助及び 交付金	△247	庁舎 竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】 △247 補助金 △247 竹野焼杉板景観保全事業費 △247
12. 委託料	△3,703	庁舎管理費 【日高地域振興課】 △10,263 投資委託料 △3,703
14. 工事請負費	△6,560	施工監理 整備工事費 △6,560 庁舎
10. 需用費	△1,300	庁舎管理費 【出石地域振興課】 △1,300 光熱水費 △1,300
10. 需用費	△1,609	庁舎管理費 【但東地域振興課】 △1,609 光熱水費 △1,609
8. 旅費	△1,008	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】 △8,032 普通旅費 △1,008
18. 負担金、補助及び 交付金	△7,024	補助金 △7,024 コウノトリ但馬空港利用促進協議会 △7,024
18. 負担金、補助及び 交付金	△420	防犯対策事業費 【生活環境課】 △420 補助金 △420 防犯灯整備費 △420
4. 共済費	△241	人件費 △241
11. 役務費	△200	共済組合負担金 △140 健保、厚生年金保険料 △101
14. 工事請負費	△3,916	地域コミュニティ推進事業費 【地域づくり課】 △2,267 手数料 △200 交付金 △2,067
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,067	地域コミュニティ活動促進事業交付金 △1,168 コミュニティづくり交付金 △899

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地域コミュニティ 推進費)							
34. 地方創生推進事業 費	572,166	△40,619	531,547	△836		△2,701	△37,082

(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		コミュニティセンター管理費 【地域づくり課】	△3,916
		整備工事費 中竹野地区コミュニティセンター	△3,916
1. 報 酬	△77	人件費	△77
		会計年度任用職員報酬	△77
7. 報 償 費	△1,507	パートタイム職員	△77
8. 旅 費	△454	多文化共生推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】	△1,557
		報償金	△160
10. 需 用 費	△440	報償品	△33
		普通旅費	△54
11. 役 務 費	△2,697	通信運搬費	△1,200
		手数料	△110
12. 委 託 料	△17,297	ジェンダーギャップ解消推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】	△500
13. 使用料及び賃借料	△4,655	通信運搬費	△500
18. 負担金、補助及び交付金	△13,942	子育て中の女性の就労促進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】	△300
		報償金	△300
22. 償還金、利子及び割引料	450	文化芸術創造交流事業費 【文化・スポーツ振興課】	△2,070
		業務委託料	△1,916
		文化芸術ポータルサイト構築業務	
		OAソフト借上料	△154
		出会い機会創出事業費 【地域づくり課】	△678
		報償金	△628
		報償品	△50
		定住推進事業費 【地域づくり課】	450
		国県負担金等精算返納金	450
		県補助金返納金	450
		観光まちづくり推進事業費 【観光政策課】	△5,051
		負担金	△5,051
		企業人派遣	△5,051
		英語教育推進事業費 【学校教育課】	△600
		普通旅費	△400
		負担金	△200
		自治体国際化協会	△200
		出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】	△5,828
		印刷製本費	△440
		通信運搬費	△131
		広告料	△391
		手数料	△292
		筆耕翻訳料	△73
		会場借上料	△173
		自動車借上料	△850
		建物借上料	△3,342
		用品借上料	△136
		地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課・観光政策課・日高地域振興課】	△23,208
		報償金	△336
		業務委託料	△14,181
		地域おこし協力隊業務補助金	△8,691

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	8,249,385	△107,828	8,141,557	△13,843	△33,000	△73,082	12,097

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	325,168	△1,097	324,071				△1,097
2. 賦課徴収費	127,599	△1,804	125,795			△481	△1,323
計	452,767	△2,901	449,866			△481	△2,420

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	347,640	△15,684	331,956	△4,701			△10,983

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		起業支援事業費 <span style="float: right;">△8,691</span> 企業版ふるさと納税獲得推進事業費 【観光政策課】 <span style="float: right;">△1,200</span> 業務委託料 <span style="float: right;">△1,200</span> 企業版ふるさと納税推進業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△219	人件費 <span style="float: right;">△1,097</span> 一般職給 <span style="float: right;">△219</span>
3. 職員手当等	△509	一般職員 <span style="float: right;">△219</span> 期末手当 <span style="float: right;">△240</span>
4. 共済費	△369	勤勉手当 <span style="float: right;">△269</span> 共済組合負担金 <span style="float: right;">△134</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float: right;">△235</span>
11. 役務費	△1,561	賦課徴収事務費 【税務課】 <span style="float: right;">△1,804</span> 手数料 <span style="float: right;">△1,561</span>
12. 委託料	△243	業務委託料 <span style="float: right;">△243</span> 納税通知書封入封かん業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△253	人件費 <span style="float: right;">△1,170</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float: right;">△253</span>
3. 職員手当等	△401	パートタイム職員 <span style="float: right;">△253</span> 通勤手当 <span style="float: right;">△68</span>
4. 共済費	△516	期末手当 <span style="float: right;">△129</span> 勤勉手当 <span style="float: right;">△204</span>
10. 需用費	△2,594	共済組合負担金 <span style="float: right;">△228</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float: right;">△288</span>
11. 役務費	△1,772	戸籍住民基本台帳事務費 【窓口サービス課】 <span style="float: right;">△14,181</span> 印刷製本費 <span style="float: right;">△2,594</span>
12. 委託料	△1,947	通信運搬費 <span style="float: right;">△1,772</span>

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(戸籍住民基本台帳費)							
計	347,640	△15,684	331,956	△4,701			△10,983

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	16,875	△152	16,723				△152
9. 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	83,730	△18,187	65,543				△18,187
55. 参議院議員選挙費	61,350	△6,916	54,434	△6,729			△187

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13. 使用料及び賃借料	△7,868	業務委託料 △1,947 街区表示板更新業務
17. 備品購入費	△333	クラウド使用料 △7,868 中長期在留者住居地届出等事務費 【窓口サービス課】 △333 庁用備品 △333

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△41	選挙管理委員会費 【選挙管理委員会事務局】 △152 消耗品費 △37
12. 委託料	△85	食糧費 △4 保守点検委託料 △85
18. 負担金、補助及び交付金	△26	選挙投票管理システム保守点検負担金 △26 会議等出席 △26
1. 報酬	△475	人件費 △3,706 会計年度任用職員報酬 △347
3. 職員手当等	△3,108	補助員（選挙管理委員会事務局） △347 非常勤職員報酬 △128
4. 共済費	△123	時間外勤務手当 △2,329 期末手当 △423
7. 報償費	△99	勤勉手当 △356 共済組合負担金 △49
10. 需用費	△6,630	健保、厚生年金保険料 △74
11. 役務費	△1,056	市長選挙及び市議会議員補欠選挙費 【選挙管理委員会事務局】 △14,481 報償品 △99
13. 使用料及び賃借料	△435	消耗品費 △6,007 燃料費 △56
18. 負担金、補助及び交付金	△6,261	食糧費 △29 印刷製本費 △338 修繕料 △200 通信運搬費 △638 広告料 △8 手数料 △410 会場借上料 △375 自動車借上料 △60 交付金 △6,261 選挙公営費 △6,261
1. 報酬	△213	人件費 △5,378

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(参議院議員選挙費)							
61. 市議会議員選挙費	93,649	△11,578	82,071				△11,578
計	314,359	△36,833	277,526	△6,729			△30,104

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 経済センサス調査費	229	△110	119	△110			
計	41,780	△110	41,670	△110			

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△5,094	会計年度任用職員報酬 補助員(選挙管理委員会事務局)	△213 △213
4. 共済費		△71	時間外勤務手当	△4,682
7. 報償費		△106	期末手当 勤勉手当	△214 △198
8. 旅費		△8	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△29 △42
10. 需用費		△392	参議院議員選挙費【選挙管理委員会事務局】 報償品	△1,538 △106
11. 役務費		△841	費用弁償 普通旅費	△3 △5
12. 委託料		△135	消耗品費 通信運搬費	△392 △520
13. 使用料及び賃借料		△56	手数料 業務委託料 開票所設営業務 会場借上料	△321 △135  △56
1. 報酬		△279	人件費	△5,261
3. 職員手当等		△4,871	会計年度任用職員報酬 補助員(選挙管理委員会事務局)	△279 △279
4. 共済費		△111	時間外勤務手当	△4,092
7. 報償費		△110	期末手当 勤勉手当	△423 △356
10. 需用費		△301	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△44 △67
11. 役務費		△1,335	市議会議員選挙費【選挙管理委員会事務局】 報償品	△6,317 △110
13. 使用料及び賃借料		△1,138	消耗品費 修繕料	△101 △200
18. 負担金、補助及び 交付金		△3,433	通信運搬費 手数料 会場借上料 交付金 選挙公営費	△706 △629 △1,138 △3,433 △3,433

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△13	経済センサス調査費【環境経済課】	△110
10. 需用費		△97	普通旅費 消耗品費	△13 △97

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,548	△189	25,359				△189
計	25,548	△189	25,359				△189

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,532,799	△61,812	1,470,987	△49,693		1,900	△14,019
2. 身体障害者福祉費	16,436	△4,917	11,519	△1,500		△468	△2,949
3. 知的障害者福祉費	44,551	0	44,551	△7,609	4,500		3,109
7. 人権対策費	2,252	△205	2,047				△205

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費	△11	監査事務費 【監査委員事務局】	△189
		普通旅費	△11
10. 需用費	△60	消耗品費	△60
		業務委託料	△95
12. 委託料	△95	技術監査業務	
		負担金	△23
18. 負担金、補助及び交付金	△23	兵庫県都市監査委員会	△23

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△237	人件費	△1,139
		会計年度任用職員報酬	△237
2. 給料	△147	パートタイム職員	△237
		一般職給	△147
3. 職員手当等	△609	一般職員	△147
		期末手当	△274
4. 共済費	△146	勤勉手当	△335
		共済組合負担金	△57
18. 負担金、補助及び交付金	△35,000	健保、厚生年金保険料	△89
		特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	△1,637
		障害児福祉手当	△900
19. 扶助費	△1,637	特別障害者手当	△737
27. 繰出金	△24,036	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】	△14,614
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△14,614
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	△9,422
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△9,422
		定額減税補足給付金支給事業費 【社会福祉課】	△35,000
		交付金	△35,000
		定額減税補足給付金	△35,000
13. 使用料及び賃借料	△1,449	身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△4,917
		自動車借上料	△1,449
18. 負担金、補助及び交付金	△3,468	補助金	△3,468
		障害福祉施設整備事業費	△468
		医療支援型グループホーム運営支援事業費	△3,000
		財源更正	
13. 使用料及び賃借料	△205	市民ふれあいのつどい事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】	△205

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人権対策費)							
8. 隣保館費	17,995	△445	17,550				△445
10. 医療費助成事業費	404,865	5,732	410,597	5,500			232
15. 障害者総合支援事業費	2,810,439	△3,534	2,806,905	△24,309		△3,334	24,109
16. 生活困窮者自立支援事業費	24,394	△898	23,496	△210			△688
計	5,033,744	△66,079	4,967,665	△77,821	4,500	△1,902	9,144

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,216,874	△39,135	3,177,739	△10,158			△28,977

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
				会場借上料	△55
				用品借上料	△150
3.	職 員 手 当 等		△282	人件費	△445
				期末手当	△155
4.	共 済 費		△163	勤勉手当	△127
				共済組合負担金	△79
				健保、厚生年金保険料	△84
12.	委 託 料		△4,268	乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】	△4,268
				業務委託料	△4,268
19.	扶 助 費		10,000	基幹システム改修業務	
				こども医療費助成事業費 【国保・年金課】	10,000
				こども医療助成金	10,000
12.	委 託 料		△200	地域生活支援事業費 【社会福祉課】	△200
				事業委託料	△200
18.	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△3,334	ボランティア養成研修事業	
				障害者基幹相談支援事業費 【社会福祉課】	△3,334
				補助金	△3,334
				計画相談支援推進事業費	△3,334
19.	扶 助 費		△279	自立相談支援事業費 【社会福祉課】	△448
				国県負担金等精算返納金	△448
22.	償 還 金、利 子 及 び 割 引		△619	国庫負担金返納金	△448
				住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】	△450
				住居確保給付金	△279
				国県負担金等精算返納金	△171
				国庫負担金返納金	△171

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
3.	職 員 手 当 等		△825	人件費	△1,053
				期末手当	△498
4.	共 済 費		△228	勤勉手当	△327
				共済組合負担金	△86
18.	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△2,111	健保、厚生年金保険料	△142
				高齢者就業機会確保事業費 【高年介護課】	△2,111
				補助金	△2,111
27.	繰 出 金		△35,971	高齢者就業機会確保事業費	△2,111
				介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	△21,922
				介護保険事業特別会計繰出金	△21,922

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉総務費)							
2. 老人福祉事業費	146,153	△18,524	127,629	△3,327		△604	△14,593
3. 老人保護措置費	171,951	△12,251	159,700				△12,251
9. 老人福祉施設整備費	75,155	△48,646	26,509	△48,646			
計	3,617,461	△118,556	3,498,905	△62,131		△604	△55,821

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	2,237,434	△120,509	2,116,925	△96,611		△62	△23,836

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】	△14,049
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△14,049
10. 需用費	△131	緊急通報システム整備事業費 【高年介護課】		△2,800
		消耗品費		△131
11. 役員費	△1,042	手数料		△858
		保険料		△184
12. 委託料	△1,448	事業用備品		△1,627
17. 備品購入費	△1,627	生きがい活動支援通所事業費 【高年介護課】		△1,448
		事業委託料		△1,448
18. 負担金、補助及び交付金	△7,014	生きがい活動支援通所事業		
		外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】		△7,262
		外出支援サービス助成費		△7,262
19. 扶助費	△7,262	住宅改造費助成事業費 【高年介護課】		△2,740
		補助金		△2,740
		人生いきいき住宅助成事業費		△2,740
		老人福祉事業費 【高年介護課・健康増進課】		△4,274
		補助金		△4,274
		玄さん元気教室奨励金		△360
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費		△3,914
19. 扶助費	△12,251	老人保護措置事業費 【高年介護課】		△12,251
		施設入所者措置費		△12,251
18. 負担金、補助及び交付金	△48,646	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】		△48,646
		補助金		△48,646
		地域介護拠点整備費		△48,646

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△1,638	人件費		△4,724
		会計年度任用職員報酬		△1,638
3. 職員手当等	△1,946	パートタイム職員		△1,638
		通勤手当		△118
4. 共済費	△1,140	期末手当		△774
		勤勉手当		△1,054
7. 報償費	△614	共済組合負担金		△517
		健保、厚生年金保険料		△623
12. 委託料	△3,443	児童福祉総務費 【幼児育成課】		△610
		保守点検委託料		△610
13. 使用料及び賃借料	△813	子ども子育て支援システム保守点検		

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運営費	363,145	△5,219	357,926	△7,983		3,807	△1,043
4. 私立園費	2,556,164	△739	2,555,425	△324		6,689	△7,104
5. 公立園費	837,078	△18,230	818,848	△509	△300	△7,987	△9,434

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
14. 工事請負費	△168	児童扶養手当給付事業費 【こども支援課】	△12,821	
		児童扶養手当	△12,821	
18. 負担金、補助及び交付金	△375	児童手当給付事業費 【国保・年金課】	△97,551	
		児童手当	△97,550	
		国県負担金等精算返納金	△1	
		県負担金返納金	△1	
19. 扶助費	△110,371	養育支援訪問事業費 【こども未来課】	△385	
		業務委託料	△385	
		養育支援訪問業務		
22. 償還金、利子及び割引料	△1	子どもの貧困対策推進事業費 【こども支援課】	△375	
		補助金	△375	
		子ども食堂運営事業費	△375	
		こども支援センター運営事業費 【こども支援課】	△1,179	
		保守点検委託料	△198	
		児童管理システム保守点検		
		自動車借上料	△140	
		OA機器借上料	△673	
		整備工事費	△168	
		空調設備		
		生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【こども支援課】	△614	
		報償金	△614	
		子育て世帯訪問支援事業費 【こども支援課】	△2,250	
		業務委託料	△2,250	
		子育て世帯訪問支援業務		
1. 報酬	△2,350	人件費	△5,219	
		会計年度任用職員報酬	△2,350	
3. 職員手当等	△1,513	パートタイム職員	△2,350	
		通勤手当	△291	
4. 共済費	△1,356	期末手当	△648	
		勤勉手当	△574	
		共済組合負担金	△559	
		健保、厚生年金保険料	△797	
18. 負担金、補助及び交付金	△739	私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】	△739	
		補助金	△739	
		多子世帯等保育料軽減事業費	△739	
1. 報酬	△2,287	人件費	△16,022	
		会計年度任用職員報酬	△2,287	
2. 給料	△3,378	パートタイム職員	△2,287	
		一般職給	△3,378	
3. 職員手当等	△4,018	会計年度任用職員	△3,378	
		地域手当	△67	
4. 共済費	△6,339	通勤手当	△706	
		期末手当	△1,524	
10. 需用費	△1,324	勤勉手当	△1,721	
		共済組合負担金	△854	
13. 使用料及び賃借料	△517	健保、厚生年金保険料	△2,302	
		学校共済組合負担金	△3,183	
17. 備品購入費	△367	保育所等管理費 【教育施設課】	△1,841	
		光熱水費	△1,324	

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公立園費)							
6. 母子・父子福祉費	32,614	△7,772	24,842	△5,818		△13	△1,941
計	6,252,435	△152,469	6,099,966	△111,245	△300	2,434	△43,358

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	70,680	0	70,680	△618			618
2. 扶助費	1,007,225	0	1,007,225	5,069			△5,069
計	1,077,905	0	1,077,905	4,451			△4,451

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	835,659	△32,429	803,230	△23,749	△900	△7,586	△194
2. 生涯健康推進費	293,341	△22,840	270,501	△10,556		43	△12,327

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		O A機器借上料 <span style="float:right">△517</span> 児童保育運営事業費 【幼児育成課】 <span style="float:right">△367</span> 事業用備品 <span style="float:right">△367</span>
19. 扶 助 費	△7,772	母子・父子福祉事業費 【こども支援課】 <span style="float:right">△1,904</span> 母子・父子自立支援給付費 <span style="float:right">△1,904</span> 母子生活支援施設措置事業費 【こども支援課】 <span style="float:right">△5,868</span> 施設入所者支援費 <span style="float:right">△5,868</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需 用 費	△7,586	保健センター運営費 【健康増進課】 <span style="float:right">△23,749</span>
		手数料 <span style="float:right">△18</span>
11. 役 務 費	△18	交付金 <span style="float:right">△23,731</span>
		物価高騰対策支援金 <span style="float:right">△23,731</span>
14. 工 事 請 負 費	△1,094	総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】 <span style="float:right">△8,680</span>
		光熱水費 <span style="float:right">△7,586</span>
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△23,731	整備工事費 <span style="float:right">△1,094</span>
		総合健康ゾーン健康増進施設
1. 報 酬	△1,102	人件費 <span style="float:right">△1,102</span>
		会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△1,102</span>
7. 報 償 費	△1,450	指導員 (健康増進課) <span style="float:right">△300</span>
		歯科衛生士 (健康増進課) <span style="float:right">△450</span>
8. 旅 費	△146	管理栄養士 (健康増進課) <span style="float:right">△200</span>
		事務員 (こども未来課) <span style="float:right">△152</span>

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(生涯健康推進費)							
3. 予防費	305,507	△9,584	295,923	△41			△9,543
4. 環境衛生費	24,985	△864	24,121	△288			△576
6. 公害行政費	3,486	△1,001	2,485				△1,001
7. 火葬場費	45,769	△12,178	33,591				△12,178
8. 病院費	2,830,674	△11,356	2,819,318		△15,300	26,440	△22,496
9. 診療所費	110,175	△3,316	106,859				△3,316
計	5,065,606	△93,568	4,972,038	△34,634	△16,200	18,897	△61,631

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		△15,032	健康診査事業費 【健康増進課】	△15,032
18. 負担金、補助及び交付金		△3,050	業務委託料	△15,032
19. 扶助費		△2,060	結核検診業務 すこやか市民健診業務 骨粗しょう症検診業務 人間ドック業務	
			母子保健事業費 【国保・年金課・こども未来課】	△5,110
			交付金	△3,050
			出産・子育て応援交付金	△1,000
			妊婦支援給付金	△2,050
			未熟児養育医療助成金	△2,060
			歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】	△1,596
			報償金	△1,450
			費用弁償	△146
1. 報酬		△284	人件費	△284
10. 需用費		△5,000	会計年度任用職員報酬	△284
12. 委託料		△3,400	事務員 (こども未来課)	△284
19. 扶助費		△900	予防接種事業費 【こども未来課】	△9,300
			医薬材料費	△5,000
			業務委託料	△3,400
			予防接種業務	
			予防接種費用助成金	△900
18. 負担金、補助及び交付金		△864	浄化槽設置事業費 【下水道課】	△864
			補助金	△864
			浄化槽設置事業費	△864
12. 委託料		△1,001	公害行政事業費 【生活環境課】	△403
			業務委託料	△403
			自動車騒音常時監視業務	
			水質保全対策事業費 【生活環境課】	△598
			維持管理委託料	△598
			公共用水域水質管理	
12. 委託料		△12,178	斎場管理費 【生活環境課】	△12,178
			業務委託料	△12,178
			火葬等業務	
			除雪業務	
18. 負担金、補助及び交付金		△11,356	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】	△11,356
			負担金	△11,356
			公立豊岡病院組合	△11,356
27. 繰出金		△3,316	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	△3,316
			診療所事業特別会計繰出金	△3,316

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	497,711	△571	497,140			△571	
3. し尿処理費	24,570	△1,985	22,585			△1,212	△773
計	553,721	△2,556	551,165			△1,783	△773

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	63,513	△567	62,946	921		△55	△1,433
2. 農業総務費	133,349	0	133,349			320	△320
3. 農業振興費	698,972	△51,555	647,417	△21,197		△14,367	△15,991

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△571	最終処分場管理費 【生活環境課】 △571 維持管理委託料 △571 運転管理
12. 委託料	△1,412	し尿処理費 【生活環境課】 △1,985 業務委託料 △1,412
18. 負担金、補助及び交付金	△573	し尿収集運搬業務負担金 △573 し尿処理費 △573

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
7. 報償費	△30	農業委員会費 【農業委員会事務局】 △526 報償金 △30
8. 旅費	△266	費用弁償 △108 普通旅費 △117
10. 需用費	△200	消耗品費 △200 自動車借上料 △83
13. 使用料及び賃借料	△71	通行料 10 駐車料 2 農業者年金事務費 【農業委員会事務局】 △41 普通旅費 △41
		財源更正
7. 報償費	△6,525	有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】 △7,863 報償金 △6,525
10. 需用費	△456	自動車借上料 △788 補助金 △550
13. 使用料及び賃借料	△788	有害鳥獣捕獲柵等設置事業費 △150 高齢者等農作業生きがい対策事業費 △400
18. 負担金、補助及び交付金	△43,786	鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】 △19,246 負担金 △19,246 豊岡市野生動物被害対策推進協議会 △19,246 中山間地域等直接支払事業費 【農林水産課】 △6,817 交付金 △6,817 中山間地域等直接支払交付事業費 △6,817 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 △8,502 交付金 △8,502 共同活動交付金 △15,020 長寿命化活動交付金 6,518 環境保全型農業直接支払事業費 【農林水産課】 △5,410 交付金 △5,410

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農業振興費)							
5. 農地費	457,946	△21,062	436,884	△13,211	△1,100	△626	△6,125

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			環境保全型農業直接支払事業費	△5,410
			経営所得安定対策直接支払推進事業費 【農林水産課】	
			補助金	△694
			経営所得安定対策直接支払推進事業費	△694
			地域計画推進事業費 【農林水産課】	12,720
			補助金	12,720
			機構集積協力金	12,720
			新規就農総合支援事業費 【農林水産課】	△13,532
			補助金	△13,532
			新規就農者確保事業費	△10,233
			若手農家支援事業費	△3,299
			豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】	△1,500
			補助金	△1,500
			就農準備資金	△1,500
			農地中間管理事業推進事業費 【農林水産課】	△601
			消耗品費	△601
			有機農業産地づくり推進事業費 【農林水産課】	△110
			賄材料費	145
			補助金	△43
			学校給食用無農薬米拡大支援事業費	△43
			交付金	△212
			有機転換推進事業交付金	△212
2.	給料	△65	人件費	△578
			一般職給	△65
4.	共済費	△513	一般職員	△65
			共済組合負担金	△202
8.	旅費	△18	健保、厚生年金保険料	△311
10.	需用費	△202	農地費 【農林水産課】	△3,107
			補助金	△3,107
			農業渇水緊急対策事業費	△3,107
11.	役務費	△68	基盤整備促進事業費 【農林水産課】	△17,377
			普通旅費	△18
12.	委託料	1,668	消耗品費	△190
			燃料費	△12
13.	使用料及び賃借料	△30	通信運搬費	△68
			保守点検委託料	△137
14.	工事請負費	△12,721	農業土木積算システム保守点検	
			投資委託料	1,805
18.	負担金、補助及び交付金	△4,934	測量設計等	
			通行料	△6
			駐車料	△2
21.	補償、補填及び賠償金	△4,179	データ使用料	△22
			整備工事費	△12,721
			内町地区	
			負担金	△1,813
			農地整備事業費	△2,999
			基幹農道整備事業費	1,186
			補助金	△14
			農業経営高度化支援事業費	△14
			補償金	△4,179
			移設補償	△4,179

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. たん水防除施設費	30,534	△1,839	28,695		△1,600		△239
計	1,389,356	△75,023	1,314,333	△33,487	△2,700	△14,728	△24,108

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 林業振興費	277,447	△37,026	240,421	△4,441	△4,400	514	△28,699
計	357,737	△37,026	320,711	△4,441	△4,400	514	△28,699

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	26,248	△64	26,184				△64

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,839	ポンプ場管理費 【農林水産課】 △1,839 負担金 △1,839 一日市排水機場改修事業費 △1,839

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△27,682	市行造林事業費 【農林水産課】 △6,052 事業委託料 △6,052
13. 使用料及び賃借料	△274	施業
14. 工事請負費	△5,214	森林管理100%作戦推進事業費 【農林水産課】 △3,856 補助金 △3,856 森林管理100%作戦推進事業費 △3,856
18. 負担金、補助及び交付金	△3,856	治山事業費 【農林水産課】 △2,683 投資委託料 △1,483 調査測量等 防災対策工事 △1,200 林地崩壊対策 松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △1,099 事業委託料 △1,099 伐倒駆除事業 林道管理費 【農林水産課】 △4,014 補修工事費 △4,014 林道 森林環境整備事業費 【農林水産課】 △19,322 業務委託料 △19,048 森林整備業務 J-クレジット制度登録準備業務 会場借上料 △274

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△64	人件費 △64 通勤手当 △64

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	11,542	△2,351	9,191				△2,351
計	37,790	△2,415	35,375				△2,415

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	119,387	0	119,387	2			△2
2. 商工振興費	2,452,889	△7,030	2,445,859	23,749			△30,779
9. 観光施設管理費	581,244	△56,019	525,225		△45,900	△4,424	△5,695
計	3,413,157	△63,049	3,350,108	23,751	△45,900	△4,424	△36,476

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13. 使用料及び賃借料	△55	水産業振興事業費 【農林水産課】 船舶借上料 △55
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,296	補助金 △1,930 漁場海域廃棄物処理対策事業費 △348 燃油高騰対策支援事業費 △1,582 利子補給金 △366 豊かな海づくり資金 △366

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
14. 工事請負費	△6,130	企業誘致推進事業費 【環境経済課】 補助金 △900
18. 負担金、補助及び 交付金	△900	雇用奨励金 △900 産業用地整備事業費 【環境経済課】 整備工事費 △6,130 水道減圧施設 △6,130
10. 需用費	△600	玄武洞公園管理費 【観光政策課】 手数料 △618
11. 役務費	△3,113	湯の原温泉オートキャンプ場管理費 【日高地域振興課】 △2,495
12. 委託料	△55,265	手数料 △2,495 但東シルク温泉やまびこ管理費 【但東地域振興課】 △11,385
13. 使用料及び賃借料	△730	投資委託料 △11,385 実施設計
14. 工事請負費	3,689	観光施設管理費 【竹野地域振興課】 整備工事費 △10,381 観光トイレ 城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】 光熱水費 △31,140 投資委託料 △600 実施設計 △43,880 調査 土地借上料 △730 解体工事費 14,070 城崎温泉交流センター

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	338,788	△3,601	335,187		3,000	38	△6,639
2. 用地対策費	5,283	△854	4,429	△354			△500
4. 排水機樋門管理費	71,035	△1,343	69,692				△1,343
計	497,146	△5,798	491,348	△354	3,000	38	△8,482

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	127,646	△857	126,789				△857
2. 道路維持費	218,256	△13,693	204,563		△13,300		△393

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△619	人件費	△2,685
2. 給料	△65	会計年度任用職員報酬	△619
3. 職員手当等	△1,289	パートタイム職員	△619
4. 共済費	△712	一般職給	△65
18. 負担金、補助及び交付金	△150	一般職員	△65
22. 償還金、利子及び割引料	△766	通勤手当	△185
		期末手当	△998
		勤勉手当	△106
		共済組合負担金	△377
		健保、厚生年金保険料	△335
		急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】	△916
		負担金	△150
		急傾斜地崩壊対策事業費	△150
		還付金	△766
		受益者分担金過年度過誤納還付金	△766
8. 旅費	△302	用地対策事業費 【建設課】	△854
12. 委託料	△500	費用弁償	△15
13. 使用料及び賃借料	△52	普通旅費	△287
		業務委託料	△500
		未登記箇所測量業務	
		通行料	△35
		駐車料	△17
1. 報酬	△236	人件費	△1,343
3. 職員手当等	△637	会計年度任用職員報酬	△236
4. 共済費	△470	パートタイム職員	△236
		期末手当	△348
		勤勉手当	△289
		共済組合負担金	△176
		健保、厚生年金保険料	△294

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
7. 報償費	△14	道路橋りょう総務費 【建設課】	△857
10. 需用費	△132	報償金	△14
11. 役務費	△20	消耗品費	△11
13. 使用料及び賃借料	△691	食糧費	△41
		印刷製本費	△80
		通信運搬費	△20
		用品借上料	△691
14. 工事請負費	△13,693	道路維持事業費 【建設課】	△13,693

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(道路維持費)							
3. 道路新設改良費	186,536	△14,423	172,113			1,134	△15,557
4. 雪害対策費	1,263,875	△47,362	1,216,513		△47,600		238
5. 橋りょう維持費	339,647	△37,277	302,370	5,326	△40,200		△2,403
6. 橋りょう新設改良費	197,293	△8,222	189,071	△5,326	△3,500		604
計	2,363,658	△121,834	2,241,824		△104,600	1,134	△18,368

## (款) 8. 土木費

## (項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	68,488	△9,700	58,788		△9,700		
計	68,488	△9,700	58,788		△9,700		

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		補修工事費 補修 側溝 舗装 <span style="float: right;">△13,693</span>
12. 委託料	△623	市単独事業費 【建設課】 <span style="float: right;">△14,423</span>
14. 工事請負費	△13,800	投資委託料 <span style="float: right;">△623</span> 測量等 道路新設改良工事費 <span style="float: right;">△13,800</span> 高屋神田線
14. 工事請負費	△47,362	雪害対策事業費 【建設課】 <span style="float: right;">△47,362</span> 補修工事費 <span style="float: right;">△47,362</span> 消雪装置
12. 委託料	△2,198	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 <span style="float: right;">△37,277</span>
14. 工事請負費	△34,079	投資委託料 <span style="float: right;">△2,198</span> 詳細設計 調査 補修工事費 <span style="float: right;">△34,079</span> 橋りょう等
21. 補償、補填及び賠償金	△1,000	補償金 <span style="float: right;">△1,000</span> 物件移転補償金 <span style="float: right;">△1,000</span>
14. 工事請負費	△8,222	上野橋整備事業費 【建設課】 <span style="float: right;">△8,222</span> 整備工事費 <span style="float: right;">△8,222</span> 上野橋

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	△9,700	普通河川整備事業費 【建設課】 <span style="float: right;">△9,700</span> 整備工事費 <span style="float: right;">△9,700</span> 普通河川

## (款) 8. 土木費

## (項) 4. 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 港湾管理費	11,608	△3,993	7,615	△3,993			
計	11,608	△3,993	7,615	△3,993			

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	161,685	△5,854	155,831				△5,854
計	2,961,610	△5,854	2,955,756				△5,854

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	363,280	△38,810	324,470	△52,820		△6,396	20,406

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△47	海岸環境整備事業費 【建設課】	△3,993
11. 役務費	△100	燃料費	△47
12. 委託料	△3,706	手数料	△100
13. 使用料及び賃借料	△140	業務委託料	△3,706
		海岸漂着物処分業務	
		重機借上料	△140

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△260	人件費	△874
3. 職員手当等	△505	一般職給	△260
4. 共済費	△109	一般職員	△260
18. 負担金、補助及び交付金	△4,980	期末手当	△149
		勤勉手当	△356
		共済組合負担金	△109
		都市景観形成事業費 【都市整備課】	△4,980
		補助金	△4,980
		景観形成支援事業費	△4,980

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共済費	△442	人件費	△442
8. 旅費	△70	共済組合負担金	△61
10. 需用費	△4	健保、厚生年金保険料	△381
11. 役務費	△285	住宅管理費 【建築住宅課】	△28,593
12. 委託料	△1,575	手数料	△75
14. 工事請負費	△28,320	保険料	△120
		補修工事費	△28,320
		市営住宅	
		庁用備品	△43
		負担金	△35
		会議等出席	△35

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(住宅管理費)							
計	363,280	△38,810	324,470	△52,820		△6,396	20,406

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,266,161	△327	1,265,834				△327
2. 非常備消防費	501,320	△18,587	482,733		△17,000	△1,199	△388
3. 消防施設費	194,885	△18,831	176,054		△2,900		△15,931

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
17. 備品購入費	△43	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】 △4,027 普通旅費 △43
18. 負担金、補助及び 交付金	△8,071	消耗品費 △4 業務委託料 △1,575 耐震診断業務 補助金 △2,405 住宅耐震改修促進事業費 △2,405 住宅新築資金等貸付金回収事業費 【建築住宅課】 △117 普通旅費 △27 手数料 △90 老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】 △5,631 負担金 △35 会議等出席 △35 補助金 △5,596 特定空家等除却支援事業費 △5,596

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△205	人件費 △327 一般職給 △205
3. 職員手当等	△122	一般職員 △205 通勤手当 △122
5. 災害補償費	10	人件費 △378 災害補償費 10
12. 委託料	△1,224	負担金 △388 福祉共済制度掛金 △388
14. 工事請負費	△14,268	非常備消防事業費 【危機管理課】 △18,209 投資委託料 △1,224
17. 備品購入費	△2,717	設計監理 施工監理
18. 負担金、補助及び 交付金	△388	整備工事費 △8,334 消防施設 △5,934 解体工事費 消防施設 事業用備品 △2,717
14. 工事請負費	△15,242	防火水槽整備事業費 【危機管理課】 △966 整備工事費 △966
17. 備品購入費	△3,589	防火水槽 城崎分署竹野出張所消防設備・施設整備事業費 【消 防本部】 △3,589 事業用備品 △3,589

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防施設費)							
4. 水防費	3,322	△107	3,215				△107
5. 災害対策費	201,986	△10,967	191,019	△3,365	△2,600		△5,002
計	2,167,674	△48,819	2,118,855	△3,365	△22,500	△1,199	△21,755

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	339,404	△2,979	336,425				△2,979
4. 教育研修センター費	32,056	△627	31,429				△627
5. 学校振興費	1,156,651	△18,137	1,138,514	23,573	△33,400	255	△8,565

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		出石分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 $\Delta 14,276$ 整備工事費 $\Delta 14,276$ 消防施設
14. 工事請負費	$\Delta 107$	水防事業費 【出石地域振興課】 $\Delta 107$ 解体工事費 $\Delta 107$ 水防倉庫
12. 委託料	$\Delta 4,967$	災害対策事業費 【建築住宅課】 $\Delta 6,000$ 補助金 $\Delta 6,000$
18. 負担金、補助及び 交付金	$\Delta 6,000$	土砂災害対策支援事業費 $\Delta 6,000$ 防災行政無線管理費 【危機管理課】 $\Delta 4,967$ 業務委託料 $\Delta 4,967$ 防災行政無線設備更新業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	$\Delta 703$	人件費 $\Delta 2,592$ 一般職給 $\Delta 703$
3. 職員手当等	$\Delta 1,240$	一般職員 $\Delta 703$ 期末手当 $\Delta 918$
4. 共済費	$\Delta 649$	勤勉手当 $\Delta 322$ 共済組合負担金 $\Delta 180$
8. 旅費	$\Delta 116$	健保、厚生年金保険料 $\Delta 376$ 学校共済組合負担金 $\Delta 93$
11. 役務費	$\Delta 71$	教育総務事務局費 【教育総務課】 $\Delta 187$ 普通旅費 $\Delta 116$
12. 委託料	$\Delta 200$	手数料 $\Delta 71$ 幼児教育事務局費 【幼児育成課】 $\Delta 200$ 保守点検委託料 $\Delta 200$ 子ども子育て支援システム保守点検
3. 職員手当等	$\Delta 504$	人件費 $\Delta 627$ 期末手当 $\Delta 279$
4. 共済費	$\Delta 123$	勤勉手当 $\Delta 225$ 共済組合負担金 $\Delta 56$ 健保、厚生年金保険料 $\Delta 67$
1. 報酬	$\Delta 567$	人件費 $\Delta 4,593$ 会計年度任用職員報酬 $\Delta 567$
3. 職員手当等	$\Delta 1,952$	パートタイム職員 $\Delta 567$ 通勤手当 $\Delta 177$
4. 共済費	$\Delta 2,074$	期末手当 $\Delta 913$

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校振興費)							
6. 特別支援教育費	238,498	△5,447	233,051				△5,447
9. 認定こども園費	7,397	△5,261	2,136				△5,261
計	1,777,551	△32,451	1,745,100	23,573	△33,400	255	△22,879

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	427,214	△9,101	418,113				△9,101

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報 償 費	△337	勤勉手当	△862	
8. 旅 費	△500	共済組合負担金	△398	
		健保、厚生年金保険料	△933	
12. 委 託 料	△9,957	学校共済組合負担金	△743	
		学校振興事業費 【学校教育課】	△337	
		報償金	△337	
17. 備 品 購 入 費	△2,400	外国語指導助手招致事業費 【学校教育課】	△850	
		普通旅費	△500	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△350	負担金	△350	
		自治体国際化協会	△350	
		スクールバス運行管理費 【学校教育課】	△4,800	
		業務委託料	△2,400	
		通学バス運行管理業務		
		事業用備品	△2,400	
		小中一貫校整備事業費 【教育施設課】	△7,557	
		投資委託料	△7,557	
		施工監理		
1. 報 酬	△212	人件費	△5,447	
3. 職 員 手 当 等	△2,194	会計年度任用職員報酬	△212	
		パートタイム職員	△212	
4. 共 済 費	△3,041	通勤手当	△595	
		期末手当	△873	
		勤勉手当	△726	
		健保、厚生年金保険料	△2,201	
		学校共済組合負担金	△840	
11. 役 務 費	△390	認定こども園運営事業費 【幼児育成課】	△5,261	
12. 委 託 料	△116	通信運搬費	△390	
		業務委託料	△116	
13. 使用料及び賃借料	△1,503	交流保育バス運行業務		
		自動車借上料	△1,503	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△3,252	補助金	△3,252	
		私立認定こども園振興事業費	△3,252	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職 員 手 当 等	△402	人件費	△1,629	
		通勤手当	△86	
4. 共 済 費	△1,227	期末手当	△178	
		勤勉手当	△138	
10. 需 用 費	△4,519	共済組合負担金	△391	

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(小学校管理費)							
2. 小学校教育振興費	74,694	△6,800	67,894	△400			△6,400
計	1,262,759	△15,901	1,246,858	△400			△15,501

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	363,607	△9,081	354,526	△293			△8,788
2. 中学校教育振興費	75,804	△7,900	67,904	△399			△7,501

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	△1,098	健保、厚生年金保険料 学校施設管理費 【教育施設課】	△836 △5,972
13. 使用料及び賃借料	△1,855	光熱水費 業務委託料 GIGAスクール運営支援センター運営業務 OA機器借上料 学校保健安全管理費 【学校教育課】 業務委託料 学校医業務 教職員健康診査業務	△4,519 402  △1,855 △1,500 △1,500
11. 役員費	△1,500	通学補助事業費 【学校教育課】 通信運搬費	△1,500 △1,500
19. 扶助費	△5,300	要保・準要保護児童関係事業費 【学校教育課】 就学援助費 特別支援教育就学奨励事業費 【学校教育課】 特別支援就学奨励費	△4,500 △4,500 △800 △800

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△198	人件費	△1,038
4. 共済費	△840	通勤手当 期末手当 勤勉手当	△55 △84 △59
10. 需用費	△5,768	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△188 △652
12. 委託料	△777	学校施設管理費 【教育施設課】 光熱水費	△7,743 △5,768
13. 使用料及び賃借料	△1,058	業務委託料 GIGAスクール運営支援センター運営業務 OA機器借上料	△477  △1,058
17. 備品購入費	△440	事業用備品 学校保健安全管理費 【学校教育課】 業務委託料 学校医業務	△440 △300 △300
11. 役員費	△2,500	通学補助事業費 【学校教育課】 通信運搬費	△3,100 △2,500
18. 負担金、補助及び交付金	△600	補助金 自転車・ヘルメット	△600 △600
19. 扶助費	△4,800	要保・準要保護生徒関係事業費 【学校教育課】 就学援助費	△4,000 △4,000

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校教育振興費)							
計	439,411	△16,981	422,430	△692			△16,289

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	218,157	△1,571	216,586				△1,571
計	218,157	△1,571	216,586				△1,571

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	171,787	△3,112	168,675			△4	△3,108
2. 人権教育費	6,853	△248	6,605				△248

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		特別支援教育就学奨励事業費 【学校教育課】 △800 特別支援就学奨励費 △800

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△112	人件費 △1,378 会計年度任用職員報酬 △112
2. 給料	△104	パートタイム職員 △112 一般職給 △104
4. 共済費	△1,162	会計年度任用職員(フルタイム) △104 共済組合負担金 △930
11. 役務費	△74	健保、厚生年金保険料 △162 学校共済組合負担金 △70
13. 使用料及び賃借料	△119	幼稚園運営事業費 【幼児育成課】 △74 通信運搬費 △74 幼稚園施設管理費 【教育施設課】 △119 OA機器借上料 △119

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共済費	△102	人件費 △102 健保、厚生年金保険料 △102
10. 需用費	△3,010	市展事業費 【文化・スポーツ振興課】 △3,010 修繕料 △3,010
10. 需用費	△160	人権教育推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】 △248
11. 役務費	△11	消耗品費 △160 保険料 △11
13. 使用料及び賃借料	△77	会場借上料 △30 自動車借上料 △44 駐車料 △3

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 文化財保護費	127,574	△6,402	121,172	△1,725	△100	△3,925	△652
6. 図書館費	355,615	△3,521	352,094				△3,521
7. 市民会館等管理費	78,079	△4,578	73,501			△3,800	△778

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△2,908	人件費	△2,908	
7. 報償費	△60	委員報酬	△113	
		伝統的建造物群保存審議会委員	△113	
8. 旅費	△135	会計年度任用職員報酬	△2,795	
		作業員(文化・スポーツ振興課)	△2,170	
		出土遺物整理員(文化・スポーツ振興課)	△625	
10. 需用費	△681	埋蔵文化財発掘調査事業費【文化・スポーツ振興課】	△1,430	
11. 役務費	△174	報償金	△60	
		費用弁償	△61	
12. 委託料	△1,023	普通旅費	△4	
		消耗品費	△19	
13. 使用料及び賃借料	△551	燃料費	△18	
		印刷製本費	△120	
15. 原材料費	△11	手数料	△124	
		業務委託料	△462	
16. 公有財産購入費	△740	発掘業務		
		自動車借上料	△22	
18. 負担金、補助及び交付金	△119	建物借上料	88	
		機械借上料	15	
		重機借上料	△632	
		補修材料費	△11	
		伝統的建造物群保存地区保存事業費【出石地域振興課】	△1,324	
		費用弁償	△70	
		消耗品費	△524	
		通信運搬費	△50	
		業務委託料	△561	
		消火器ボックス作成業務		
		補助金	△119	
		伝統的建造物群保存地区保存事業費	△119	
		但馬国分寺跡整備事業費【文化・スポーツ振興課】	△740	
		土地購入費	△740	
		但馬国分寺跡	△740	
1. 報酬	△1,341	人件費	△3,521	
3. 職員手当等	△891	会計年度任用職員報酬	△1,341	
		パートタイム職員	△1,341	
4. 共済費	△1,289	住居手当	△70	
		通勤手当	△247	
		期末手当	△262	
		勤勉手当	△312	
		共済組合負担金	△627	
		健保、厚生年金保険料	△662	
1. 報酬	△2,186	人件費	△4,015	
3. 職員手当等	△1,164	会計年度任用職員報酬	△2,186	
		パートタイム職員	△2,186	
4. 共済費	△665	通勤手当	△80	
		期末手当	△592	
		勤勉手当	△492	
11. 役務費	△109	共済組合負担金	△312	
		健保、厚生年金保険料	△353	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民会館等管理費)							
8. 市民会館等自主事業費	7,741	0	7,741	532			△532
9. 博物館等管理費	145,234	△1,095	144,139			811	△1,906
10. 博物館等自主事業費	19,315	△200	19,115			△828	628
計	948,677	△19,156	929,521	△1,193	△100	△7,746	△10,117

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	74,201	△2,078	72,123				△2,078
7. 学校給食共同調理所費	331,259	△1,491	329,768				△1,491
計	967,460	△3,569	963,891				△3,569

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		△454	豊岡市民会館管理費 【文化・スポーツ振興課】 保険料 業務委託料 舞台操作及び技術指導業務	△563 △109 △454
			財源更正	
4. 共済費		△395	人件費	△395
10. 需用費		△350	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△164 △231
11. 役員費		△350	日本・モンゴル民族博物館管理費 【但東地域振興課】 光熱水費 美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】 保険料	△350 △350 △350 △350
10. 需用費		△200	歴史博物館事業費 【文化・スポーツ振興課】 印刷製本費	△200 △200

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△2,078	生涯スポーツ振興事業費 【文化・スポーツ振興課】 補助金 スポーツ少年団体活動費 日本女子ソフトボールリーグ豊岡大会実行委員会 ボート推進事業費 【文化・スポーツ振興課】 負担金 ボートサミット・全国市町村交流レガッタ豊岡大会実行委員会	△740 △740 △240 △500 △1,338 △1,338 △1,338
1. 報酬		△697	人件費	△1,491
3. 職員手当等		△451	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 期末手当	△697 △697 △255
4. 共済費		△343	勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△196 △151 △192

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	3		27,257	11,445 (4.60月分)	38,702	6,927	45,629	
	議 員	24	100,430		39,446 (4.65月分)	139,876	25,297	165,173	
	その他の 特別職	4,117	191,688			191,688	278	191,966	
	計	4,144	292,118	27,257	50,891	370,266	32,502	402,768	
補正前	長 等	3		27,257	11,445 (4.60月分)	38,702	6,927	45,629	
	議 員	24	101,412		44,389 (4.65月分)	145,801	25,322	171,123	
	その他の 特別職	4,221	191,929			191,929	278	192,207	
	計	4,248	293,341	27,257	55,834	376,432	32,527	408,959	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	△ 982		△ 4,943	△ 5,925	△ 25	△ 5,950	
	その他の 特別職	△ 104	△ 241			△ 241	0	△ 241	
	計	△ 104	△ 1,223	0	△ 4,943	△ 6,166	△ 25	△ 6,191	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( 1,212 ) 817	1,469,696	3,177,102	2,604,490	7,251,288	1,331,389	8,582,677		
補正前	( 1,215 ) 819	1,487,528	3,182,335	2,643,320	7,313,183	1,359,447	8,672,630		
比 較	( △3 ) △ 2	△ 17,832	△ 5,233	△ 38,830	△ 61,895	△ 28,058	△ 89,953		

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	95,217	67,328	42,140	112,897	456
	補正前	95,217	67,395	42,210	115,691	456
	比 較	0	△ 67	△ 70	△ 2,794	0
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	14,009	267,398	44,656	12,740	88,723
	補正前	14,009	278,501	44,656	12,740	88,723
	比 較	0	△ 11,103	0	0	0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	501	988,169	799,501	70,755	
	補正前	501	1,001,700	810,766	70,755	
	比 較	0	△ 13,531	△ 11,265	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 ) 774		3,052,806	2,056,140	5,108,946	997,589	6,106,535	
補正前	( 4 ) 774		3,054,557	2,071,476	5,126,033	999,790	6,125,823	
比 較	( 0 ) 0		△ 1,751	△ 15,336	△ 17,087	△ 2,201	△ 19,288	

( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	95,217	64,802	42,140	63,737	456
	補正前	95,217	64,802	42,210	63,990	456
	比 較	0	0	△ 70	△ 253	0
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	14,009	267,398	44,656	12,740	88,723
	補正前	14,009	278,501	44,656	12,740	88,723
	比 較	0	△ 11,103	0	0	0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	501	717,377	573,629	70,755	
	補正前	501	720,078	574,838	70,755	
	比 較	0	△ 2,701	△ 1,209	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1,208 ) 43	1,469,696	124,296	548,350	2,142,342	333,800	2,476,142	
補正前	( 1,211 ) 45	1,487,528	127,778	571,844	2,187,150	359,657	2,546,807	
比 較	( △3 ) △ 2	△ 17,832	△ 3,482	△ 23,494	△ 44,808	△ 25,857	△ 70,665	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後			2,526		49,160
	補正前			2,593		51,701
	比 較			△ 67		△ 2,541
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		270,792	225,872		
	補正前		281,622	235,928		
	比 較		△ 10,830	△ 10,056		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 5,233	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 5,233	職員の変動によるもの △ 5,233 千円	
職員手当	△ 38,830	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 38,830	扶養手当 0 千円 地域手当 △ 67 千円 住居手当 △ 70 千円 通勤手当 △ 2,794 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 △ 11,103 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 △ 13,531 千円 勤勉手当 △ 11,265 千円 児童手当 0 千円	



地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	25,576,425	23,749,683	5,097,400	△ 265,300
(1) 総 務	3,528,493	3,221,966	726,300	△ 33,000
(2) 民 生	185,187	218,187	2,200	4,200
(3) 衛 生	4,042,309	3,408,351	496,900	△ 16,200
(4) 農 林 水 産	1,182,761	1,307,870	264,100	△ 7,100
(5) 商 工	982,876	858,236	519,700	△ 45,900
(6) 土 木	7,015,980	6,957,732	1,103,000	△ 111,300
(7) 消 防	2,602,636	2,088,018	499,300	△ 22,500
(8) 教 育	6,036,183	5,689,323	1,485,900	△ 33,500
合 計	39,069,891	35,914,382	5,177,100	△ 265,300

(単位 千円)

増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
4,832,100	3,657,593	25,189,490	△ 265,300	24,924,190
693,300	551,833	3,396,433	△ 33,000	3,363,433
6,400	57,733	162,654	4,200	166,854
480,700	600,075	3,305,176	△ 16,200	3,288,976
257,000	102,229	1,469,741	△ 7,100	1,462,641
473,800	178,769	1,199,167	△ 45,900	1,153,267
991,700	732,089	7,328,643	△ 111,300	7,217,343
476,800	483,963	2,103,355	△ 22,500	2,080,855
1,452,400	950,902	6,224,321	△ 33,500	6,190,821
4,911,800	5,708,502	35,382,980	△ 265,300	35,117,680

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,989,923	48,702	10,038,625
14	分 担 金 及 び 負 担 金	153,036	△ 2,960	150,076
15	使 用 料 及 び 手 数 料	709,211	△ 13,077	696,134
16	国 庫 支 出 金	7,645,191	△ 200,280	7,444,911

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税 (個人)	2,000	市民税 (法人)	50,000
固定資産税	△ 4,298	軽自動車税	4,000
市たばこ税	△ 7,000	入湯税	4,000
基盤整備事業費	△ 675	治山事業費	△ 12
急傾斜地崩壊対策事業費	38	特定教育・保育施設利用者負担金	△ 2,298
母子生活支援施設入所者負担金	△ 13		
行政財産目的外	△ 877	有償旅客運送	557
コミュニティセンター	△ 500	放課後児童クラブ使用料	3,807
玄武洞公園観覧料	2,000	住宅	△ 6,163
豊岡市民会館	△ 3,800	歴史博物館入館料	851
ごみ処理	△ 7,740	し尿処理	△ 1,212
特別障害者手当等給付費	△ 1,227	国民健康保険基盤安定費	△ 992
生活困窮者自立相談支援事業費	△ 210	国民健康保険産前産後保険料	16
国民健康保険産前産後保険料負担金	△ 262	生活困窮者自立相談支援事業費 (過年度分)	△ 618
母子生活支援施設措置費	△ 2,927	児童扶養手当給付費	△ 4,273
児童手当	△ 82,445	養育医療事業費	△ 950
地域公共交通確保維持改善事業費	△ 1,355	社会保障・税番号制度システム整備費	△ 4,368
地域女性活躍推進交付金	△ 316	障害者地域生活支援事業費	△ 22,985
母子家庭等対策総合支援事業費	△ 1,428	放課後児童健全育成事業費	△ 3,989
ファミリー・サポート・センター事業費	△ 526	生活困窮者就労準備支援事業費	△ 307
子育て世帯訪問支援事業費	△ 426	循環型社会形成推進交付金	△ 288
出産・子育て応援交付金	△ 666	妊婦のための支援給付交付金	△ 5,950
橋りょう新設改良事業費	△ 5,326	橋りょう長寿命化事業費	5,326
社会資本整備総合交付金	△ 49,847	学校施設環境改善交付金	△ 13,129
公立学校施設整備費	36,451	特別支援教育就学児童奨励費	△ 400
特別支援教育就学生徒奨励費	△ 399	埋蔵文化財発掘調査事業費	△ 150
史跡等購入事業費	△ 564	重要伝統的建造物群保存地区保存修理費	△ 593
文化芸術振興事業費	1,573	新しい地方経済・生活環境創生交付金	△ 1,226
地方創生臨時交付金	△ 35,000	中長期在留者住居地届出等事務委託金	△ 333
公共用地取得事務委託金	△ 171		

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
17	県 支 出 金	3,396,429	△ 159,904	3,236,525
18	財 産 収 入	157,502	△ 3,791	153,711

主 な 内 容			
国民健康保険基盤安定費	△ 9,546	国民健康保険未就学児均等割保険料	8
国民健康保険産前産後保険料	△ 131	後期高齢者医療保険基盤安定費	△ 10,158
母子生活支援施設措置費	△ 1,463	児童手当	△ 7,553
児童手当（過年度分）	△ 1	生活保護費	5,069
養育医療事業費	△ 424	持続可能な多自然地域づくりプロジェクト事業費	△ 286
住宅用太陽光発電設備等導入事業費	△ 11,700	こども医療費助成事業費	5,500
障害者地域生活支援事業費	△ 11,492	医療支援型グループホーム運営事業費	△ 1,500
人生いきいき住宅助成事業費	△ 1,370	地域介護拠点整備費	△ 48,646
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費	△ 1,957	放課後児童健全育成事業費	△ 3,994
ひょうご保育料軽減事業費	△ 833	ファミリー・サポート・センター事業費	△ 526
養育支援訪問事業費	△ 128	子育て世帯訪問支援事業費	△ 426
健康増進事業費	△ 2,400	骨髄移植後等の予防接種の再接種助成事業費	△ 41
出産・子育て応援交付金	△ 166	基盤整備促進事業費	△ 782
中山間地域等直接支払交付金	△ 5,111	多面的機能支払交付金	△ 6,429
環境保全型農業直接支払推進交付金	△ 4,056	経営所得安定対策直接支払推進事業費	△ 694
新規就農総合支援事業費	△ 10,233	機構集積協力金	12,720
鳥獣被害防止総合対策事業費	△ 4,932	農地利用最適化交付金	921
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	176	みどりの食料システム戦略推進交付金	△ 212
就農準備資金	△ 1,500	ツキノワグマ管理総合対策事業費	△ 750
干ばつ応急対策支援事業費	2,280	森林環境保全整備事業費	△ 2,921
森林病虫害等防除事業費	△ 720	治山事業費	△ 800
簡易耐震診断推進事業費	△ 355	民間住宅耐震改修助成事業費	△ 350
老朽危険空家対策事業費	△ 2,999	わくわくオーケストラ事業費	△ 228
校内サポートルーム支援員配置事業費	816	公立学校情報機器整備事業費	△ 293
埋蔵文化財発掘調査事業費	△ 75	史跡等購入事業費	△ 47
重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業費	△ 297	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	△ 2,634
参議院議員選挙事務委託金	△ 6,729	経済センサス調査事務委託金	△ 108
基盤整備促進事業委託金	△ 14,885	公共用地取得事務委託金	△ 183
海岸環境整備事業委託金	△ 3,993	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△ 337
財政調整基金利子	12,450	市債管理基金利子	6,950
福祉基金利子	1,900	水と土保全対策基金利子	49
奨学基金利子	250	コウノトリ基金利子	36
美術館「伊藤清永記念館」管理基金利子	1	植村直己顕彰基金利子	78
仲田光成記念基金利子	2	東井義雄遺徳顕彰基金利子	40
土地開発基金利子	368	交通遺児奨学基金利子	40
被災者生活再建支援基金利子	820	地域振興基金利子	8,000
暴力団対策基金利子	10	公共施設整備基金利子	11,850
学校教育施設整備基金利子	50	森林環境基金利子	306
土地売払収入	△ 46,991		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
19	寄 附 金	1,980,280	2,626	1,982,906
20	繰 入 金	2,254,952	△ 701,284	1,553,668
21	繰 越 金	1,048,584	225,297	1,273,881
22	諸 収 入	2,644,342	△ 36,573	2,607,769
23	市 債	4,458,400	△ 265,300	4,193,100
歳 入 合 計		56,531,954	△ 1,106,544	55,425,410

主 な 内 容			
一般寄附金	2,830	企業版ふるさと応援寄附金	△ 1,200
教育総務費寄附金	796	社会教育事業費寄附金	200
太陽光発電事業特別会計	△ 420	財政調整基金	△ 667,364
福祉基金	△ 3,802	コウノトリ基金	△ 598
地域振興基金	△ 4,100	公共施設整備基金	△ 25,000
前年度繰越金	225,297		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△ 350	滞納処分費	△ 481
各種健診弁償金	393	広告料	△ 200
頒布代	366	美術館グッズ	△ 40
他会計負担分消耗品等	△ 500	受託料	△ 336
工事費負担金	△ 6,597	利用者負担金	△ 666
光熱水費等使用者負担金	△ 7,663	保育所給食費	219
認定こども園給食費負担金	781	事業負担金	△ 4,504
協議会等負担金	△ 13,766	市営住宅	635
補助金・交付金	△ 34,607	事業助成金	△ 95
事業協力金	645	消防団員交付金等	10
市民プラザ入場料	740	市民会館等入場料	2,482
美術展等出展料	△ 4	移転補償金	△ 1,209
返納金	28,174		
庁舎整備事業債	△ 36,000	コミュニティセンター整備事業債	△ 6,000
野外活動施設除却事業債	9,000	社会福祉施設整備事業債	4,500
児童福祉施設整備事業債	△ 300	保健施設整備事業債	△ 15,300
総合健康ゾーン整備事業債	△ 900	土地改良事業債	△ 1,100
たん水防除施設整備事業債	△ 1,600	林道整備事業債	△ 4,000
治山事業債	△ 400	観光施設整備事業債	△ 45,900
急傾斜地崩壊対策事業債	3,000	道路整備事業債	△ 13,300
橋りょう整備事業債	△ 43,700	消雪装置整備事業債	△ 47,600
河川改良事業債	△ 9,700	消防防災施設整備事業債	△ 19,900
消防防災設備整備事業債	△ 2,600	スクールバス整備事業債	△ 2,500
公立小学校整備事業債	△ 6,800	公立中学校整備事業債	△ 24,100
社会教育施設整備事業債	△ 100		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	259,641	△ 7,821	251,820
2	総 務 費	9,431,479	△ 163,545	9,267,934

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 5,950	議会管理費	△ 1,367
議会運営活動費	△ 504		
人件費	20,151	一般管理費	△ 690
区長会費	△ 501	職員研修事業費	△ 1,400
行革推進事業費	△ 900	公共施設マネジメント推進事業費	△ 770
広報広聴事業費	△ 396	庁舎管理費	△ 45,899
自動車管理費	△ 1,000	基金管理費	27,708
財産管理費	△ 17,802	企画調整費	△ 3,703
バス交通対策事業費	13,942	ごみの減量・資源化対策事業費	△ 7,740
太陽光発電システム導入補助事業費	△ 11,700	コウノトリ野生復帰推進事業費	△ 294
コウノトリ生息地保全対策事業費	△ 483	ラムサール条約関連事業費	△ 154
生物多様性推進事業費	△ 619	コウノトリ次世代育成事業費	△ 296
行政情報化推進事業費	△ 35,270	D X推進事業費	△ 1,200
竹野振興局プロジェクト事業費	△ 247	但馬空港利用促進事業費	△ 8,032
防犯対策事業費	△ 420	地域コミュニティ推進事業費	△ 2,267
コミュニティセンター管理費	△ 3,916	多文化共生推進事業費	△ 1,557
ジェンダーギャップ解消推進事業費	△ 500	子育て中の女性の就労促進事業費	△ 300
文化芸術創造交流事業費	△ 2,070	出会い機会創出事業費	△ 678
定住推進事業費	450	観光まちづくり推進事業費	△ 5,051
英語教育推進事業費	△ 600	出石永楽館歌舞伎開催事業費	△ 5,828
地域おこし協力隊推進事業費	△ 23,208	企業版ふるさと納税獲得推進事業費	△ 1,200
賦課徴収事務費	△ 1,804	戸籍住民基本台帳事務費	△ 14,181
中長期在留者住居地届出等事務費	△ 333	選挙管理委員会費	△ 152
市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	△ 14,481	参議院議員選挙費	△ 1,538
市議会議員選挙費	△ 6,317	経済センサス調査費	△ 110
監査事務費	△ 189		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
3	民 生 費	15,981,545	△ 337,104	15,644,441
4	衛 生 費	5,619,327	△ 96,124	5,523,203
6	農 林 水 産 業 費	1,784,883	△ 114,464	1,670,419

主 な 内 容			
人件費	△ 28,602	特別障害者手当等運営対策事業費	△ 1,637
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 14,614	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△ 9,422
定額減税補足給付金支給事業費	△ 35,000	身体障害者福祉事業費	△ 4,917
市民ふれあいのつどい事業費	△ 205	乳幼児等医療費助成事業費	△ 4,268
こども医療費助成事業費	10,000	地域生活支援事業費	△ 200
障害者基幹相談支援事業費	△ 3,334	自立相談支援事業費	△ 448
住居確保給付金支給事業費	△ 450	高齢者就業機会確保事業費	△ 2,111
介護保険事業特別会計繰出金	△ 21,922	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 14,049
緊急通報システム整備事業費	△ 2,800	生きがい活動支援通所事業費	△ 1,448
外出支援サービス助成事業費	△ 7,262	住宅改造費助成事業費	△ 2,740
老人福祉事業費	△ 4,274	老人保護措置事業費	△ 12,251
民間老人福祉施設助成事業費	△ 48,646	児童福祉総務費	△ 610
児童扶養手当給付事業費	△ 12,821	児童手当給付事業費	△ 97,551
養育支援訪問事業費	△ 385	子どもの貧困対策推進事業費	△ 375
こども支援センター運営事業費	△ 1,179	生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	△ 614
子育て世帯訪問支援事業費	△ 2,250	私立保育園等振興事業費	△ 739
保育所等管理費	△ 1,841	児童保育運営事業費	△ 367
母子・父子福祉事業費	△ 1,904	母子生活支援施設措置事業費	△ 5,868
人件費	△ 1,386	保健センター運営費	△ 23,749
総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 8,680	健康診査事業費	△ 15,032
母子保健事業費	△ 5,110	歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 1,596
予防接種事業費	△ 9,300	浄化槽設置事業費	△ 864
公害行政事業費	△ 403	水質保全対策事業費	△ 598
斎場管理費	△ 12,178	公立豊岡病院組合負担金	△ 11,356
診療所事業特別会計繰出金	△ 3,316	最終処分場管理費	△ 571
し尿処理費	△ 1,985		
人件費	△ 642	農業委員会費	△ 526
農業者年金事務費	△ 41	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 7,863
鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 19,246	中山間地域等直接支払事業費	△ 6,817
多面的機能支払事業費	△ 8,502	環境保全型農業直接支払事業費	△ 5,410
経営所得安定対策直接支払推進事業費	△ 694	地域計画推進事業費	12,720
新規就農総合支援事業費	△ 13,532	豊岡農業スクール開校事業費	△ 1,500
農地中間管理事業推進事業費	△ 601	有機農業産地づくり推進事業費	△ 110
農地費	△ 3,107	基盤整備促進事業費	△ 17,377
ポンプ場管理費	△ 1,839	市行造林事業費	△ 6,052
森林管理100%作戦推進事業費	△ 3,856	治山事業費	△ 2,683
松くい虫防除事業費	△ 1,099	林道管理費	△ 4,014
森林環境整備事業費	△ 19,322	水産業振興事業費	△ 2,351

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
7	商 工 費	3,413,157	△ 63,049	3,350,108
8	土 木 費	6,265,790	△ 185,989	6,079,801
9	消 防 費	2,167,674	△ 48,819	2,118,855
10	教 育 費	5,614,015	△ 89,629	5,524,386
歳 出 合 計		56,531,954	△ 1,106,544	55,425,410

主 な 内 容			
企業誘致推進事業費	△ 900	産業用地整備事業費	△ 6,130
玄武洞公園管理費	△ 618	湯の原温泉オートキャンプ場管理費	△ 2,495
但東シルク温泉やまびこ管理費	△ 11,385	観光施設管理費	△ 10,381
城崎観光施設管理費	△ 31,140		
人件費	△ 5,344	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 916
用地対策事業費	△ 854	道路橋りょう総務費	△ 857
道路維持事業費	△ 13,693	市単独事業費	△ 14,423
雪害対策事業費	△ 47,362	橋りょう長寿命化事業費	△ 37,277
上野橋整備事業費	△ 8,222	普通河川整備事業費	△ 9,700
海岸環境整備事業費	△ 3,993	都市景観形成事業費	△ 4,980
住宅管理費	△ 28,593	住宅耐震改修促進事業費	△ 4,027
住宅新築資金等貸付金回収事業費	△ 117	老朽危険空家対策事業費	△ 5,631
人件費	△ 705	非常備消防事業費	△ 18,209
防火水槽整備事業費	△ 966	城崎分署竹野出張所消防設備・施設整備事業費	△ 3,589
出石分署消防設備・施設整備事業費	△ 14,276	水防事業費	△ 107
災害対策事業費	△ 6,000	防災行政無線管理費	△ 4,967
人件費	△ 29,736	教育総務事務局費	△ 187
幼児教育事務局費	△ 200	学校振興事業費	△ 337
外国語指導助手招致事業費	△ 850	スクールバス運行管理費	△ 4,800
小中一貫校整備事業費	△ 7,557	認定こども園運営事業費	△ 5,261
学校施設管理費（小学校）	△ 5,972	学校保健安全管理費（小学校）	△ 1,500
通学補助事業費（小学校）	△ 1,500	要保・準要保護児童関係事業費（小学校）	△ 4,500
特別支援教育就学奨励事業費（小学校）	△ 800	学校施設管理費（中学校）	△ 7,743
学校保健安全管理費（中学校）	△ 300	通学補助事業費（中学校）	△ 3,100
要保・準要保護生徒関係事業費（中学校）	△ 4,000	特別支援教育就学奨励事業費（中学校）	△ 800
幼稚園運営事業費	△ 74	幼稚園施設管理費	△ 119
市展事業費	△ 3,010	人権教育推進事業費	△ 248
埋蔵文化財発掘調査事業費	△ 1,430	伝統的建造物群保存地区保存事業費	△ 1,324
但馬国分寺跡整備事業費	△ 740	豊岡市民会館管理費	△ 563
日本・モンゴル民族博物館管理費	△ 350	美術館管理費	△ 350
歴史博物館事業費	△ 200	生涯スポーツ振興事業費	△ 740
ボート推進事業費	△ 1,338		

## 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,779,619	△ 19,055	1,760,564
2	給 料	3,209,592	△ 5,233	3,204,359
3	職 員 手 当 等	2,699,154	△ 43,773	2,655,381
4	共 済 費	1,392,698	△ 28,083	1,364,615
5	災 害 補 償 費	2,206	10	2,216
7	報 償 費	198,042	△ 11,108	186,934
8	旅 費	65,858	△ 5,031	60,827
10	需 用 費	1,775,107	△ 49,938	1,725,169
11	役 務 費	558,183	△ 21,474	536,709
12	委 託 料	7,878,130	△ 225,747	7,652,383
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	451,181	△ 32,408	418,773
14	工 事 請 負 費	4,869,938	△ 253,448	4,616,490
15	原 材 料 費	16,232	△ 11	16,221
16	公 有 財 産 購 入 費	18,255	△ 740	17,515
17	備 品 購 入 費	382,036	△ 12,045	369,991
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	11,778,587	△ 214,098	11,564,489
19	扶 助 費	8,511,014	△ 142,632	8,368,382
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	7,720	△ 5,179	2,541
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,062,713	△ 936	6,061,777
24	積 立 金	1,278,270	27,708	1,305,978
27	繰 出 金	2,965,231	△ 63,323	2,901,908
歳 出 合 計		56,531,954	△ 1,106,544	55,425,410

## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	9,499,428	△ 49,285	9,450,143
2	物 件 費	10,138,619	△ 249,779	9,888,840
3	維 持 補 修 費	132,690	△ 400	132,290
4	扶 助 費	8,511,014	△ 142,632	8,368,382
5	補 助 費 等	11,216,391	△ 188,835	11,027,556
6	普 通 建 設 事 業 費	6,299,494	△ 439,998	5,859,496
(1)	補 助 事 業 費	2,388,476	△ 111,570	2,276,906
(2)	単 独 事 業 費	3,911,018	△ 328,428	3,582,590
10	積 立 金	1,278,270	27,708	1,305,978
13	繰 出 金	2,965,231	△ 63,323	2,901,908
歳 出 合 計		56,531,954	△ 1,106,544	55,425,410

# 一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	庁舎管理費	△ 6,203		△ 5,200		△ 1,003
	財産管理費	△ 15,580		9,000		△ 24,580
	庁舎管理費(竹野)	△ 22,188		△ 21,500		△ 688
	庁舎管理費(日高)	△ 10,263		△ 9,300		△ 963
	コミュニティセンター管理費	△ 3,916		△ 6,000		2,084
小計		△ 58,150		△ 33,000		△ 25,150
民生費	身体障害者福祉事業費	△ 468				△ 468
	北但広域療育センター管理費			4,500		△ 4,500
	住宅改造費助成事業費	△ 2,740	△ 1,370			△ 1,370
	民間老人福祉施設助成事業費	△ 48,646	△ 48,646			
	こども支援センター運営事業費	△ 168				△ 168
	児童保育運営事業費	△ 367		△ 300		△ 67
小計		△ 52,389	△ 50,016	4,200		△ 6,573
衛生費	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 1,094		△ 900		△ 194
	浄化槽設置事業費	△ 864	△ 288			△ 576
	公立豊岡病院組合負担金			△ 15,300		15,300
小計		△ 1,958	△ 288	△ 16,200		14,530
農林水産業費	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 19,246			△ 13,766	△ 5,480
	農業用施設管理費		176	100		△ 276
	基盤整備促進事業費	△ 17,012	△ 15,552	△ 1,200	△ 675	415
	ポンプ場管理費	△ 1,839		△ 1,600		△ 239
	市行造林事業費	△ 6,052	△ 2,921			△ 3,131
	森林管理100%作戦推進事業費	△ 3,856			△ 119	△ 3,737
	治山事業費	△ 2,683	△ 800	△ 400	△ 12	△ 1,471
	林道管理費	△ 4,014		△ 4,000		△ 14
小計		△ 54,702	△ 19,097	△ 7,100	△ 14,572	△ 13,933
商工費	産業用地整備事業費	△ 6,130				△ 6,130
	但東シルク温泉やまびこ管理費	△ 11,385		△ 11,400		15
	観光施設管理費	△ 10,381		△ 4,000	△ 6,424	43
	城崎観光施設管理費	△ 30,540		△ 30,500		△ 40
小計		△ 58,436		△ 45,900	△ 6,424	△ 6,112

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 150		3,000	38	△ 3,188
	道路維持事業費	△ 13,693		△ 13,300		△ 393
	市単独事業費	△ 14,423			1,134	△ 15,557
	雪害対策事業費	△ 47,362		△ 47,600		238
	橋りょう長寿命化事業費	△ 37,277	5,326	△ 40,200		△ 2,403
	上野橋整備事業費	△ 8,222	△ 5,326	△ 3,500		604
	普通河川整備事業費	△ 9,700		△ 9,700		
	住宅管理費	△ 28,320	△ 46,980		△ 4,976	23,636
	住宅耐震改修促進事業費	△ 2,405	△ 500			△ 1,905
小計		△ 161,552	△ 47,480	△ 111,300	△ 3,804	1,032
消防費	非常備消防事業費	△ 18,209		△ 17,000		△ 1,209
	防火水槽整備事業費	△ 966		△ 1,000		34
	城崎分署竹野出張所 消防設備・施設整備事業費	△ 3,589		△ 3,600		11
	出石分署消防設備・施設整備事業費	△ 14,276		1,700		△ 15,976
	水防事業費	△ 107				△ 107
	災害対策事業費			1,100		△ 1,100
	防災行政無線管理費	△ 4,967		△ 3,700		△ 1,267
小計		△ 42,114		△ 22,500		△ 19,614
教育費	スクールバス運行管理費	△ 2,400		△ 2,500		100
	小中一貫校整備事業費	△ 7,557	23,322	△ 30,900		21
	但馬国分寺跡整備事業費	△ 740	△ 611	△ 100		△ 29
小計		△ 10,697	22,711	△ 33,500		92
合計		△ 439,998	△ 94,170	△ 265,300	△ 24,800	△ 55,728

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	土地改良事業	農道橋長寿命化事業	1,100
		伊豆地区農地整備事業	△ 800
		トンネル点検事業	100
	たん水防除施設整備事業	一日市排水機場改修事業	△ 1,600
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 29,000
	橋りょう整備事業	上野橋整備事業	△ 3,500
橋りょう長寿命化事業		10,200	
小 計			△ 23,500
防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債 (充当率 100%)	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	33,400
小 計			33,400
一般補助施設 整備等事業債 (充当率 90%)	社会教育施設整備事業	但馬国分寺跡整備事業	△ 100
小 計			△ 100
防災対策事業債 (充当率 75%)	消防防災設備整備事業	Jアラート新型受信機等整備業務	△ 3,700
		防災行政無線設備更新業務	△ 3,700
小 計			△ 7,400
合併特例事業債 (充当率 95%)	総合健康ゾーン整備事業	総合健康ゾーン健康増進施設整備事業	△ 900
	社会教育施設整備事業	北但広域療育センター設備整備事業	4,500
小 計			3,600

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備事業	△ 2,700
		防火水槽整備事業	△ 1,000
		高規格救急自動車整備事業	△ 3,600
		消防団施設整備事業(城崎)	△ 9,800
		消防団施設整備事業(日高)	△ 4,500
	出石分署消防設備・施設整備事業	1,800	
	消防防災設備整備事業	Jアラート専用通信アンテナ整備事業	4,800
小 計			△ 15,000
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)	庁舎整備事業	日高庁舎改修事業	△ 6,500
	野外活動施設除却事業	旧東大谷野外活動施設除却事業	9,000
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 1,700
小 計			800
緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%)	林道整備事業	林道防災事業	△ 4,000
	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 400
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 1,400
	河川改良事業	普通河川整備事業	△ 9,700
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 47,900
小 計			△ 63,400
脱炭素化推進事業債 (充当率90%)	庁舎整備事業	本庁舎改修事業	△ 5,200
		竹野庁舎改修事業	△ 5,800
		日高庁舎改修事業	△ 2,800
	消防防災施設整備事業	出石分署消防設備・施設整備事業	△ 100
小 計			△ 13,900

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
こども・子育て支援事業債 (充当率 90%)	児童福祉施設整備事業	八条認定こども園設備整備事業	△ 300
小 計			△ 300
辺地対策事業債 (充当率 100%)	土地改良事業	内町地区農地整備事業	△ 1,500
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 8,500
		道路防災事業	△ 5,000
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 20,000
	スクールバス整備事業	小坂小学校スクールバス整備事業	△ 2,500
小 計			△ 37,500
過疎対策事業債 (充当率 100%)	庁舎整備事業	竹野庁舎改修事業	△ 15,700
	コミュニティセンター整備事業	中竹野地区コミュニティセンター再整備事業	△ 6,000
	保健施設整備事業	但馬救命救急センター負担金	△ 15,300
	観光施設整備事業	城崎温泉交流センター再整備事業	△ 30,500
		竹野観光トイレ改修事業	△ 4,000
		但東シルク温泉やまびこ改修事業	△ 11,400
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	9,500
		側溝整備事業	△ 7,600
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 30,400
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	300
	公立小学校整備事業費	竹野小学校整備事業	△ 6,800
公立中学校整備事業費	竹野中学校整備事業	△ 24,100	
小 計			△ 142,000
合 計			△ 265,300

第16号議案

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第4号）

令和7年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,726千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,673,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 県 支 出 金		6,429,258	△984	6,428,274
	1. 県 補 助 金	6,429,258	△984	6,428,274
5. 財 産 収 入		620	456	1,076
	1. 財 産 運 用 収 入	620	456	1,076
6. 繰 入 金		723,534	△14,614	708,920
	1. 他 会 計 繰 入 金	673,534	△14,614	658,920
8. 諸 収 入		5,978	1,416	7,394
	4. 雑 入	3,018	1,416	4,434
歳 入 合 計		8,687,364	△13,726	8,673,638

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		144,428	△76	144,352
	2. 徴 税 費	9,902	△76	9,826
8. 保 健 事 業 費		122,934	△8,132	114,802
	2. 特定健康診査等事業費	93,447	△8,132	85,315
9. 基 金 積 立 金		10,812	△9,736	1,076
	1. 基 金 積 立 金	10,812	△9,736	1,076
11. 諸 支 出 金		65,875	4,218	70,093
	1. 償還金及び還付加算金	49,090	△1,873	47,217
	3. 繰 出 金	16,785	6,091	22,876
歳 出 合 計		8,687,364	△13,726	8,673,638



令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第4号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,429,258	△984	6,428,274
5. 財産収入	620	456	1,076
6. 繰入金	723,534	△14,614	708,920
8. 諸収入	5,978	1,416	7,394
歳入合計	8,687,364	△13,726	8,673,638



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	144,428	△76	144,352
3. 国民健康保険事業費納付金	2,313,464	0	2,313,464
8. 保健事業費	122,934	△8,132	114,802
9. 基金積立金	10,812	△9,736	1,076
11. 諸支出金	65,875	4,218	70,093
歳出合計	8,687,364	△13,726	8,673,638

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△76	
△3,669		△14,538	18,207
△3,406		4	△4,730
		456	△10,192
6,091		3,528	△5,401
△984	0	△10,626	△2,116

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,429,258	△984	6,428,274
計	6,429,258	△984	6,428,274

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	620	456	1,076
計	620	456	1,076

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	673,534	△14,614	658,920
計	673,534	△14,614	658,920

(款) 8. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者第三者納付金	2,501	604	3,105
3. 一般被保険者返納金	501	822	1,323

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 特別交付金	△984	保険者努力支援分 5,019 特別調整交付金 17,158 都道府県繰入金（2号分） △19,755 特定健康診査等負担金 △3,406	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金	456	国民健康保険財政調整基金利子 456	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金 （保険税軽減分）	△12,066	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △12,066	
2. 保険基盤安定繰入金 （保険者支援分）	△1,983	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） △1,983	
3. 未就学児均等割保険料繰入金	34	未就学児均等割保険料繰入金 34	
4. 職員給与費等繰入金	△76	職員給与費等繰入金 △76	
8. 産前産後保険税繰入金	△523	産前産後保険税繰入金 △523	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 第三者納付金	604	第三者行為納付金 604	
1. 返納金	822	不当利得返納金 822	

## (款) 8. 諸収入

## (項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
7. 雑入	15	△10	5
計	3,018	1,416	4,434

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑	入	△10	参加者負担金 △10

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 賦 課 徴 収 費	9,902	△76	9,826			△76	
計	9,902	△76	9,826			△76	

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療 給 付 費 分	1,586,458	0	1,586,458	△3,669		△6,239	9,908
計	1,586,458	0	1,586,458	△3,669		△6,239	9,908

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者後期 高 齢 者 支 援 金 等 分	539,545	0	539,545			△6,003	6,003
計	539,545	0	539,545			△6,003	6,003

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介 護 納 付 金 分	187,461	0	187,461			△2,296	2,296
計	187,461	0	187,461			△2,296	2,296

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役 務 費	△76	賦課徴収事務費 【税務課】 手数料
		△76 △76

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	93,447	△8,132	85,315	△3,406		4	△4,730
計	93,447	△8,132	85,315	△3,406		4	△4,730

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	10,812	△9,736	1,076			456	△10,192
計	10,812	△9,736	1,076			456	△10,192

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	37,460	△1,873	35,587			3,528	△5,401
計	49,090	△1,873	47,217			3,528	△5,401

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△228	人件費	△228
7. 報 償 費	△10	会計年度任用職員報酬	△228
8. 旅 費	△52	事務員	△35
10. 需 用 費	△175	管理栄養士 (健康増進課)	△193
12. 委 託 料	△7,667	特定健康診査事業費 【健康増進課】	△6,599
		普通旅費	△36
		消耗品費	△70
		業務委託料	△6,493
		特定健康診査業務	
		特定保健指導事業費 【健康増進課】	△1,305
		報償金	△10
		普通旅費	△16
		消耗品費	△45
		燃料費	△60
		事業委託料	△1,174
		特定保健指導事業	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積 立 金	△9,736	基金積立金 【国保・年金課】	△9,736
		国民健康保険財政調整基金積立金	△10,192
		国民健康保険財政調整基金積立金 (利子)	456

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引	△1,873	返納金 【国保・年金課】	△1,873
		償還金	△2,501
		保険給付費等償還金	△2,501
		国庫負担金等精算返納金	628
		国庫負担金等精算返納金	628

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	16,785	6,091	22,876	6,091			
計	16,785	6,091	22,876	6,091			

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	6,091	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【国保・年金課】 6,091 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 6,091	

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 15	20,673	60,250	41,249	122,172	24,649	146,821	
補正前	( 11 ) 15	20,901	60,250	41,249	122,400	24,649	147,049	
比 較	( 0 ) 0	△ 228	0	0	△ 228	0	△ 228	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	855	1,236	840	1,776	
	補正前	855	1,236	840	1,776	
	比 較	0	0	0	0	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,684			574
	補正前	19	2,684			574
	比 較	0	0			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		17,900	14,905	460	
	補正前		17,900	14,905	460	
	比 較		0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 )	20,673		8,263	28,936	5,021	33,957	
補正前	( 11 )	20,901		8,263	29,164	5,021	34,185	
比 較	( 0 )	△ 228		0	△ 228	0	△ 228	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後				652	
	補正前				652	
	比 較				0	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		4,136	3,475		
	補正前		4,136	3,475		
	比 較		0	0		

## 第17号議案

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第3号）

令和7年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,261千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		38,727	1,500	40,227
	1. 外 来 収 入	36,822	1,500	38,322
4. 県 支 出 金		2,200	△134	2,066
	1. 県 補 助 金	2,200	△134	2,066
5. 繰 入 金		38,872	△2,781	36,091
	1. 他 会 計 繰 入 金	38,872	△2,781	36,091
7. 諸 収 入		98	54	152
	2. 雑 入	98	54	152
8. 市 債		2,200	100	2,300
	1. 市 債	2,200	100	2,300
歳 入 合 計		89,647	△1,261	88,386

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		51,263	△458	50,805
	1. 総 務 管 理 費	51,263	△458	50,805
2. 医 業 費		30,548	△800	29,748
	1. 医 業 費	30,548	△800	29,748
4. 公 債 費		666	△3	663
	1. 公 債 費	666	△3	663
歳 出 合 計		89,647	△1,261	88,386

## 第 2 表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
機械器具整備事業費	2,200	2,300
〔資母診療所医療用機械器具〕	〔 2,200 〕	〔 2,300 〕
計	2,200	2,300

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算(第3号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	38,727	1,500	40,227
4. 県支出金	2,200	△134	2,066
5. 繰入金	38,872	△2,781	36,091
7. 諸収入	98	54	152
8. 市債	2,200	100	2,300
歳入合計	89,647	△1,261	88,386



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	51,263	△458	50,805
2. 医療費	30,548	△800	29,748
4. 公債費	666	△3	663
歳出合計	89,647	△1,261	88,386

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
43		54	△555
△177	100		△723
			△3
△134	100	54	△1,281

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険診療報酬収入	4,749	500	5,249
3. 後期高齢者診療報酬収入	21,917	1,000	22,917
計	36,822	1,500	38,322

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	2,200	△134	2,066
計	2,200	△134	2,066

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	37,372	△9,422	27,950
2. 事業勘定繰入金	1,500	6,641	8,141
計	38,872	△2,781	36,091

(款) 7. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	98	54	152
計	98	54	152

(款) 8. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 医療債	2,200	100	2,300

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	現年度分	500	診療報酬収入	500
1.	現年度分	1,000	診療報酬収入	1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	県補助金	△134	設備整備事業補助金 物価高騰対策一時支援金	△177 43

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△9,422	一般会計繰入金	△9,422
1.	事業勘定繰入金	6,641	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金	6,641

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	54	医療提供体制設備整備交付金	54

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医療債	100	機械器具整備事業債 医療用機械器具	100 100

(款) 8. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
計	2,200	100	2,300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	51,263	△458	50,805	43		54	△555
計	51,263	△458	50,805	43		54	△555

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 医療用消耗器材費	3,579	△200	3,379				△200
2. 医療用衛生材料費	20,000	△600	19,400				△600
3. 医療用機械器具費	6,969	0	6,969	△177	100		77
計	30,548	△800	29,748	△177	100		△723

(款) 4. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	34	△3	31				△3
計	666	△3	663				△3

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2.	給料	△57	人件費	△605
			一般職給	△57
3.	職員手当等	△334	会計年度任用職員	△57
			扶養手当	△238
4.	共済費	△214	通勤手当	△96
			共済組合負担金	△214
12.	委託料	547	一般管理費 【健康増進課】	147
			維持管理委託料	547
18.	負担金、補助及び交付金	△400	公共施設包括管理	
			負担金	△400
			公立豊岡病院組合医師派遣費	△400

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11.	役務費	△200	医療用消耗器材費 【健康増進課】	△200
			手数料	△200
10.	需用費	△600	医療用衛生材料費 【健康増進課】	△600
			医薬材料費	△600
			財源更正	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22.	償還金、利子及び割引料	△3	市債利子 【健康増進課】	△3
			市債利子	△3

## 補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 5		18,151	19,365	37,516	5,856	43,372	
補正前	( 0 ) 5		18,208	19,699	37,907	6,070	43,977	
比 較	( 0 ) 0		△ 57	△ 334	△ 391	△ 214	△ 605	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	20	381		363	456
	補正前	258	381		459	456
	比 較	△ 238	0		△ 96	0
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	10,680	212			755
	補正前	10,680	212			755
	比 較	0	0			0
職員手当 の内訳	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		3,541	2,957		
	補正前		3,541	2,957		
	比 較		0	0		

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 1		6,558	14,173	20,731	2,546	23,277	
補正前	( 0 ) 1		6,558	14,507	21,065	2,546	23,611	
比 較	( 0 ) 0		0	△ 334	△ 334	0	△ 334	

( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	20	148		0	456
	補正前	258	148		96	456
	比 較	△ 238	0		△ 96	0
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	10,680	212			755
	補正前	10,680	212			755
	比 較	0	0			0
職員手当 の内訳	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		1,050	852		
	補正前		1,050	852		
	比 較		0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 4		11,593	5,192	16,785	3,310	20,095	
補正前	( 0 ) 4		11,650	5,192	16,842	3,524	20,366	
比 較	( 0 ) 0		△ 57	0	△ 57	△ 214	△ 271	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後		233		363	
	補正前		233		363	
	比 較		0		0	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		2,491	2,105		
	補正前		2,491	2,105		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	△ 57	給与改定に伴う増減分	0				
		昇給に伴う増加分	0				
		その他の増減分	△ 57	職員の変動によるもの △ 57 千円			
職 員 手 当	△ 334	制度改正に伴う増減分	0				
		その他の増減分	△ 334	扶養手当	△ 238 千円		
				地域手当	0 千円		
				住居手当	0 千円		
				通勤手当	△ 96 千円		
				単身赴任手当	0 千円		
				特殊勤務手当	0 千円		
				時間外勤務手当	0 千円		
				休日勤務手当	0 千円		
				夜間勤務手当	0 千円		
				管理職手当	0 千円		
				管理職員特別勤務手当	0 千円		
				期末手当	0 千円		
勤勉手当	0 千円						
児童手当	0 千円						

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
機 械 器 具 整 備 債 事 業	5,700	5,200	2,200	100	2,300
合 計	6,100	5,868	2,200	100	2,300

(単位 千円)

見 込 み 当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
500	6,900	100	7,000
632	7,436	100	7,536



## 第18号議案

令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

令和7年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,644,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保 険 料		1,163,459	73,031	1,236,490
	1. 後期高齢者医療保険料	1,163,459	73,031	1,236,490
4. 繰 入 金		377,961	△14,049	363,912
	1. 一般会計繰入金	377,961	△14,049	363,912
6. 諸 収 入		1,537	25	1,562
	1. 延滞金、加算金及び過料	11	25	36
歳 入 合 計		1,585,586	59,007	1,644,593

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		41,200	3,987	45,187
	1. 総 務 管 理 費	37,253	3,987	41,240
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,540,917	55,020	1,595,937
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,540,917	55,020	1,595,937
歳 出 合 計		1,585,586	59,007	1,644,593



令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	1,163,459	73,031	1,236,490
4. 繰 入 金	377,961	△14,049	363,912
6. 諸 収 入	1,537	25	1,562
歳 入 合 計	1,585,586	59,007	1,644,593



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	41,200	3,987	45,187
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,540,917	55,020	1,595,937
歳出合計	1,585,586	59,007	1,644,593

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,987	
		△18,011	73,031
0	0	△14,024	73,031

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	768,424	13,872	782,296
2. 普通徴収保険料	395,035	59,159	454,194
計	1,163,459	73,031	1,236,490

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	20,672	3,987	24,659
2. 保険基盤安定繰入金	339,897	△18,036	321,861
計	377,961	△14,049	363,912

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	10	25	35
計	11	25	36

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	現年度分	13,872	現年度分特別徴収保険料	13,872
1.	現年度分	57,659	現年度分普通徴収保険料	57,659
2.	滞納繰越分	1,500	滞納繰越分普通徴収保険料	1,500

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	事務費繰入金	3,987	事務費繰入金	3,987
1.	保険基盤安定繰入金	△18,036	保険基盤安定繰入金	△18,036

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	延滞金	25	保険料滞納延滞金	25

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	37,253	3,987	41,240			3,987	
計	37,253	3,987	41,240			3,987	

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,540,917	55,020	1,595,937			△18,011	73,031
計	1,540,917	55,020	1,595,937			△18,011	73,031

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
10. 需用費		3,987	一般管理費 【国保・年金課】	3,987
			消耗品費	3,987

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
18. 負担金、補助及び交付金		55,020	後期高齢者医療広域連合納付金 【国保・年金課】	55,020
			納付金	55,020
			納付金	55,020



## 第19号議案

### 令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

令和7年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,537千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,451,107千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		1,827,738	50,000	1,877,738
	1. 介 護 保 険 料	1,827,738	50,000	1,877,738
3. 国 庫 支 出 金		2,479,900	△60,230	2,419,670
	1. 国 庫 負 担 金	1,639,410	△17,359	1,622,051
	2. 国 庫 補 助 金	840,490	△42,871	797,619
4. 支 払 基 金 交 付 金		2,560,968	△143,886	2,417,082
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,560,968	△143,886	2,417,082
5. 県 支 出 金		1,403,514	△30,894	1,372,620
	1. 県 負 担 金	1,310,860	△28,335	1,282,525
	2. 県 補 助 金	92,654	△2,559	90,095
6. 財 産 収 入		1,700	1,450	3,150
	1. 財 産 運 用 収 入	1,700	1,450	3,150
7. 繰 入 金		1,850,815	△2,831	1,847,984
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,735,231	△21,922	1,713,309
	2. 基 金 繰 入 金	115,584	19,091	134,675
9. 諸 収 入		51,086	△10,146	40,940
	3. 雑 入	51,073	△10,146	40,927
歳 入 合 計		10,647,644	△196,537	10,451,107

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		372,099	4,146	376,245
	1. 総 務 管 理 費	321,158	4,434	325,592
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	44,638	△288	44,350
2. 保 険 給 付 費		9,077,758	△166,000	8,911,758
	1. 介 護 サービス等諸費	8,314,294	△146,000	8,168,294
	7. 特定入所者介護サービス等	274,970	△20,000	254,970
3. 地 域 支 援 事 業 費		711,163	△32,389	678,774
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	386,730	△15,800	370,930
	2. 一般介護予防事業費	34,800	△1,600	33,200
	3. 包括的支援事業・任意事業費	288,572	△14,989	273,583
5. 基 金 積 立 金		280,795	1,450	282,245
	1. 基 金 積 立 金	280,795	1,450	282,245
7. 諸 支 出 金		200,729	△3,744	196,985
	1. 償還金及び還付加算金	146,709	△3,744	142,965
歳 出 合 計		10,647,644	△196,537	10,451,107



令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第5号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	1,827,738	50,000	1,877,738
3. 国 庫 支 出 金	2,479,900	△60,230	2,419,670
4. 支 払 基 金 交 付 金	2,560,968	△143,886	2,417,082
5. 県 支 出 金	1,403,514	△30,894	1,372,620
6. 財 産 収 入	1,700	1,450	3,150
7. 繰 入 金	1,850,815	△2,831	1,847,984
9. 諸 収 入	51,086	△10,146	40,940
歳 入 合 計	10,647,644	△196,537	10,451,107



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	372,099	4,146	376,245
2. 保険給付費	9,077,758	△166,000	8,911,758
3. 地域支援事業費	711,163	△32,389	678,774
5. 基金積立金	280,795	1,450	282,245
7. 諸支出金	200,729	△3,744	196,985
歳出合計	10,647,644	△196,537	10,451,107

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
730		3,420	△4
△83,827		△140,036	57,863
△8,027		△20,247	△4,115
		1,450	
			△3,744
△91,124	0	△155,413	50,000

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 第1号被保険者保険料	1,827,738	50,000	1,877,738
計	1,827,738	50,000	1,877,738

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,639,410	△17,359	1,622,051
計	1,639,410	△17,359	1,622,051

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	630,904	△38,133	592,771
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	109,974	△4,698	105,276
3. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	81,809	△770	81,039
4. 介護保険事業費補助金	0	730	730
計	840,490	△42,871	797,619

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	2,450,994	△139,188	2,311,806
2. 地域支援事業支援交付金	109,974	△4,698	105,276
計	2,560,968	△143,886	2,417,082

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分特別徴収保険料		50,000	第1号被保険者介護保険料 50,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△17,359	介護給付費負担金 △17,359

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△38,133	普通調整交付金 △38,133
1. 現年度分		△4,698	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) △4,698
1. 現年度分		△770	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) △770
1. 介護保険事業費補助金		730	介護保険事業費補助金 730

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△139,188	介護給付費交付金 △139,188
1. 現年度分		△4,698	地域支援事業交付金 △4,698

## (款) 5. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,310,860	△28,335	1,282,525
計	1,310,860	△28,335	1,282,525

## (款) 5. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	50,914	△2,175	48,739
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	40,904	△384	40,520
計	92,654	△2,559	90,095

## (款) 6. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1,700	1,450	3,150
計	1,700	1,450	3,150

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1,134,719	△20,750	1,113,969
2. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	64,830	△2,175	62,655
3. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	74,435	△2,417	72,018
5. その他一般会計繰入金	376,778	3,420	380,198
計	1,735,231	△21,922	1,713,309

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△28,335	介護給付費負担金 △28,335

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△2,175	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） △2,175
1. 現年度分		△384	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △384

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金		1,450	介護保険給付費準備基金利子 1,450

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△20,750	介護給付費繰入金 △20,750
1. 現年度分		△2,175	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） △2,175
1. 現年度分		△2,417	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △2,417
1. 職員給与費等繰入金		△4,335	職員給与費等繰入金 △4,335
2. 事務費繰入金		7,755	事務費繰入金 7,755

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	115,584	19,091	134,675
計	115,584	19,091	134,675

## (款) 9. 諸収入

## (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 第三者納付金	1	811	812
3. 雑入	51,071	△10,957	40,114
計	51,073	△10,146	40,927

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 介護給付費準備基金 繰入金	19,091	介護給付費準備基金繰入金	19,091

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 第三者納付金	811	第三者行為納付金	811
1. 雑入	△10,957	利用者負担金	△10,957

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	320,267	4,434	324,701	730		3,708	△4
計	321,158	4,434	325,592	730		3,708	△4

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護認定審査会費	13,061	△288	12,773			△288	
計	44,638	△288	44,350			△288	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 居宅介護サービス給付費	2,940,652	△30,000	2,910,652	△25,978		△39,502	35,480
3. 地域密着型介護サービス給付費	2,019,298	△116,000	1,903,298	△57,201		△60,333	1,534
5. 施設介護サービス給付費	2,941,034	0	2,941,034	11,726		△22,404	10,678
7. 居宅介護福祉用具購入費	8,040	0	8,040	△48		△73	121

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△1,641	人件費	△4,335
3. 職員手当等		△753	会計年度任用職員報酬	△1,641
4. 共済費		△1,941	パートタイム職員	△1,641
10. 需用費		8,769	通勤手当	△200
			期末手当	△330
			勤勉手当	△223
			共済組合負担金	△689
			健保、厚生年金保険料	△1,252
			一般管理費 【高年介護課】	8,769
			消耗品費	8,769

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△288	人件費	△288
			委員報酬	△288
			介護認定審査会委員	△288

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△30,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△30,000
			給付金	△30,000
			保険給付費	△30,000
18. 負担金、補助及び交付金		△116,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△116,000
			給付金	△116,000
			保険給付費	△116,000
			財源更正	
			財源更正	

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 居宅介護住宅改修費	18,416	0	18,416	△110		△230	340
9. 居宅介護サービス計画給付費	386,853	0	386,853	△2,325		△2,962	5,287
計	8,314,294	△146,000	8,168,294	△73,936		△125,504	53,440

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防サービス給付費	154,939	0	154,939	△931		△1,178	2,109
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	27,646	0	27,646	△165		△69	234
5. 介護予防福祉用具購入費	4,319	0	4,319	△26		△42	68
6. 介護予防住宅改修費	18,824	0	18,824	△114		△110	224
7. 介護予防サービス計画給付費	47,198	0	47,198	△285		△245	530
計	252,928	0	252,928	△1,521		△1,644	3,165

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 審査支払手数料	7,344	0	7,344	△45		△48	93
計	7,344	0	7,344	△45		△48	93

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額介護サービス費	199,181	0	199,181	△1,197		△1,278	2,475
2. 高額介護予防サービス費	81	0	81	△1		△3	4
計	199,262	0	199,262	△1,198		△1,281	2,479

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額医療合算介護サービス費	28,922	0	28,922	△172		△164	336
2. 高額医療合算介護予防サービス費	38	0	38			1	△1
計	28,960	0	28,960	△172		△163	335

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定入所者介護サービス費	274,244	△20,000	254,244	△6,951		△11,398	△1,651
3. 特定入所者介護予防サービス費	726	0	726	△4		2	2
計	274,970	△20,000	254,970	△6,955		△11,396	△1,649

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△20,000	保険給付事業費 【高年介護課】 △20,000 給付金 △20,000 保険給付費 △20,000
		財源更正

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	345,597	△4,800	340,797	△1,896		△1,896	△1,008
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	41,133	△11,000	30,133	△4,345		△4,345	△2,310
計	386,730	△15,800	370,930	△6,241		△6,241	△3,318

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般介護予防事業費	34,800	△1,600	33,200	△632		△632	△336
計	34,800	△1,600	33,200	△632		△632	△336

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 任意事業費	33,778	△12,956	20,822	△1,154		△11,341	△461
10. 地域包括支援センター運営事業費	204,455	△2,033	202,422			△2,033	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役 務 費	△300	通所型介護予防事業費 【高年介護課】	△4,800
		手数料	△300
12. 委 託 料	△4,500	業務委託料	△4,500
		機能訓練業務	
12. 委 託 料	△11,000	介護予防ケアマネジメント事業費 【高年介護課】	△11,000
		事業委託料	△11,000
		介護予防ケアマネジメント事業	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△1,600	人件費	△1,600
		会計年度任用職員報酬	△1,600
		指導員	△1,600

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅 費	△511	成年後見制度利用支援事業費 【高年介護課】	△1,021
		手数料	△300
11. 役 務 費	△300	補助金	△721
		成年後見人等報酬助成金	△721
12. 委 託 料	△10,957	介護サービス相談員派遣事業費 【高年介護課】	△978
		費用弁償	△482
18. 負担金、補助及び交 付 金	△1,188	普通旅費	△29
		負担金	△467
		介護サービス相談員研修	△467
		食の自立支援事業費 【高年介護課】	△10,957
		事業委託料	△10,957
		食の自立支援事業	
3. 職 員 手 当 等	△1,434	人件費	△2,033
		通勤手当	△244
4. 共 済 費	△599	期末手当	△675

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地域包括支援センター運営事業費)							
計	288,572	△14,989	273,583	△1,154		△13,374	△461

## (款) 5. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	280,795	1,450	282,245			1,450	
計	280,795	1,450	282,245			1,450	

## (款) 7. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	138,699	△3,744	134,955				△3,744
計	146,709	△3,744	142,965				△3,744

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 <span style="float: right;">△515</span> 共済組合負担金 <span style="float: right;">△273</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float: right;">△326</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	1,450	基金積立金 【高年介護課】 <span style="float: right;">1,450</span> 介護給付費準備基金積立金 (利子) <span style="float: right;">1,450</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	△3,744	返納金 【高年介護課】 <span style="float: right;">△3,744</span> 国県負担金等精算返納金 <span style="float: right;">△3,744</span> 地域支援事業交付金返納金 <span style="float: right;">△3,744</span>

## 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,232			11,232	47	11,279	
	計	56	11,232			11,232	47	11,279	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,520			11,520	47	11,567	
	計	56	11,520			11,520	47	11,567	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	0	△ 288			△ 288	0	△ 288	
	計	0	△ 288			△ 288	0	△ 288	

## 2 一般職

## (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 78 ) 27	112,429	102,712	104,253	319,394	57,954	377,348	
補正前	( 78 ) 27	115,670	102,712	106,440	324,822	60,494	385,316	
比 較	( 0 ) 0	△ 3,241	0	△ 2,187	△ 5,428	△ 2,540	△ 7,968	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	2,808	2,124	624	4,627	
	補正前	2,808	2,124	624	5,071	
	比 較	0	0	0	△ 444	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		10,265			574
	補正前		10,265			574
	比 較		0			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		44,599	36,907	1,725	
	補正前		45,604	37,645	1,725	
	比 較		△ 1,005	△ 738	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 77 )	112,429		42,943	155,372	24,975	180,347	
補正前	( 77 )	115,670		45,130	160,800	27,515	188,315	
比 較	( 0 )	△ 3,241		△ 2,187	△ 5,428	△ 2,540	△ 7,968	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後				2,732	
	補正前				3,176	
	比 較				△ 444	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		21,796	18,415		
	補正前		22,801	19,153		
	比 較		△ 1,005	△ 738		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0			
職 員 手 当	△ 2,187	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	△ 2,187	扶養手当	0 千円	
				地域手当	0 千円	
				住居手当	0 千円	
				通勤手当	△ 444 千円	
				単身赴任手当	0 千円	
				特殊勤務手当	0 千円	
				時間外勤務手当	0 千円	
				休日勤務手当	0 千円	
				夜間勤務手当	0 千円	
				管理職手当	0 千円	
				管理職員特別勤務手当	0 千円	
				期末手当	△ 1,005 千円	
勤勉手当	△ 738 千円					
児童手当	0 千円					



## 第20号議案

### 令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)

令和7年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		25,273	△466	24,807
	4. 県 支 出 金	0	43	43
	7. 繰 入 金	14,125	△563	13,562
	9. 諸 収 入	1	54	55
2. 森本診療所収入		111,087	△2,775	108,312
	1. 診 療 収 入	50,738	△1,080	49,658
	4. 県 支 出 金	0	43	43
	7. 繰 入 金	33,397	308	33,705
	9. 諸 収 入	5	54	59
	10. 市 債	26,500	△2,100	24,400
3. 神鍋診療所収入		63,950	△4,584	59,366
	1. 診 療 収 入	38,413	△4,100	34,313
	4. 県 支 出 金	0	43	43
	7. 繰 入 金	25,202	△581	24,621
	9. 諸 収 入	11	54	65
4. 高橋診療所収入		77,921	△1,286	76,635
	1. 診 療 収 入	36,595	1,000	37,595
	4. 県 支 出 金	4,580	43	4,623
	7. 繰 入 金	34,559	△2,383	32,176
	9. 諸 収 入	46	54	100
5. 但東歯科診療所収入		21,860	0	21,860
	4. 県 支 出 金	1,686	43	1,729
	7. 繰 入 金	2,367	△97	2,270
	9. 諸 収 入	37	54	91
歳 入 合 計		322,003	△9,111	312,892

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		25,173	△466	24,707
	1. 総 務 費	18,198	△466	17,732
2. 森本診療所費		110,987	△2,775	108,212
	1. 総 務 費	78,287	△2,271	76,016
	2. 医 業 費	31,085	△500	30,585
	4. 公 債 費	1,615	△4	1,611
3. 神鍋診療所費		63,850	△4,584	59,266
	1. 総 務 費	46,215	△182	46,033
	2. 医 業 費	17,183	△4,400	12,783
	4. 公 債 費	452	△2	450
4. 高橋診療所費		77,821	△1,286	76,535
	1. 総 務 費	43,115	△584	42,531
	2. 医 業 費	28,325	△700	27,625
	4. 公 債 費	6,381	△2	6,379
歳 出 合 計		322,003	△9,111	312,892

## 第 2 表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
診 療 所 整 備 事 業 費	28,400	26,300
〔 森 本 診 療 所 医 療 用 施 設 〕	〔 26,500 〕	〔 24,400 〕
計	28,400	26,300

令和 7 年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第 5 号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	25,273	△466	24,807
2. 森本診療所収入	111,087	△2,775	108,312
3. 神鍋診療所収入	63,950	△4,584	59,366
4. 高橋診療所収入	77,921	△1,286	76,635
5. 但東歯科診療所収入	21,860	0	21,860
歳入合計	322,003	△9,111	312,892



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	25,173	△466	24,707
2. 森本診療所費	110,987	△2,775	108,212
3. 神鍋診療所費	63,850	△4,584	59,266
4. 高橋診療所費	77,821	△1,286	76,535
5. 但東歯科診療所費	21,760	0	21,760
歳出合計	322,003	△9,111	312,892

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
43		54	△563
43	△2,100	54	△772
43		54	△4,681
43		54	△1,383
43		54	△97
215	△2,100	270	△7,496

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	43	43
計	0	43	43

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	14,125	△563	13,562
計	14,125	△563	13,562

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	1	54	55
計	1	54	55

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	50,738	△1,080	49,658
計	50,738	△1,080	49,658

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
2.	県補助金	43	物価高騰対策一時支援金	43

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△563	一般会計繰入金	△563

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	54	医療提供体制設備整備交付金	54

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	△700	現年度分	△700
2.	社会保険診療報酬収入	△200	現年度分	△200
3.	後期高齢者診療報酬収入	△1,500	現年度分	△1,500
4.	一部負担金収入	△380	現年度分	△380
5.	その他診療報酬収入	1,700	現年度分	1,700

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	43	43
計	0	43	43

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	33,397	308	33,705
計	33,397	308	33,705

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	5	54	59
計	5	54	59

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医療債	26,500	△2,100	24,400
計	26,500	△2,100	24,400

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	38,413	△4,100	34,313

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
2.	県補助金	43	物価高騰対策一時支援金	43

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	308	一般会計繰入金	308

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	54	医療提供体制設備整備交付金	54

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医療債	△2,100	診療所整備事業債 医療用施設	△2,100 △2,100

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	△1,000	現年度分	△1,000
2.	社会保険診療報酬収入	△900	現年度分	△900

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
(外 来 収 入)			
計	38,413	△4,100	34,313

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	0	43	43
計	0	43	43

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	25,202	△581	24,621
計	25,202	△581	24,621

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	11	54	65
計	11	54	65

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	36,595	1,000	37,595

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3.	後期高齢者診療報酬収入	△1,400	現年度分 △1,400
4.	一部負担金収入	△1,300	現年度分 △1,300
5.	その他診療報酬収入	500	現年度分 500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2.	県補助金	43	物価高騰対策一時支援金 43

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	一般会計繰入金	△581	一般会計繰入金 △581

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	雑収入	54	医療提供体制設備整備交付金 54

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3.	後期高齢者診療報酬収入	500	現年度分 500

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
(外 来 収 入)			
計	36,595	1,000	37,595

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	4,580	43	4,623
計	4,580	43	4,623

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	34,559	△2,383	32,176
計	34,559	△2,383	32,176

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	46	54	100
計	46	54	100

## (款) 5. 但東歯科診療所収入

## (項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	1,686	43	1,729
計	1,686	43	1,729

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. その他診療報酬収入	500	現年度分	500

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 県 補 助 金	43	物価高騰対策一時支援金	43

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	△2,383	一般会計繰入金	△2,383

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 雑 入	54	医療提供体制設備整備交付金	54

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 県 補 助 金	43	物価高騰対策一時支援金	43

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	2,367	△97	2,270
計	2,367	△97	2,270

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	37	54	91
計	37	54	91

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	△97	一般会計繰入金	△97

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入	54	医療提供体制設備整備交付金	54

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	18,198	△466	17,732	43		54	△563
計	18,198	△466	17,732	43		54	△563

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	78,287	△2,271	76,016	43	△2,100	54	△268
計	78,287	△2,271	76,016	43	△2,100	54	△268

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	31,085	△500	30,585				△500
計	31,085	△500	30,585				△500

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△345	人件費	△466
			会計年度任用職員報酬	△345
3. 職員手当等		△121	パートタイム職員	△345
			期末手当	△69
			勤勉手当	△52

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		△182	人件費	△102
			負担金	△102
14. 工事請負費		△1,987	退職手当組合	△102
			一般管理費 【健康増進課】	△2,169
18. 負担金、補助及び交付金		△102	投資委託料	△182
			実施設計	
			整備工事費	△1,987
			整備工事	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△500	医業費 【健康増進課】	△500
			消耗品費	△500

## (款) 2. 森本診療所費

## (項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	35	△4	31				△4
計	1,615	△4	1,611				△4

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	46,215	△182	46,033	43		54	△279
計	46,215	△182	46,033	43		54	△279

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	17,183	△4,400	12,783				△4,400
計	17,183	△4,400	12,783				△4,400

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引料		△4	市債利子 【健康増進課】 市債利子	△4 △4

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△409	人件費	△615
			一般職給	△409
4. 共済費		△69	一般職員 共済組合負担金	△409 △69
12. 委託料		433	負担金 退職手当組合	△137 △137
18. 負担金、補助及び交付金		△137	一般管理費 【健康増進課】 維持管理委託料 公共施設包括管理	433 433

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△3,200	医業費 【健康増進課】	△4,400
			消耗品費	△200
13. 使用料及び賃借料		△1,200	医薬材料費 機器借上料	△3,000 △1,200

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	14	△2	12				△2
計	452	△2	450				△2

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	43,115	△584	42,531	43		54	△681
計	43,115	△584	42,531	43		54	△681

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	28,325	△700	27,625				△700
計	28,325	△700	27,625				△700

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		△2	市債利子 【健康増進課】	△2
			市債利子	△2

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△55	人件費	△1,426
			一般職給	△55
3. 職員手当等		△882	会計年度任用職員	△55
			期末手当	△146
4. 共済費		△435	勤勉手当	△136
			児童手当	△600
12. 委託料		942	共済組合負担金	△435
			負担金	△54
18. 負担金、補助及び交付金		△154	退職手当組合	△54
			一般管理費 【健康増進課】	842
			維持管理委託料	942
			公共施設包括管理	
			負担金	△100
			公立豊岡病院組合医師派遣費	△100

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11. 役務費		△200	医業費 【健康増進課】	△700
			手数料	△200
13. 使用料及び賃借料		△500	機器借上料	△500

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	14	△2	12				△2
計	6,381	△2	6,379				△2

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	13,375	0	13,375	43		54	△97
計	13,375	0	13,375	43		54	△97

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	△2	市債利子 【健康増進課】 △2 市債利子 △2

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## 補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 12 ) 12	9,238	49,393	52,373	111,004	15,237	126,241	
補正前	( 12 ) 12	9,583	49,857	53,376	112,816	15,741	128,557	
比 較	( 0 ) 0	△ 345	△ 464	△ 1,003	△ 1,812	△ 504	△ 2,316	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	291	1,051		1,107	
	補正前	291	1,051		1,107	
	比 較	0	0		0	
職員手当 の内訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	25,796	372			2,265
	補正前	25,796	372			2,265
	比 較	0	0			0
職員手当 の内訳	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		11,625	9,746	120	
	補正前		11,840	9,934	720	
	比 較		△ 215	△ 188	△ 600	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 6		32,546	44,354	76,900	10,212	87,112	
補正前	( 0 ) 6		32,955	44,954	77,909	10,716	88,625	
比 較	( 0 ) 0		△ 409	△ 600	△ 1,009	△ 504	△ 1,513	

( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	291	711		576	
	補正前	291	711		576	
	比 較	0	0		0	
職員手当 の内訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	25,796	372			2,265
	補正前	25,796	372			2,265
	比 較	0	0			0
職員手当 の内訳	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		7,739	6,484	120	
	補正前		7,739	6,484	720	
	比 較		0	0	△ 600	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 12 ) 6	9,238	16,847	8,019	34,104	5,025	39,129	
補正前	( 12 ) 6	9,583	16,902	8,422	34,907	5,025	39,932	
比 較	( 0 )	△ 345	△ 55	△ 403	△ 803	0	△ 803	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後		340		531	
	補正前		340		531	
	比 較		0		0	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		3,886	3,262		
	補正前		4,101	3,450		
	比 較		△ 215	△ 188		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	△ 464	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	△ 464	職員の変動によるもの △ 464 千円		
職 員 手 当	△ 1,003	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 1,003	扶養手当	0 千円	
				地域手当	0 千円	
				住居手当	0 千円	
				通勤手当	0 千円	
				単身赴任手当	0 千円	
				特殊勤務手当	0 千円	
				時間外勤務手当	0 千円	
				休日勤務手当	0 千円	
				夜間勤務手当	0 千円	
				管理職手当	0 千円	
				管理職員特別勤務手当	0 千円	
				期末手当	△ 215 千円	
勤勉手当	△ 188 千円					
児童手当	△ 600 千円					

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
森 本 診 療 所 債 整 備 事 業 債	12,227	14,649	26,500	△ 2,100	24,400
合 計	57,426	51,243	28,500	△ 2,100	26,400

(単位 千円)

見 込 み 当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
1,580	39,569	△ 2,100	37,469
8,385	71,359	△ 2,100	69,259



第21号議案

令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 財産収入		111	120	231
	1. 財産運用収入	111	120	231
歳入合計		13,617	120	13,737

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 霊 苑 管 理 費		12,117	120	12,237
	1. 霊 苑 管 理 費	12,117	120	12,237
歳 出	合 計	13,617	120	13,737



令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 財産収入	111	120	231
歳入合計	13,617	120	13,737



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 霊苑管理費	12,117	120	12,237
歳出合計	13,617	120	13,737

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		120	
0	0	120	0

2. 歳 入

(款) 2. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	111	120	231
計	111	120	231

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 基金運用利子	120	霊苑整備基金利子	120

3. 歳 出

(款) 1. 霊苑管理費

(項) 1. 霊苑管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 基 金 積 立 金	5,396	120	5,516			120	
計	12,117	120	12,237			120	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積立金		120	基金積立金 【生活環境課】	120
			霊苑整備基金積立金 (利子)	120



## 第22号議案

### 令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)

令和7年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,725千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		102,550	△1,725	100,825
	1. 財 産 売 払 収 入	102,287	△2,000	100,287
	2. 財 産 運 用 収 入	263	275	538
歳 入 合 計		118,079	△1,725	116,354

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		34,075	△2,345	31,730
	1. 総 務 管 理 費	34,075	△2,345	31,730
2. 施 設 費		45,025	1,040	46,065
	1. 施 設 費	45,025	1,040	46,065
4. 諸 支 出 金		36,496	△420	36,076
	1. 繰 出 金	36,496	△420	36,076
歳 出 合 計		118,079	△1,725	116,354



令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	102,550	△1,725	100,825
歳入合計	118,079	△1,725	116,354



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	34,075	△2,345	31,730
2. 施設費	45,025	1,040	46,065
4. 諸支出金	36,496	△420	36,076
歳出合計	118,079	△1,725	116,354

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		275	△2,620
			1,040
			△420
0	0	275	△2,000

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	102,287	△2,000	100,287
計	102,287	△2,000	100,287

(款) 1. 財産収入

(項) 2. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	263	275	538
計	263	275	538

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 生産物売払収入	△2,000	電力売払収入 △2,000 但馬空港地場太陽光発電 △2,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 基金運用利子	275	太陽光発電事業基金利子 275

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基金積立金	33,933	△2,345	31,588			275	△2,620
計	34,075	△2,345	31,730			275	△2,620

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施設管理費	45,025	1,040	46,065				1,040
計	45,025	1,040	46,065				1,040

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	36,496	△420	36,076				△420
計	36,496	△420	36,076				△420

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金		△2,345	基金積立金 【コウノトリ共生課】 太陽光発電事業基金積立金 太陽光発電事業基金積立金(利子)
			△2,345 △2,620 275

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		238	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 光熱水費
12. 委託料		802	維持管理委託料 施設管理 但馬空港地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 光熱水費 竹貫地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 光熱水費 維持管理委託料 施設管理
			644 50 594 74 74 322 114 208

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金		△420	一般会計繰出金 【コウノトリ共生課】 一般会計繰出金
			△420 △420



## 第23号議案

### 令和7年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算(第1号)

令和7年度豊岡市の管理会財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 高橋財産区収入		1,865	13	1,878
	2.財 産 収 入	14	13	27
歳 入 合 計		1,865	13	1,878

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 高橋財産区費		194	13	207
	1. 総務費	194	13	207
歳 出	合 計	1,865	13	1,878



令和7年度豊岡市管理会財産区特別会計  
補正予算（第1号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 高橋財産区収入	1,865	13	1,878
歳入合計	1,865	13	1,878



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7. 高橋財産区費	194	13	207
歳出合計	1,865	13	1,878

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		13	
0	0	13	0

2. 歳 入

(款) 7. 高橋財産区収入

(項) 2. 財産収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 財産運用収入	13	13	26
計	14	13	27

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 利子及び配当金	13	高橋財産区特別福祉基金利子	13

3. 歳 出

(款) 7. 高橋財産区費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 財 産 管 理 費	8	13	21			13	
計	194	13	207			13	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	13	財産管理費 【但東地域振興課】 福祉基金積立金	13 13



第24号議案

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度豊岡市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,125,237 千円	△ 20,000 千円	1,105,237 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,456,920 千円	492 千円	2,457,412 千円
第1項 営業収益	1,785,343 千円	492 千円	1,785,835 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,359,641 千円	64,571 千円	2,424,212 千円
第1項 営業費用	2,063,996 千円	1,856 千円	2,065,852 千円
第2項 営業外費用	187,588 千円	62,659 千円	250,247 千円
第3項 特別損失	105,057 千円	56 千円	105,113 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,318,443 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 78,879 千円、過年度分損益勘定留保資金 49 千円、当年度分損益勘定留保資金 947,815 千円及び建設改良積立金 291,700 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,298,443 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,061 千円、過年度分損益勘定留保資金 49 千円、当年度分損益勘定留保資金 947,833 千円及び建設改良積立金 273,500 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	2,127,919 千円	△ 20,000 千円	2,107,919 千円
第1項 建設改良費	1,140,904 千円	△ 20,000 千円	1,120,904 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	164,019 千円	1,740 千円	165,759 千円

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第5号) に関する説明書

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第5号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,456,920	492	2,457,412			
1 営業収益	1,785,343	492	1,785,835			
15 その他営業 収益	68,881	492	69,373			
				015 雑収益	492	下水道使用料徴収等受託金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,359,641	64,571	2,424,212			
1 営業費用	2,063,996	1,856	2,065,852			
05 原水及び浄 水費	365,839	96	365,935			
				105 賞与引当金繰入 額	96	賞与引当金 78 法定福利費引当金 18
10 配水及び給 水費	281,203	479	281,682			
				105 賞与引当金繰入 額	479	賞与引当金 396 法定福利費引当金 83
20 総係費	211,989	1,281	213,270			
				105 賞与引当金繰入 額	1,165	賞与引当金 946 法定福利費引当金 219
				120 貸倒引当金繰入 額	116	
2 営業外費用	187,588	62,659	250,247			
15 消費税及び 地方消費税	42,656	62,659	105,315			
				155 消費税及び地方 消費税	62,659	
3 特別損失	105,057	56	105,113			
15 その他特別 損失	100,056	56	100,112			
				130 貸倒に係る消費 税	56	

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,127,919	△ 20,000	2,107,919			
1 建設改良費	1,140,904	△ 20,000	1,120,904			
05 配水施設費	1,125,237	△ 20,000	1,105,237			
				040 委託料	△ 20,000	設計業務

## 令和7年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	14,497
	減価償却費	1,142,685
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,420
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	320
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 498
	長期前受金戻入額	△ 248,575
	受取利息及び受取配当金	△ 1,725
	支払利息	126,916
	固定資産除却損	53,800
	未収金の増減額 (△は増加)	58,298
	未払金の増減額 (△は減少)	46,385
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 1,529
	前払金の増減額 (△は増加)	15,900
	小計	1,207,894
	利息及び配当金の受取額	1,725
	利息の支払額	△ 126,916
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,082,703
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,232,081
	有形固定資産の売却による収入	2
	無形固定資産の取得による支出	△ 2,413
	国庫補助金等による収入	178,613
	負担金による収入	44,180
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,011,699
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	434,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 987,015
	他会計からの出資による収入	220,399
	リース債務の返済による支出	△ 1,356
	豊岡市奨学基金への支出	△ 900
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 334,872
	資金増加額	△ 263,868
	資金期首残高	2,132,444
	資金期末残高	1,868,576

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	( 17 )	178	57,214	39,585	96,977	19,481	116,458
	資本勘定支弁職員		( 6 )		24,566	16,383	40,949	8,352	49,301
	合 計	10	( 23 )	178	81,780	55,968	137,926	27,833	165,759
補正前	損益勘定支弁職員	10	( 17 )	178	57,214	38,165	95,557	19,161	114,718
	資本勘定支弁職員		( 6 )		24,566	16,383	40,949	8,352	49,301
	合 計	10	( 23 )	178	81,780	54,548	136,506	27,513	164,019
比 較	損益勘定支弁職員	0	( 0 )	0	0	1,420	1,420	320	1,740
	資本勘定支弁職員		( 0 )		0	0	0	0	0
	合 計	0	( 0 )	0	0	1,420	1,420	320	1,740

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	3,222	1,721	1,271	1,765			8,752
	補正前	3,222	1,721	1,271	1,765			8,752
	比 較	0	0	0	0			0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			1,148		19,735	16,054	2,300
	補正前			1,148		18,956	15,413	2,300
比 較			0		779	641	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	( 14 )	178	50,737	37,181	88,096	17,868	105,964
	資本勘定支弁職員		( 6 )		24,566	16,383	40,949	8,352	49,301
	合 計	10	( 20 )	178	75,303	53,564	129,045	26,220	155,265
補正前	損益勘定支弁職員	10	( 14 )	178	50,737	35,270	86,185	17,473	103,658
	資本勘定支弁職員		( 6 )		24,566	16,383	40,949	8,352	49,301
	合 計	10	( 20 )	178	75,303	51,653	127,134	25,825	152,959
比 較	損益勘定支弁職員	0	( 0 )	0	0	1,911	1,911	395	2,306
	資本勘定支弁職員		( 0 )		0	0	0	0	0
	合 計	0	( 0 )	0	0	1,911	1,911	395	2,306

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	3,222	1,591	1,271	1,534			8,752
	補正前	3,222	1,591	1,271	1,534			8,752
	比 較	0	0	0	0			0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			1,148		18,625	15,121	2,300
	補正前			1,148		17,579	14,256	2,300
比 較			0		1,046	865	0	

## (2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	3		6,477	2,404	8,881	1,613	10,494
	資本勘定支弁職員							
	合 計	3		6,477	2,404	8,881	1,613	10,494
補正前	損益勘定支弁職員	3		6,477	2,895	9,372	1,688	11,060
	資本勘定支弁職員							
	合 計	3		6,477	2,895	9,372	1,688	11,060
比 較	損益勘定支弁職員	0		0	△ 491	△ 491	△ 75	△ 566
	資本勘定支弁職員							
	合 計	0		0	△ 491	△ 491	△ 75	△ 566

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		130		231			
	補正前		130		231			
	比 較		0		0			
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後				1,110	933		
	補正前				1,377	1,157		
	比 較				△ 267	△ 224		

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0			
手 当	1,420	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	1,420	扶養手当	0 千円	
				地域手当	0 千円	
				住居手当	0 千円	
				通勤手当	0 千円	
				単身赴任手当	0 千円	
				特殊勤務手当	0 千円	
				時間外勤務手当	0 千円	
				休日勤務手当	0 千円	
				夜間勤務手当	0 千円	
				管理職手当	0 千円	
				管理職員特別勤務手当	0 千円	
				期末手当	779 千円	
勤勉手当	641 千円					
児童手当	0 千円					

令和7年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,004,790		
減価償却累計額	<u>△ 1,128,755</u>	876,035	
ハ 構 築 物	35,701,689		
減価償却累計額	<u>△ 18,886,108</u>	16,815,581	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,563,962		
減価償却累計額	<u>△ 6,803,125</u>	2,760,837	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023		
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	101,625		
減価償却累計額	<u>△ 83,173</u>	18,452	
ト リース資産	6,188		
減価償却累計額	<u>△ 1,393</u>	4,795	
チ 建設仮勘定		<u>1,136,560</u>	
有形固定資産合計			<u>22,309,413</u>

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268	
ロ その他無形固定資産		<u>165,719</u>	
無形固定資産合計			<u>167,987</u>
固定資産合計			<u>22,477,400</u>

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,868,576	
(2) 未収金	379,610		
貸倒引当金	<u>△ 9,397</u>	370,213	
(3) 貯蔵品		27,005	
(4) 前払金		998	
(5) その他流動資産		<u>61</u>	
流動資産合計			<u>2,266,853</u>

資産合計

24,744,253

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>7,380,637</u>		
企業債合計		7,380,637	
(2) リース債務		3,793	
固定負債合計			7,384,430
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>958,909</u>		
企業債合計		958,909	
(2) リース債務		1,371	
(3) 未払金		286,240	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	8,893		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,790</u>		
引当金合計		10,683	
(5) その他流動負債		<u>3,150</u>	
流動負債合計			1,260,353
5 繰延収益			
長期前受金		11,880,193	
収益化累計額		<u>△ 7,437,459</u>	
繰延収益合計			<u>4,442,734</u>
負債合計			13,087,517

資本の部

6 資本金			9,036,864
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	1,306,071		
ロ 資産維持積立金	425,300		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>577,660</u>		
利益剰余金合計		<u>2,309,031</u>	
剰余金合計			<u>2,619,872</u>
資本合計			<u>11,656,736</u>
負債資本合計			<u><u>24,744,253</u></u>

第25号議案

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
管渠施設事業費	780,073 千円	△ 352,000 千円	428,073 千円
処理場施設事業費	1,619,622 千円	△ 515,400 千円	1,104,222 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	5,577,751 千円	△ 21,823 千円	5,555,928 千円
第1項 営業収益	1,784,118 千円	△ 573 千円	1,783,545 千円
第2項 営業外収益	3,793,631 千円	△ 21,250 千円	3,772,381 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,637,477 千円	29,012 千円	4,666,489 千円
第1項 営業費用	4,246,160 千円	29,012 千円	4,275,172 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,704,341千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,666千円、当年度分損益勘定留保資金1,738,345千円、減債積立金861,330千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,697,801千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,943千円、当年度分損益勘定留保資金1,749,978千円、減債積立金 880,880千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,451,542 千円	△ 860,860 千円	2,590,682 千円
第1項 企業債	2,257,400 千円	△ 408,700 千円	1,848,700 千円
第2項 補助金	1,193,300 千円	△ 456,220 千円	737,080 千円
第3項 負担金	840 千円	4,060 千円	4,900 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,155,883 千円	△ 867,400 千円	5,288,483 千円
第1項 建設改良費	2,399,695 千円	△ 867,400 千円	1,532,295 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	1,187,200千円	778,500千円
計	2,264,100千円	1,855,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	153,250 千円	△ 414 千円	152,836 千円

令和8年2月27日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第4号)に関する説明書

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,577,751	△ 21,823	5,555,928			
1 営業収益	1,784,118	△ 573	1,783,545			
10 他会計負担金	156,883	△ 573	156,310			
				010 し尿処理負担金	△ 573	
2 営業外収益	3,793,631	△ 21,250	3,772,381			
23 長期前受金戻入	1,256,787	16,239	1,273,026			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	15,312	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	229	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	698	
30 消費税及び地方消費税還付金	55,325	△ 37,489	17,836			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 37,489	

支出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,637,477	29,012	4,666,489			
1 営業費用	4,246,160	29,012	4,275,172			
05 管渠費	201,316	△ 193	201,123			
				175 賞与引当金 繰入額	△ 193	賞与引当金繰入額 △ 166 法定福利費引当金 繰入額 △ 27
10 ポンプ場費	24,659	56	24,715			
				175 賞与引当金 繰入額	56	賞与引当金繰入額 45 法定福利費引当金 繰入額 11
15 処理場費	866,292	377	866,669			
				115 負担金	264	汚泥処理負担金
				175 賞与引当金 繰入額	113	賞与引当金繰入額 89 法定福利費引当金 繰入額 24
25 総係費	158,761	900	159,661			
				115 負担金	1,290	使用料徴収事務
				175 賞与引当金 繰入額	△ 390	賞与引当金繰入額 △ 351 法定福利費引当金 繰入額 △ 39
35 資産減耗費	7,372	27,872	35,244			
				185 固定資産除却費	27,872	除却損

資本の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の収入	3,451,542	△ 860,860	2,590,682			
1 企業債	2,257,400	△ 408,700	1,848,700			
05 企業債	2,257,400	△ 408,700	1,848,700			
				005 企業債	△ 408,700	下水道事業債
2 補助金	1,193,300	△ 456,220	737,080			
05 国庫補助金	1,193,300	△ 456,220	737,080			
				005 国庫補助金	△ 456,220	
3 負担金	840	4,060	4,900			
05 受益者負担金 (分担金)	840	4,060	4,900			
				005 受益者負担金 (分担金)	4,060	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	6,155,883	△ 867,400	5,288,483			
1 建設改良費	2,399,695	△ 867,400	1,532,295			
05 管渠施設事業 費	780,073	△ 352,000	428,073			
				080 委託料	△ 8,020	生活排水処理計画策定業務等
				135 補償費	△ 500	損害補償費
				140 工事請負費	△ 343,480	汚水管渠整備工事 △ 5,000 管渠施設長寿命化 △ 164,500 対策工事 処理施設統廃合工 △ 173,980 事
15 処理場施設事 業費	1,619,622	△ 515,400	1,104,222			
				080 委託料	33,000	処理施設長寿命化対策実施設計 業務
				140 工事請負費	△ 548,400	処理施設長寿命化対策工事

令和7年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	822,497
減価償却費	2,987,759
賞与引当金の増減額 (△は減少)	94
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 31
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	145
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,041
長期前受金戻入額	△ 1,273,026
受取利息及び受取配当金	△ 471
支払利息	383,234
固定資産除却損	35,244
未収金の増減額 (△は増加)	△ 13,275
未払金の増減額 (△は減少)	59,040
小計	2,997,169
利息及び配当金の受取額	471
利息の支払額	△ 383,234
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,614,406

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,468,716
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,234,540
負担金等による収入	4,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,229,273

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,307,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,756,188
リース債務の返済による支出	△ 1,170
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,449,958

資金増加額	△ 64,825
資金期首残高	2,936,089
資金期末残高	2,871,264

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	(14)	178	51,659	30,865	82,702	16,457	99,159
	資本勘定支弁職員		(7)		25,806	19,267	45,073	8,604	53,677
	合計	10	(21)	178	77,465	50,132	127,775	25,061	152,836
補正前	損益勘定支弁職員	10	(14)	178	51,659	31,248	83,085	16,488	99,573
	資本勘定支弁職員		(7)		25,806	19,267	45,073	8,604	53,677
	合計	10	(21)	178	77,465	50,515	128,158	25,092	153,250
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	0	△ 383	△ 383	△ 31	△ 414
	資本勘定支弁職員		(0)		0	0	0	0	0
	合計	0	(0)	0	0	△ 383	△ 383	△ 31	△ 414

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	手当の比較	補正後	2,634	1,655	1,998	1,353		4
補正前		2,634	1,655	1,998	1,353		4	4,804
比較		0	0	0	0		0	0
手当の内訳	区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,205		18,044	14,555	2,880
	補正前			2,205		18,246	14,736	2,880
	比較			0		△ 202	△ 181	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	(11)	178	45,157	28,023	73,358	14,837	88,195
	資本勘定支弁職員		(6)		23,440	18,053	41,493	7,967	49,460
	合計	10	(17)	178	68,597	46,076	114,851	22,804	137,655
補正前	損益勘定支弁職員	10	(11)	178	45,157	28,461	73,796	14,879	88,675
	資本勘定支弁職員		(6)		23,440	18,053	41,493	7,967	49,460
	合計	10	(17)	178	68,597	46,514	115,289	22,846	138,135
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	0	△ 438	△ 438	△ 42	△ 480
	資本勘定支弁職員		(0)		0	0	0	0	0
	合計	0	(0)	0	0	△ 438	△ 438	△ 42	△ 480

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	手当の比較	補正後	2,634	1,476	1,998	1,000		4
補正前		2,634	1,476	1,998	1,000		4	4,804
比較		0	0	0	0		0	0
手当の内訳	区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,205		16,129	12,946	2,880
	補正前			2,205		16,361	13,152	2,880
	比較			0		△ 232	△ 206	0

## (2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	3		6,502	2,842	9,344	1,620	10,964
	資本勘定支弁職員	1		2,366	1,214	3,580	637	4,217
	合 計	4		8,868	4,056	12,924	2,257	15,181
補正前	損益勘定支弁職員	3		6,502	2,787	9,289	1,609	10,898
	資本勘定支弁職員	1		2,366	1,214	3,580	637	4,217
	合 計	4		8,868	4,001	12,869	2,246	15,115
比 較	損益勘定支弁職員	0		0	55	55	11	66
	資本勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	55	55	11	66

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		179		353			
	補正前		179		353			
	比 較		0		0			
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後				1,915	1,609		
	補正前				1,885	1,584		
	比 較				30	25		

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0			
手 当	△ 383	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 383	扶養手当	0 千円	
				地域手当	0 千円	
				住居手当	0 千円	
				通勤手当	0 千円	
				単身赴任手当	0 千円	
				特殊勤務手当	0 千円	
				時間外勤務手当	0 千円	
				休日勤務手当	0 千円	
				夜間勤務手当	0 千円	
				管理職手当	0 千円	
				管理職員特別勤務手当	0 千円	
				期末手当	△ 202 千円	
				勤勉手当	△ 181 千円	
児童手当	0 千円					

令和7年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,914,756
ロ 立木		41,477
ハ 建物	8,382,976	
減価償却累計額	<u>△ 3,753,643</u>	4,629,333
ニ 建物附属設備	1,144,736	
減価償却累計額	<u>△ 1,107,876</u>	36,860
ホ 構築物	106,922,966	
減価償却累計額	<u>△ 48,700,976</u>	58,221,990
ヘ 機械及び装置	31,119,891	
減価償却累計額	<u>△ 20,702,032</u>	10,417,859
ト 車両及び運搬具	8,490	
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418
チ 工具器具及び備品	62,724	
減価償却累計額	<u>△ 58,033</u>	4,691
リ リース資産	5,314	
減価償却累計額	<u>△ 1,196</u>	4,118
ヌ 建設仮勘定		<u>3,268,948</u>

有形固定資産合計 79,540,450

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		5,564
ロ 電話加入権		<u>3,300</u>

無形固定資産合計 8,864

固定資産合計 79,549,314

2 流動資産

(1) 現金預金		2,871,264
(2) 未収金	330,547	
貸倒引当金	<u>△ 9,350</u>	321,197
(3) その他流動資産		<u>78</u>
流動資産合計		<u>3,192,539</u>

資産合計

82,741,853

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

32,720,193

企業債合計

32,720,193

(2) リース債務

2,822

(3) 引当金

イ 修繕引当金

11,355

引当金合計

11,355

固定負債合計

32,734,370

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

3,611,705

企業債合計

3,611,705

(2) リース債務

1,063

(3) 未払金

1,287,578

(4) 預り金

4,408

(5) 引当金

イ 賞与引当金

6,374

ロ 法定福利費引当金

1,263

引当金合計

7,637

流動負債合計

4,912,391

5 繰延収益

長期前受金

63,299,956

収益化累計額

△ 32,103,091

繰延収益合計

31,196,865

負債合計

68,843,626

資本の部

6 資本金

10,846,306

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

796,164

ロ 他会計補助金

34,328

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

908,313

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

439,852

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,703,756

利益剰余金合計

2,143,608

剰余金合計

3,051,921

資本合計

13,898,227

負債資本合計

82,741,853

## 注記

### I 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、22,140,983千円である。

## II セグメント情報の開示

### 1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	合計
営業収益	1,207,541	394,354	24,985	3,623	1,403	2,689	1,634,595
営業費用	2,324,212	1,207,529	566,743	41,232	19,974	15,004	4,174,694
営業損益	△ 1,116,671	△ 813,175	△ 541,758	△ 37,609	△ 18,571	△ 12,315	△ 2,540,099
経常損益	581,561	243,481	1,988	9	9	73	827,121
セグメント資産	42,367,144	26,172,965	13,148,945	657,151	298,497	97,151	82,741,853
セグメント負債	36,722,671	21,684,000	9,732,196	512,592	136,843	55,324	68,843,626
その他の項目							
他会計繰入金	1,321,332	798,011	450,994	15,940	19,868	7,683	2,613,828
減価償却費	1,599,854	879,779	463,184	28,847	8,889	7,206	2,987,759
特別利益	2	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,140	940	455	9	9	73	4,626
固定資産増加額	1,180,464	212,920	4,545	0	0	0	1,397,929